

第5次犬山市総合計画改訂版(素案)

平成28年12月

※写真・イラスト・グラフ等を含め字句等は、今後、追加・変更します。

※レイアウト等も現時点のもので今後調整し変更します。

目 次

1	序論	1
1	1 計画の概要	3
2	2 第5次犬山市総合計画中間見直しについて	5
3	3 まちづくりの主要課題について	6
2	基本構想	13
1	1 まちづくりの考え方	14
2	2 まちの将来像	15
3	3 まちづくり宣言	22
4	4 まちづくりの達成指標	24
3	基本計画	25
1	1 基本フレーム	26
2	2 施策の全体像	31
3	3 重点施策	32
4	4 まちづくり宣言別の取組方針	35
5	5 まちづくり宣言別計画（個別施策）	40

1 序 論

1 計画の概要

2 第5次犬山市総合計画中間見直しについて

3 まちづくりの主要課題について

1 計画の概要

(1)これまでの流れ

これまで犬山市では、「市民憲章」と「総合計画」を市民とまちの共通の理念や目標・方向として掲げ、まちづくりを進めてきました。

“犬山市民憲章”は、輝かしい郷土犬山に誇りと責任を持ち、みんなで力を合わせ、明るく豊かな住みよいまちづくりを進めていくため、昭和59年に制定したものであり、犬山市民が取り組むべき共通の『目標』、『生活の規範』としてきました。

また、総合計画はまちづくりの総合的な長期計画として、第1次犬山市総合計画（昭和49年度～昭和60年度）以降、これまで4度にわたって計画を改定してきました。

(2)総合計画の役割とは？

第5次犬山市総合計画は、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めていくために、次の3つの役割を担います。

市の最上位計画であり犬山市政の道しるべとなる“市政の羅針盤”

市で取り組むすべての施策の基本となり、市が目指すまちの将来像を描き、その実現に向けた取組みの方向性を指し示す「羅針盤」とします。

市民の参画と行政との協働による“まちづくりの行動指針”

市民と行政が協働の心を持ち、対話や交流を重ね、お互いの理解と共感に基づき協力してまちづくりを進めていくための共通目標や取組みの方向性を示す「行動指針」とします。

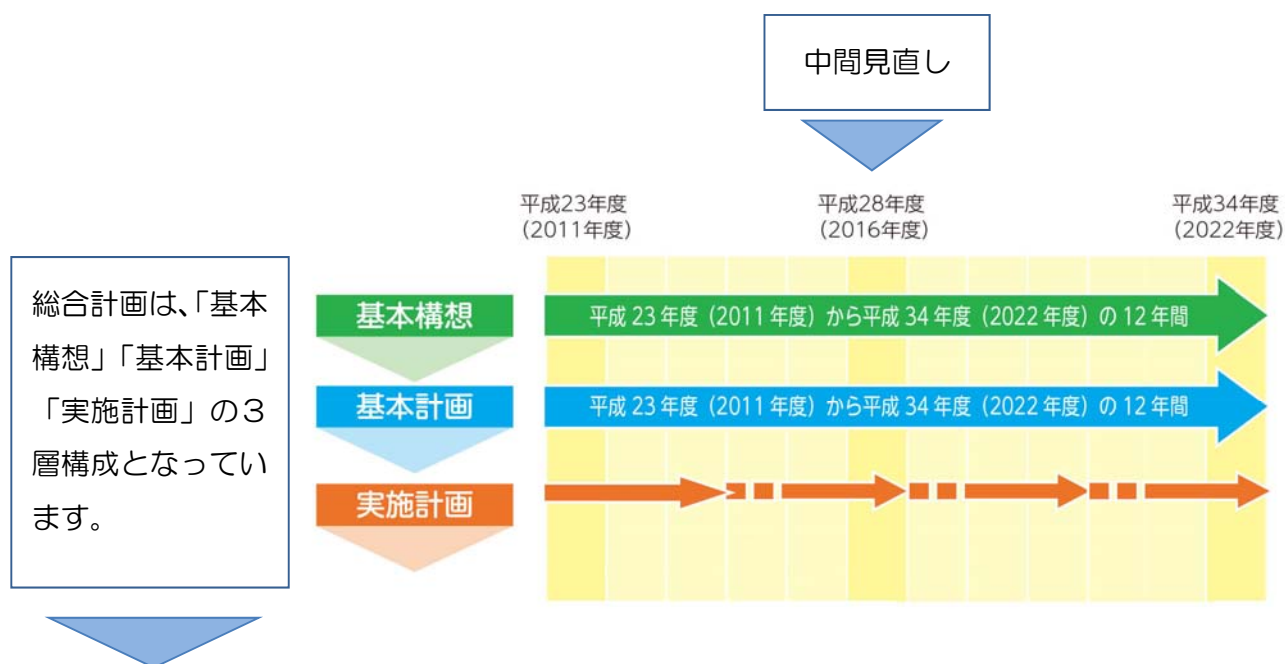
計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理の基準”

計画の評価・検証など進行管理を行うため、具体的な目標と、その目標の達成度が確認できる指標と数値目標を定めた「進行管理の基準」とします。

(3) 計画期間と構成

平成 23 年度～平成 34 年度の 12 年間

※平成 28 年度に中間見直し ⇨平成 29 年度が後期の開始年度となります。



犬山市のまちづくりの基本的な理念と施策の体系を表す根幹

基本構想

犬山市がまちづくりを進める上で基軸におく考え方を明示するもので、長期的な展望のもとで目指すまちの将来像を明らかにし、今後の市政運営の指針となるものです。

基本計画

基本構想で掲げたまちの将来像を実現するための具体的な施策の方針や事業内容を定めます。

基本構想・基本計画に基づき策定する個別事業計画

実施計画

基本構想、基本計画に基づき、重点的に推進する事業の計画を策定することで、予算編成の指針となるものです。社会経済情勢の変化などにも柔軟に対応するため、指標に基づいた評価をもとに見直しを行います。

2 第5次犬山市総合計画の中間見直しについて

－ なぜ総合計画の見直しが必要か？ －

平成23年度に策定した『第5次犬山市総合計画』は12年間の計画期間のうち、半分が経過しましたが、以下にあげる必要性から見直しを行いました。

中間見直しの必要性

人口の目標を見直す	①人口減少時代を迎え、目標人口の見直しが必要 <ul style="list-style-type: none">・第5次犬山市総合計画では計画期間における目指す人口を7万7千人、目標を8万人と設定しています。・一方、本市の人口は平成21年をピークに減少局面に転じています。・この状況を受け、昨年度策定した「いいね！いぬやま総合戦略」では、今後の市の人口を、(このまま何も手を打たなければ)2060年には、平成28年4月時点より約2万4千人減の約5万1千人まで減少するものと予測し、持続可能なまちづくりを進めるため、人口減少を改善し、基本推計値に対し約1万人増の6万1千人を堅持するものとしています。・今回の見直しの中では、この新たな目標人口を前提とした計画に修正する必要があります。
社会の変化に適應する	②社会情勢の変化等による計画の見直しが必要 <ul style="list-style-type: none">・まちの賑わいや活力の維持向上、インバウンド需要の取込みも含めた交流人口の拡大、加えて持続可能な都市経営を達成するためのコンパクトシティ及びそれをつなぐネットワークの実現など、策定以降の社会情勢等の変化に対応するとともに、都市の有する課題解決が必須となっています。
個別施策を時点修正する	③中間期での計画の進捗状況等を踏まえた個別施策の見直しが必要 <ul style="list-style-type: none">・計画期間の半分が経過しようとしています。個別施策に記載されている内容が、法令改正等の影響により現状と相違しているものや当初設定した目標指標の数値を既に達成したものなどがあり、見直しが必要です。



中間見直しの方針

中間見直しにあたっては、平成27年度に策定した「いいね！いぬやま総合戦略」の成果を踏まえて、今後6年間で特に必要な施策及び事業を見極めた上で、「重点的に行うべきもの」、「新たに追加すべきもの」等を選択し、メリハリのある計画とします。

3 まちづくりの主要課題について

犬山市のまちづくりの主要な課題について、策定時（平成 22 年度）を振り返るとともに、近年における課題もあわせて整理しました。

策定時の主要課題

第5次犬山市総合計画策定時に整理した4つの主要課題（平成22年度）

主要課題1

人口減少・少子高齢社会への対応

- 地域における支え合いの充実
- 高齢者の生活不安の解消
- 安心して子どもを産み育てるための総合的な少子化対策
- 公共交通を中心とした日常生活の移動手段の充実

主要課題2

自主自立へ向けた地域活性化の取り組み

- 市民に信頼される開かれた行政の推進（地域主体の推進）
- 持続可能な行財政基盤の確立と自主財源の確保（企業誘致、産業振興など）
- 協働による住民自治の一層の推進

近年における課題

いいね！いぬやま総合戦略における「犬山市の特徴と課題」（平成27年度）

まちの状況

【特徴】

- 「伝統文化」「地域の祭り」「豊かな自然」「城(城下町)」が市民の誇りである
- 「地域のつながり」「人の優しさ」を実感できる

【課題】

- ▼新旧市民の融和が課題
- ▼ひろがりのある観光、地域のブランド力強化が課題
- ▼都市インフラ整備が課題
- ▼魅力・情報の発信が課題

ひとの状況

【特徴】

- 宅地開発と地域人口の増加が相関している
- 30歳代は流入傾向にある

【課題】

- ▼多くみられる20歳代女性の市外への転出、出生数減少への対応が課題
- ▼晩婚化・晩産化の進行への対応が課題

しごとの状況

【特徴】

- 製造業が基幹産業である

【課題】

- ▼非常に厳しい状況にある商業の再生が課題
- ▼市内で買い物をする人の割合向上が課題
- ▼耕作者の高齢化や農地保全の対応が課題
- ▼女性・高齢者・若者が活躍できる支援・仕組みづくりが課題

平成 27 年度に策定した「いいね！いぬやま総合戦略」は、特に犬山市の抱える喫緊の課題である「人口減少」と「地域経済の縮小」に対応するための取り組みであり、その策定時に徹底した議論を経てとりまとめた課題は、第5次犬山市総合計画の策定時の主要課題と関連性、共通性を持っています。

策定当初、犬山市のこれまでの取組みや社会の動向などを踏まえ、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応し、市民の暮らしを守り、市民主体のまちづくりを進めるという視点から特に留意すべき4つのまちづくりの主要課題を整理しました。

主要課題3

毎日の暮らしにおける安全・安心の確保

- 自然災害や犯罪、交通事故などに対する市民の生活不安の解消
- 地域医療・緊急医療体制の充実
- 食の安全確保に向けた取組みの充実
- 生活や雇用の不安を解消する仕組みづくり

主要課題4

心の豊かさや生活の質の重視

- 様々な交流や活動への参加機会の充実
- コミュニティを基本とした地域社会の活性化
- すべての市民が共生できる地域づくり
- 「学びの学校づくり」を通じた学校教育の一層の充実

市民アンケートの結果からみる市民の課題認識(平成28年度)

重要と考える施策(上位 10)

- ・地域医療や救急医療体制の充実
- ・駅周辺のまちづくり
- ・子育て環境の充実
- ・バスの利便性向上
- ・健全な財政運営
- ・災害に強いまちづくり
- ・福祉の充実
- ・魅力ある商業地づくり
- ・社会保障の充実

近年の社会情勢に対応したまちづくり(上位5)

- ・安全・安心のまち
- ・歩いて暮らせるまち
- ・活気ある商店街や商業施設のあるまち
- ・移動の不自由がないまち
- ・子育て環境が充実したまち

平成28年に実施した市民アンケート調査によれば「これまでの第5次犬山市総合計画の施策のなかで重要と思うもの」や「近年の社会情勢の変化に対する市民のまちづくりニーズ」として、安全・安心や日常生活における暮らしやすさ、まちの活気、子育てなどが挙げられており、策定時の主要課題と共通性を持っています。

「いいね！いぬやま総合戦略」と最新の市民意識調査からみた課題は、平成22年度の策定時に整理した4つの主要課題と共通しており、4つの主要課題の枠組みは変えず、引き続き課題の解決に向けた取組みを進める必要があります。ただし、近年の社会動向を踏まえ、各主要課題の内容については時点修正を行いました。

平成 22 年度策定時の課題をもとに、平成 27 年度の「いいね！いぬやま総合戦略」策定時の検討の成果と平成 28 年度に実施した市民意識調査の結果を加味し、さらには近年の社会動向を踏まえて整理した犬山市の課題は以下のとおりです。

主要課題1 人口減少・少子高齢社会への対応

地域における支え合いの充実

- 子どもからお年寄りまでが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、子育て支援や高齢者福祉サービスなど、地域での支え合いを基本とした仕組みの充実が求められています。

高齢者の生活不安の解消

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、見守り体制の強化など高齢者の生活不安を解消する取組みを充実する必要があります。

安心して子どもを産み育てるための総合的な少子化対策

- 人口全体が減少傾向にあるなか、特に 20 歳代の女性の転出が多く、子どもの生まれる数も減少しています。また、全国と同様に本市においても未婚率が高まり、晩婚化・晩産化が進行しています。

まちの持続的な発展や地域活力を維持するため、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや地域の子育て支援体制の充実など、総合的な少子化対策を講じていく必要があります。

公共交通を中心とした日常生活の移動手段の充実

- 子どもや高齢者など、車を使わない人も日常生活を不便なく過ごすことができるように、コミュニティバスなど公共交通を中心とした日常生活の移動手段を充実するとともに、鉄道の各駅周辺や各地域の集落などにおいて生活利便機能の充実を図り、歩いて暮らせるまちづくりの実現が求められています。

主要課題2 自主自立に向けた地域活性化への取組み

まちの魅力と活力の向上

- 市内で購入をする人の割合が極端に低下し、買い物や飲食のできる商業施設の充実を望む声が多くあります。また、本市の基幹産業である製造業を中心に、企業誘致を始めとした産業振興を進め、まちの活力を高めていく必要があります。

市民に信頼される開かれた行政の推進

- 「地方分権」が進展し、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を実現するため、開かれた行政として、市民目線に立ち、透明性が高く、市民に信頼される行政であることが今後一層求められています。

行財政基盤の確立

- 市民本位の実効性の高い施策を展開するため、継続して行財政改革に取り組み、持続可能な行財政基盤を確立していく必要があります。

協働による住民自治の一層の推進

- 地域の自立を推進するためには、市民の市政への参画、市民と行政との協働によるまちづくりが不可欠です。市民一人ひとりのまちづくりへの意識をさらに高め、まちを支える担い手となり、市民・地域・議会・行政が協働のパートナーとして連携した住民自治の一層の推進が求められています。

主要課題3 毎日の暮らしにおける安全・安心の確保

災害に備えたまちづくり

- 東日本大震災や熊本地震などを教訓として、大規模な災害に備えたまちづくりが必要です。都市基盤の強化や災害時の備蓄・情報伝達手段の充実、被災地に物資を搬入するための拠点整備、災害時に行政機能を維持し、業務継続が可能となる体制の構築、自主防災活動の推進など、防災体制を整えるための取組みが求められています。

市民の生活不安の解消

- 地域の安全に関する主体的活動を支援し、交通事故や犯罪など市民の安全・安心な暮らしを脅かす生活不安を解消していく必要があります。

地域医療・緊急医療体制の充実

- 平成28年6月に実施した市民意識調査では、地域医療や緊急医療体制の充実を求める声が非常に多くありました。身近な地域での安心な暮らしを支えるため、保健・医療・福祉などの横断的な体制づくりの推進が求められています。

食の安全確保と里山の環境保全に向けた取組みの充実

- 市民の食の安全への関心や要請が高まっている一方で、市内農地の耕作面積は減少が続く、有効に活用されているとはいえないため、地産地消や食育などと連携した農業振興を図り、食の安全確保に向けた取組みの充実が求められています。また、食材な

ど自然資源の供給元となる里山の環境を保全し、都市と自然が共存する持続可能なまちづくりを進める必要があります。

生活や雇用の不安を解消する仕組みづくり

- 景気の変動や雇用体系の変化などによる不安定な就業や経済格差の拡大などが問題となっており、関係機関などと連携した雇用機会の拡大や各種社会保障制度の適正な運用などにより、毎日の生活や雇用への不安を解消する仕組みづくりが求められています。

主要課題4 心の豊かさや生活の質の重視

様々な交流や活動への参加機会の充実

- 個人の価値観の多様化や心の豊かさを重視する傾向が強まるなか、すべての市民がいつまでも健康で、心のゆとりや生きがいを実感して暮らせるよう、スポーツ・健康・文化・生涯学習など様々な交流や活動に参加できる機会の充実が求められています。

経済の活性化と定住人口増へつなげる交流の促進

- 人口が減少していくなか、交流人口の拡大によりまちの活力を維持・向上していく施策が求められています。また、豊かな自然や歴史文化、地域の祭りなど固有の資源を活かしてまちの魅力を効果的に発信することにより、市外の人々の来訪を増やし、まちに愛着を感じてもらい、定住人口の増加へとつなげる必要があります。

地域に応じた多様な活動の推進

- まちづくりは、そこに住む人たちの手によって、地域ごとの特性を活かしながら進めていく必要があります。町内会、コミュニティ、自治会、学校、事業所、子供会など、様々な団体が地域課題の解決のために一丸となって取り組むことが、郷土を深く愛する気持ちを高め、さらに魅力ある地域づくりにつながるものと考えます。こうした活動の中で、地域を支える人材が育つような取組みを市民と行政が一緒になって進める必要があります。

すべての市民が共生できる地域づくり

- 家庭や地域での交流や多文化共生の重要性が高まるなか、世代や性別、国籍などを問わずすべての市民が地域社会の一員として、お互いを尊重し、理解し合って暮らすことのできる、多様性のある地域づくりが求められています。

「学びの学校づくり」を通した学校教育の一層の充実

- 次代を担う豊かな人間性や創造力をもった人材を育成するためには、家庭・地域・学校が支え合い、自ら学ぶ力の育成を柱とする「学びの学校づくり」を通した学校教育の一層の充実を図る必要があります。

ICTを活用した生活の質の向上

- 超高齢社会のなかで日常の生活の助けとなったり、多様な人々の交流を促進するために、先端的な情報通信・コミュニケーション技術を活用していくことが求められています。

2 基本構想

- 1 まちづくりの考え方**
- 2 まちの将来像**
- 3 まちづくり宣言**
- 4 まちづくりの達成指標**

1 まちづくりの考え方

まちの活力は、これまでに培われた歴史、文化、自然など地域固有の資源をはじめ、そこに息づく人の活力により生み出されます。

自治体を取り巻く社会動向は大きく変化しており、本市においてもまちづくりの担い手としての市民の役割は、今後ますます大きくなっていきます。

第5次犬山市総合計画では、将来に向けて、市民の暮らしを大切に守り、さらなるまちの活力を創造し、満足度の高い魅力あるまちの実現を目指すため、「個人」、「地域」、「市全体」の視点からまちづくりの基本となる3つの考え方を定めます。これは、計画期間の終期まで変わることはない、本市の「まちづくりの考え方」です。

○暮らしの「ゆとり」をはぐくむまちづくり

市民の暮らしを守り、生活の豊かさの向上を目指し、元気で自立した「健康市民づくり」と市民がお互いに尊重し合い、支え合う「地域づくり」を通して、将来にわたって、誰もが安全・安心を実感しながら、心豊かにいきいきと“ゆとり”ある暮らしを実現することができるまちづくりを進めます。

○地域の「つながり」をはぐくむまちづくり

まちづくりの主役は市民であり、一人ひとりが、地域への参画や行政との協働を通して、いきいきと活動し、まちづくりの様々な場面で活躍することが重要です。市民が主体的に行動し、家族や友人、地域の人たちとふれあい、つながりを深め、お互いに協力し、支え合うことができるまちづくりを進めます。

○郷土への「愛着」をはぐくむまちづくり

歴史、文化、自然、観光など豊かな資源を市民一人ひとりが郷土の誇りとして大切に守り育て、まちへの愛着が深まるまちづくりを進めます。また、まちの魅力を広く発信し、より多くの方に足を運んでもらい、もてなしの心で多くの方とふれあい、交流することで、市外から訪れる人々にも、親しみを感じてもらえることができるまちづくりを進めます。

2 まちの将来像

(1) 目指すまちの姿

まちづくりの考え方に示す「暮らしの“ゆとり”」「地域の“つながり”」「郷土への“愛着”」を大切に育むことで、犬山で生まれ育った人も、犬山に移り住んだ人も、子どもからお年寄りまで市民の誰もが、市民同士のふれあいや地域とのかかわりを通して、日々の暮らしの中で幸せを実感することができるまちづくりを進めることが重要です。

市民一人ひとりが、犬山に「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちであるとともに、市外の人にも犬山の魅力が広く認知され、「行ってみたい」「住んでみたい」と思われるまちとなるよう、目指すまちの姿を『人が輝き 地域と生きる “わ” のまち 犬山』とします。

『人が輝き 地域と生きる “わ” のまち 犬山』

○「人が輝き」

市民一人ひとりが、健康で生きがいを持って、ゆとりある快適な暮らしを送っている姿を表しています。

○「地域と生きる」

市民同士のふれあいや支えあいの気運が定着し、地域資源を活かした活発な地域活動が展開されている姿を表しています。

○「“わ” のまち」

市民同士のつながり（共生）、市民と行政のつながり（協働）、市民と来訪者のつながり（交流）など、心のつながりを大切にして、歴史・文化・自然などのまちの個性と都市の活力を兼ね備えた（調和）、魅力あるまちをつくり、次世代につないでいくこと（継承）を表しています。

(2)人口の目標

平成 27 年度に策定した「犬山市人口ビジョン」を踏まえて、総合計画における人口の目標を以下のように定めます。

①居住人口

●人口ビジョンにおける長期的な人口の見通しと目標

将来の人口を推計すると（基本推計値※）、このまま何も手を打たなければ、2060 年（約 45 年後）の人口は約 51,000 人と予測されています。これは、平成 28 年 4 月時点の約 75,000 人から約 24,000 人減少することになります。

これを総合計画の期間に当てはめると、最終年（平成 34 年度）には、2,300 人減の 72,700 人と推計されます。

こうした長期的な見通しに対し、持続可能なまちづくりを進めるため、人口減少の改善が必要との考えから、2060 年の時点で、犬山市は基本推計値に対し約 10,000 人増の 61,000 人の堅持に取り組めます。

※国勢調査値による国立社会保障人口問題研究所の推計を基に、移動率をより直近の値に置き換えて求めた推計値

●総合計画最終年次における居住人口の目標を73,400人とします

上記、2060 年における“61,000 人堅持”という長期目標を見据え、本計画期間の最終年度である 2022 年（平成 34 年）における目標人口は、推計値では 72,700 人となるところを、700 人増の 73,400 人とします。

●目標人口の達成のために必要なこと

人口の減少に歯止めをかけるには、さまざまな施策を総合的に継続して取り組む必要があります。目標人口の達成のためには、次のことが重要と考えます。

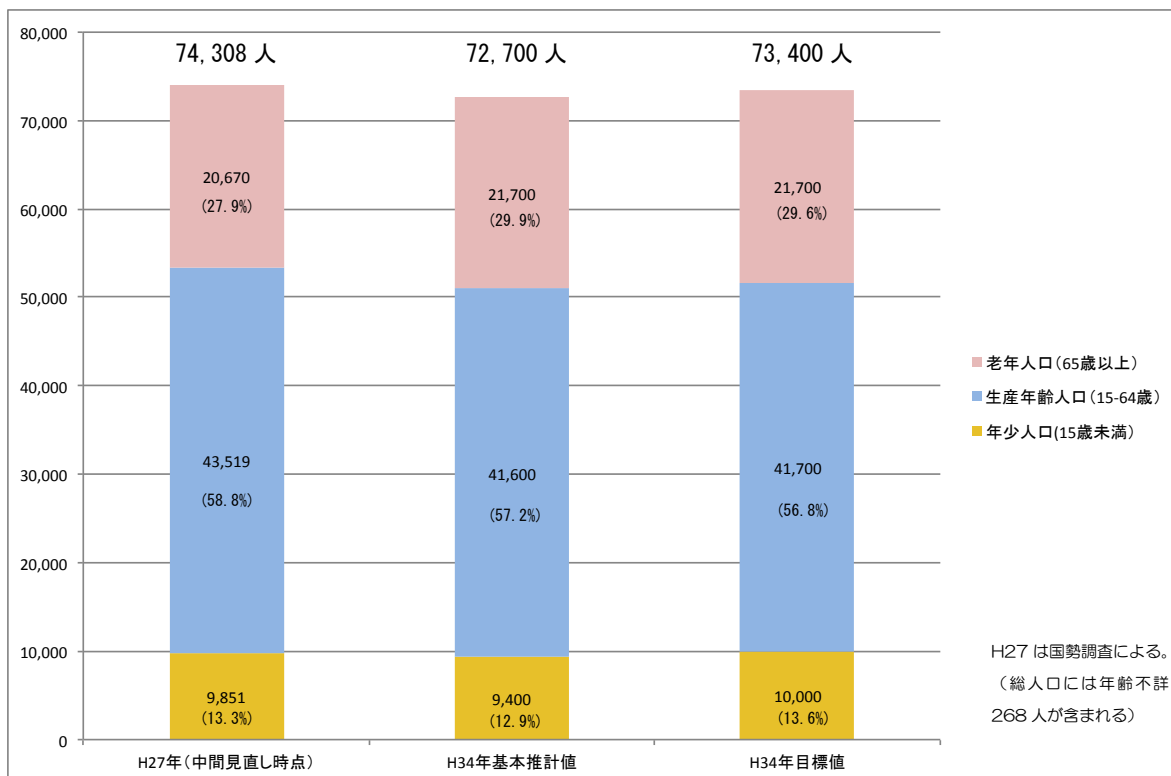
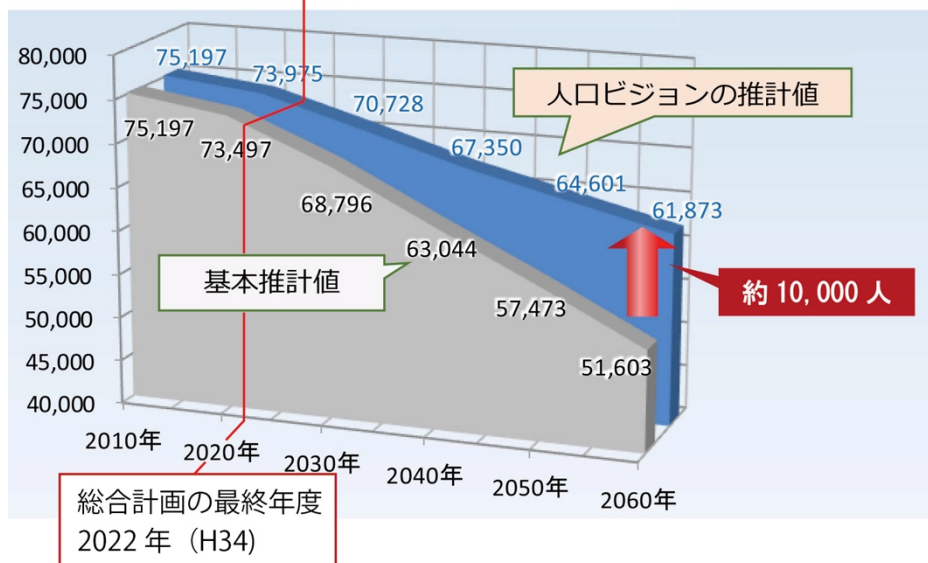
出生率の向上

若い世代の婚姻率を高めること、及び市民の出産・子育ての希望を叶えることが必要です。

移動率の改善

若年世帯の市外への転出を抑えつつ、転入増を促進するために、居住地として選ばれるような魅力を高めることが必要です。

人口ビジョンの推計値 73,400 人を目標人口とします。
 (基本推計値 72,700 人に対し 700 人増)



②交流人口

●犬山を訪れる人を増やし、さまざまな人々の交流を地域の活力に

目標年次には、平成 21 年のピーク時の人口と比べると約 2,500 人の人口が減少することになりますが、一方で、近年、犬山市を訪れる観光客数は増加を続けています。

インバウンドを含む観光や通勤・通学などによる昼間人口、短期居住など広い意味での交流人口増加は、消費による地域経済の活性化につながり、地域の賑わいを取り戻すために大きな役割が期待できます。

●観光交流人口 600 万人を目標とします

犬山城をはじめ、民間観光・レジャー施設を数多く有し、県内でも有数の観光都市である本市では、近年は、観光集客の中心となる城下町地区のまちづくりが進み、鉄道事業者との連携などにより、かつての減少傾向から増加傾向に転じ、平成 27 年には年間 565 万人にのぼっています。

今後は、まちの魅力発信を促進するとともに、城下町を訪れる観光客を市内各所に存在する地域資源へと誘導することにより、来訪者の増加を見込み、平成 34 年（2022 年）における観光交流人口の目標を、策定当初の目標である 600 万人と設定します。

(3) 将来の都市の構造(土地利用の骨格)

土地は、市民生活や産業活動の基盤です。土地利用は、将来のまちの形成に大きな影響をもつため、地域特性や都市基盤の整備状況、社会経済動向などを踏まえ、計画的な土地利用を図ります。

1 現況と基本方針

本市は、国宝犬山城などの歴史的資産と木曾川・東部丘陵地や里山などの水と緑の豊かな自然環境に恵まれ、それらが特徴的な景観を形作っています。

城下町地区や駅周辺、主要道路沿線には市街地が形成され、地域の特性に合わせて住宅地、工業地、農地などがバランス良く配置されています。

将来に向けては、これまで守り・育んできた歴史資産や自然環境を保全するとともに、社会資本ストックを活かした良好な都市環境の形成を促進します。

具体的には、公共交通や自動車の交通利便性の高い幹線道路沿いを中心に、まちに活力をもたらす“人”や“産業”の集積を、「民間活力の導入を含めた土地利用の可能性を閉ざさない」という考えのもとに、長期的な視点に立ち計画的に進めていくことにより、市民の暮らしを支えるとともに、市域全体において都市的生活の魅力と豊かさの向上を図ります。

また、平坦地と丘陵地の中間に位置し、里山に囲まれた既存集落や住宅地は、人々の暮らしと自然が調和・共生し、犬山市が持つ暮らしの多様性を実現することができる、魅力的な地域である、との考えから、それぞれの地域に住んでいる人たちの暮らしを大切にし、将来にわたっても持続し続けられるよう、公共交通などを活用した市民の日常生活を支える機能の確保を進めます。

2 全体構想

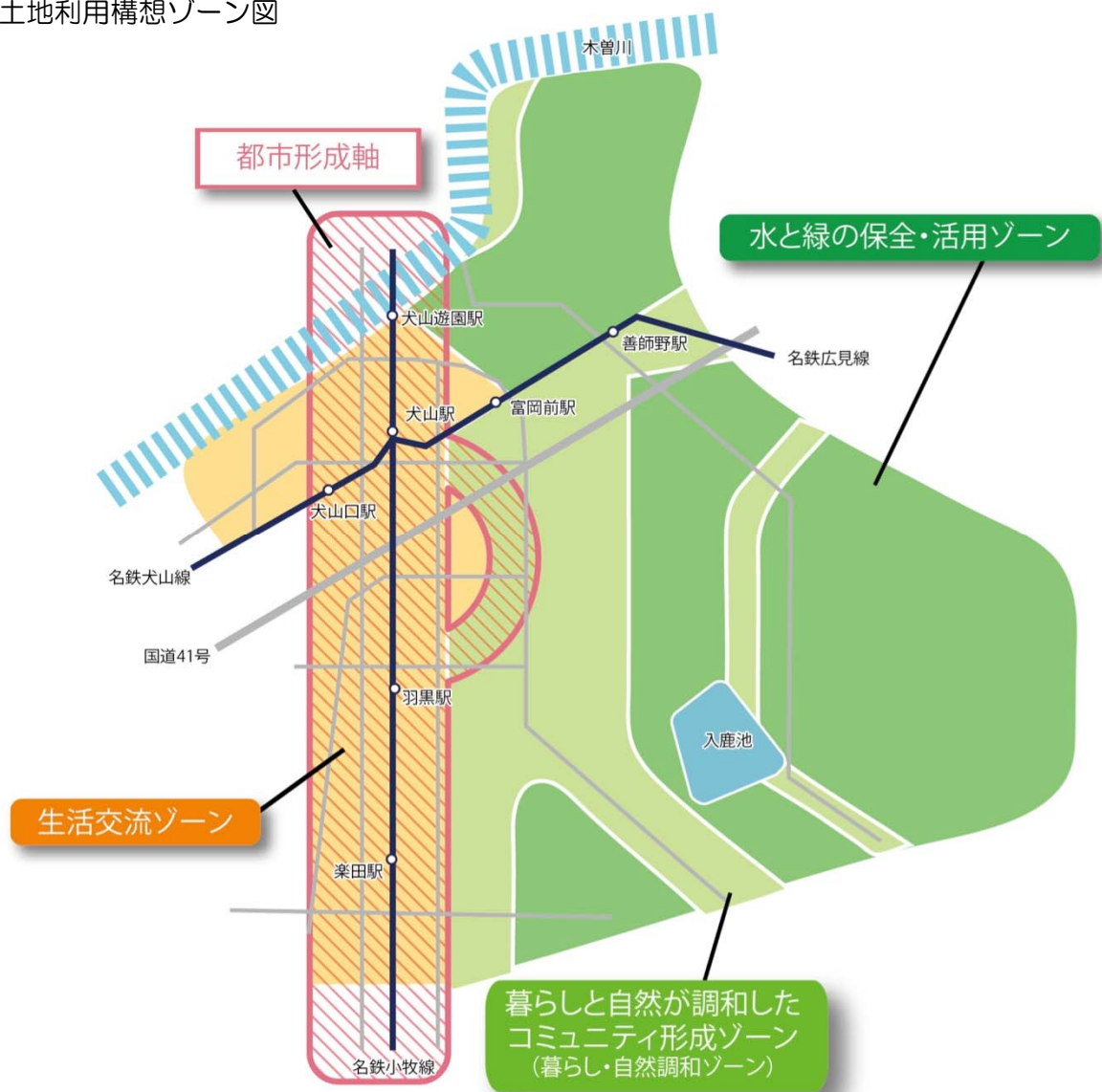
「1 現況と基本方針」を踏まえ、豊かな自然を保全しつつ市街地の秩序ある整備を進めていくため、市全体を3つのゾーン（生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン）に区分し、各ゾーンの特性を活かした土地利用を進めていくとともに、都市的生活の魅力を高め、将来にわたって、まち全体にさらなる豊かさをもたらす源として「都市形成軸」を設定します。

区分	特徴	ゾーンの現況	土地利用の方針
生活交流ゾーン	市街地を形成する平坦地	城下町地区、駅周辺や主要道路沿線の商業エリア、都市基盤整備が進んだ住宅地エリア、工業団地などの工業エリアがバランスよく位置する市西部の市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の一団のまとまった都市的低・未利用地の活用や、市街地での都市基盤の整備を優先的に行い、市民がより安全・快適に生活できる良好な住環境づくりを進めます。 市内外から新たな定住を促進するための環境整備による市街地の充実とバスや駅などの公共交通及び主要道路沿いを中心とした新たな土地利用の促進による市街地の拡大を図ります。
水と緑の保全・活用ゾーン	豊かな自然に恵まれた丘陵地	豊かな緑であふれる丘陵地帯や、名勝木曾川や入鹿池など潤いある水辺空間を有する市東部の自然ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 健全な生態系が持続できるよう、自然環境の保全に努めます。 既存の資源を活かした、人と自然がふれあい、さまざまな人々が交流できる空間としての活用を図ります。 住民のコミュニティを維持するため、日常生活を支える機能が集積し、住民の集いの場となる拠点を主要な集落において形成します。
暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン（暮らし・自然調和ゾーン）	平坦地と丘陵地の間に位置する農地・里山・住宅地	優良な農地や農業用ため池、里山に囲まれ安らぎとゆとりある空間に既存集落や大規模な住宅団地が配置され、生活交流ゾーンと水と緑の保全・活用ゾーンの間に位置する“人の暮らし”と“自然”が調和・共生し、コミュニティが形成されるゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 優良な一団の田園地域や里山環境の保全に努め、“自然・農業”と“人”とが調和・共生する環境の維持を前提とします。 その一方で、この環境を著しく損うことのないよう、産業用地などの新たな土地利用を図ります。 里山に近接する既存の集落では、自然と調和した生活環境の充実を図るとともに、住民のコミュニティを維持するため、日常生活を支える機能が集積し、住民の集いの場となる拠点を、主要な集落、鉄道駅、団地の中心部等において形成します。

都市形成軸の設定

少子高齢化による社会構造の変化が進展するなか、まちの活力や市民の生活と心の豊かさの維持のため、3つのゾーン（生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン）の特性を活かし、既存の社会資本ストックなどを活用した、効率的なまちづくりや持続可能なまちの発展に向けた土地利用が求められています。こうしたことから、各ゾーンの特性を活かした土地利用を進めるとともに、都市的生活の利便性を高め、市域全体にさらなる豊かさをもたらす源を形成するため、人やものの交流空間であり、まちと市民に安全・安心をもたらす、新たな経済活動や生活文化活動を創造する上で大いなる可能性をもつ、鉄道をはじめとする公共交通と主要道路に沿った周辺部を「都市形成軸」として設定します。

■土地利用構想ゾーン図



土地利用方針の見直しのポイント

■新たな交流拠点の形成を目指します

本市の人口は平成 21 年をピークに減少局面に入りました。人口減少は地域経済にも影響を及ぼし、地域全体の活力低下が懸念されます。

こうした「人口減少」や「地域経済縮小」という課題に対し、今後は、市内外における交流人口の増加による市域全体の賑わい創出を目指し、将来にわたって活気に溢れ、魅力あるまちであり続けられるよう、犬山駅周辺に加えて、新たな都市の拠点を形成する必要があると考えています。

橋爪・五郎丸地区及びその周辺は、バスなどの公共交通の利便性が高く、国道 41 号をはじめとした市内・市外各地を結ぶ幹線道路の要所であり、自動車交通の利便性にも優れた立地条件を備えています。加えて、市民生活にとって重要な医療・福祉施設や文化・スポーツ等の公共施設が集積している地域でもあり、都市的な土地利用への転換を、まとまった広がりでも検討できる立地条件を有していることから、民間活力導入の可能性を視野に入れながら、当地区及び周辺において、便利で暮らしやすい市民生活を支える機能や、市内外の人々が、生き生きと交流できる機能を備えた、新たな拠点の形成を目指します。また、公共交通の更なる充実により、都市としての利便性をさらに高めるため、駅設置の可能性を検討します。

3 まちづくり宣言

人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山

今後6年間に

重点的に取り組むべきこと

重点施策 1
活躍の場づくり

学びと遊びのまちへ

10のまちづくり宣言

宣言4 まちのにぎわいと活力を もたらす産業を盛り上げます！

新たな工業用地の確保、企業誘致などを通じた産業振興、多くの来訪者でにぎわいをもたらす観光産業を一層推進するほか、商業、農業も含めた新たな担い手の育成や既存事業者の活性化を進め、まちを支え、さらなる活力をもたらす産業の確立を目指します。また、平成30年度の制定を目指している産業振興条例により、更なる産業の活性化を進め、市内企業を積極的に応援します。加えて、暮らしの豊かさが高まり、まちのにぎわいや市内外に住む人の交流が促進されるような、新たな交流拠点の形成を図ります。

宣言8 快適な暮らしを支える 都市基盤を整えます！

生活の基盤でありまちづくりの基本的な要素である道路や上下水道などの計画的な整備による機能充実と、良質な住環境の確保に向けた住宅施策の展開や公共交通の充実を図るなど、快適な生活空間の実現に向けた環境整備を進めます。

宣言1 健康市民であふれるまちをつ くります！

心も体も健康を保ち、日々の暮らしをいきいきと生きがいをもって送れるよう、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、人との交流など様々な活動を通して、自ら進んで健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。

宣言5 誰もが安心して暮らせる まちをつくります！

次代を担う子どもを生み育てやすく、また、子どもが健やかに成長でき、高齢者や障害者が生活の不安を感じることがないよう、地域での支え合いを通じて、誰もがいつまでも安心して暮らせる環境を整えます。

宣言9 豊かな心と生きる力を はぐくむ教育を実現します！

平成28年度に策定・制定した「犬山市教育大綱」「犬山市教育基本条例」に基づき、地域、家庭、学校の連携を深め、特色ある学校教育を推進し、地域社会から国際社会まで幅広い舞台で活躍できる人材を育成するとともに生涯学習やスポーツ活動などを通じて市民の豊かな心と生きる力を育みます。

まちの将来像を実現するには、市民と行政との協働によるまちづくりの取組みを一層推進していくことが重要であると考え、計画策定当初に市民と行政が共有する10の“まちづくり宣言”を定めています。計画の後半となる今後6年間は、計画期間の前半を振り返り、近年におけるまちづくりの課題も踏まえた上で、重点的に取り組むべき施策も盛り込みながら、この宣言に基づき市民と行政が協働で継続的なまちづくりを進めていきます。

**重点施策2
産業の活性化**

商売繁盛のまちへ

**重点施策3
定住促進**

**多様な暮らしが
できるまちへ**

**宣言2 自主財源の確保に向けた
行財政運営を進めます！**

事業の選択と集中、事業手法の改善など行政運営の効率化やコスト削減などの行政改革を進めるとともに、自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域の自立を図り、将来にわたって市民が暮らしやすい安定した自治体をつくります。

**宣言3 市民と行政が一体となり
まちづくりに取り組みます！**

市民の発意と工夫による小学校区単位を基本としたコミュニティ活動、町内会、事業所、子ども会、NPOなど、市民が主体となった交流や活動を推進します。性別や年齢、国籍などの枠にとられない市民の市政への参画、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に進めます。

**宣言6 災害や犯罪などに対する
地域の安全性を高めます！**

コミュニティ活動など地域が一体となった取組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、交通事故など市民生活を脅かす不安の解消を図るため、都市環境を整備、充実し、周辺市町との広域的な連携も図りながら、消防や救急、救助、医療などの安全体制を強化します。

**宣言7 環境と調和したまちをつくりま
す！**

市民一人ひとりが自然とふれあうことでその大切さを認識し、豊かな緑や水辺環境、希少な動植物を大切に守っていくとともに、ごみの減量化や資源のリサイクルを進めるなど、環境への意識を高め、地球にやさしい取組みを進めます。

**宣言10 誰もが愛着もてる
まちをつくります！**

歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりがまちへの誇りと愛着を持ち続けるとともに、市外在住の方にも魅力を伝えることのできるまちを創造します。

4 まちづくりの達成指標

まちの将来像が実現された姿を示すものとして、まちづくりの基本となる「住みよさ指標」と3つのまちづくりの考え方に対応した「まちづくり指標」を設定します。

●住みよさ指標

今後も犬山市に住み続けたいと考える市民:90%

平成 22 年度の市民意識調査では、67.7%の市民が今後も犬山市内に住み続けたいと回答していましたが、平成 28 年度の調査では 86.0%まで大きく上昇しています。

引き続き、まちの将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、市民がいつまでも住み続けたいと思えるまちを実現し、平成 34 年度（2022 年度）には、「今後も犬山市に住み続けたい」と考える市民が 90%になることを目標とします。

●まちづくり指標

犬山市は安全・安心を実感して心豊かに暮らせるまちだと思ふ市民:80%

平成 22 年度の市民意識調査では、57.2%の市民が犬山市は安全・安心を実感して心豊かに暮らせるまちだと思ふと回答していましたが、平成 28 年度の調査では 75.9%に増加しています。

各地で大規模な地震や水害が発生し、災害に対する不安が高まっている昨今にあっても、将来において誰もが安全・安心を実感し、心豊かに暮らすことができる、いきいきとした地域社会を実現できるまちづくりを進め、平成 34 年度（2022 年度）には、「安全・安心を実感して心豊かに暮らせるまちだと思ふ」市民が 80%になることを目標とします。

地域でのつながり・支え合いを大切にしている市民:85%

平成 22 年度の市民意識調査では、75.0%の市民が地域でのつながり・支え合いを大切にしていると回答していましたが、平成 28 年度の調査では 81.0%に増加しています。

今後も市民活動や地域での活動などへの支援を通して、市民生活のあらゆる場面で多様な「つながり」や「ふれあい」が生まれ、発揮されるまちづくりを進め、平成 34 年度（2022 年度）には「地域でのつながり・支え合いを大切にしている」市民が 85%になることを目標とします。

犬山のまちに愛着を感じている市民:90%

平成 22 年度の市民意識調査では、78.0%の市民が犬山のまちに愛着を感じていると回答していましたが、平成 28 年度の調査では 82.5%に増加しています。

犬山市固有の魅力をさらに多くの市民が認識し、まちに愛着を感じることができるまちづくりを進め、平成 34 年度（2022 年度）には、「犬山のまちに愛着を感じている」市民が 90%になることを目標とします。

3 基本計画

- 1 基本フレーム
- 2 施策の全体像
- 3 重点施策
- 4 まちづくり宣言別の取組方針
- 5 まちづくり宣言別計画(個別施策)

1 基本フレーム

(1)基本計画の期間

改訂に伴う基本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）を初年度とし、平成 34 年度（2022 年度）までの6年間とします。

(2)人口の見通し

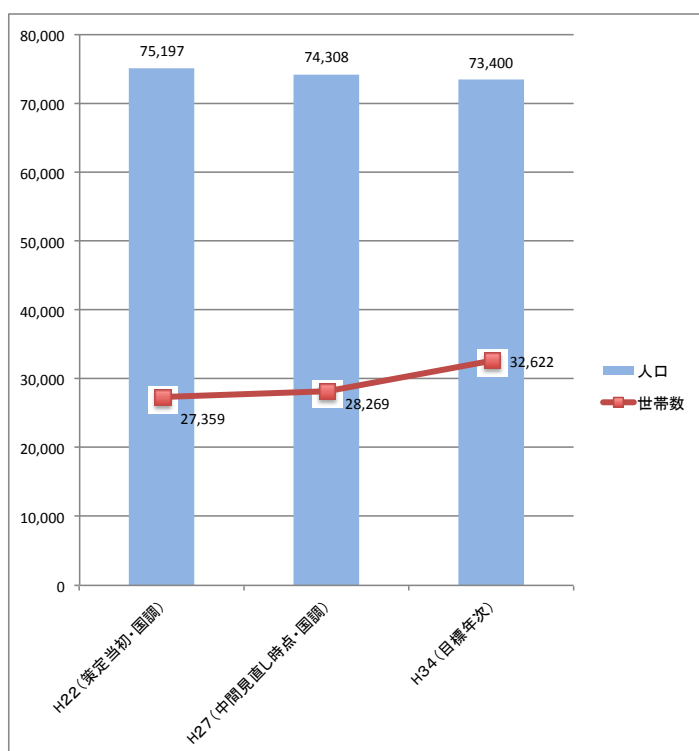
①総人口・世帯数

本市の人口は、大規模な住宅団地の造成などにより、近年まで増加を続けてきましたが、平成 21 年をピークに減少傾向に転じており、2060 年には約 51,000 人まで減少するものと推計されています。

本市では、将来にわたって市民の暮らしを守り、互いに支え合うまちの実現のため、計画的な土地利用のほか、子育て、福祉、雇用などの若い世代を意識した人口増加・定住促進策を総合的・積極的に展開することで、平成 34 年（2022 年）の人口目標を、推計値 72,700 人に対し、73,400 人とします。

世帯数は、今後も出生数の減少が進み、単身世帯や夫婦世帯の増加など世帯の小規模化が進むことが予想され、平成 34 年（2022 年）には、1 世帯あたりの人数は 2.25 人／世帯となり、世帯数は平成 27 年の約 28,300 世帯からおおむね 32,600 世帯にまで増加すると見込まれます。

人口・世帯数の見通し

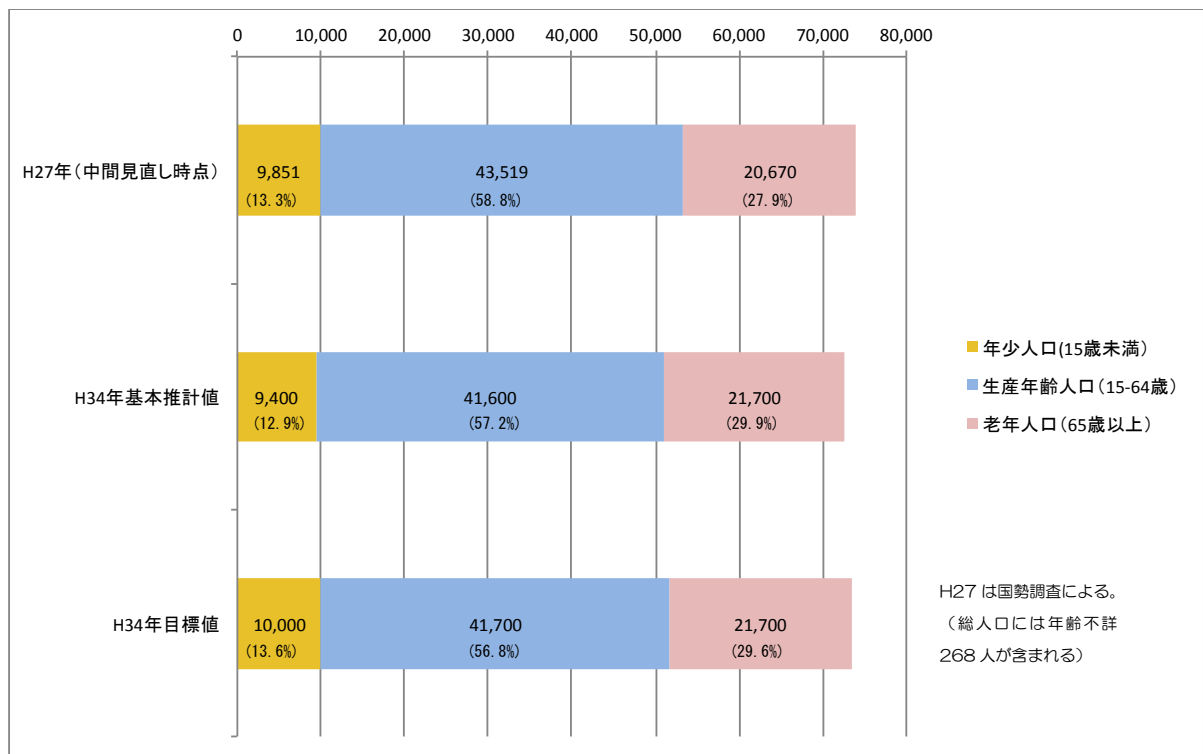


H22,27 年数値は国勢調査による

②年齢別人口

本市の年齢3区分別人口は、平成27年の国勢調査によると、年少人口（0～14歳）が9,851人（総人口に対する構成比13.3%）、生産年齢人口（15～64歳）が43,519人（58.8%）、老年人口（65歳以上）が20,670人（27.9%）となっています。

今後は、出生数の減少や団塊の世代の加齢などにより、目標年度である平成34年（2022年）には、少子高齢化が現在よりも一層進むことが予測され、推計値では年少人口が9,400人（12.9%）、生産年齢人口が41,600人（57.2%）、老年人口が21,700人（29.9%）とされていますが、快適な住環境の整備や、子どもを産み・育てやすい環境づくりなどを展開することにより、特に子育て世代の転入・定住化による定住人口の増加を見込み、年少人口が10,000人（13.6%）、生産年齢人口が41,700人（56.8%）、老年人口が21,700人（29.6%）となることを目標とします。



(3)土地利用計画

市民の暮らしを大切に守り、まちの活力を創造し、満足度の高い魅力あるまちの実現を目指し『人が輝き 地域と生きる “わ” のまち 犬山』にふさわしい都市機能の充実とまちの魅力創造を実現するため、土地利用の基本的な考え方を以下のように整理します。

- 社会資本ストックを有効に活用し、地域の特性に合わせた利便性の高い生活環境を整えます。また、公共交通のさらなる利活用を図ります。
- 市街化区域内の低・未利用地は新たな活用を促進します。
- 市街化調整区域内の優良農地や自然環境の保全に努めます。
- 市内外の人たちが交流を育むことのできる環境づくりを進めます。
- 地区ごとに住民の日常生活の利便性を支え、交流の拠点となり得るエリアを位置付けます。
- 周辺環境と調和した経済活動の場を誘導します。

この考え方のもと、基本構想における3つのゾーン特性を踏まえ、バランスのとれた機能的で良好な土地利用を進めるため、都市形成軸を設定します。

また、都市形成軸を中心に5つのエリアを設定し、新たな施設整備や高度利用を促進するなど、重点的な土地活用を計画的に進めます。

土地の用途を変更する場合には、従前からの周辺環境や地域特性との調和に努め、長期的な視野に立ち計画的に取り組めます。

①都市・交流拠点エリア

名鉄犬山駅を中心とした駅周辺地区や主要道路沿道においては、市庁舎や鉄道駅、警察署などの公共施設が集積している特性を活かし、本市の拠点として良質な市街地の整備と土地の高度利用を図ります。商業機能など都市機能の充実を図り、市域全体のにぎわいと活力をもたらす整備を促進し、本市の玄関口としてふさわしいまちづくりを進めます。

また、橋爪・五郎丸地区及び周辺においては、公共交通や国道41号を始めとする自動車交通の利便性が優れているとともに、病院や文化施設などが立地していることなどから、都市的な土地利用への転換をまとまった広がりで見込める土地利用条件を有しています。

このため、市民の活力や産業の活性化につながる新たな交流拠点の形成を図ります。

②まちづくり拠点エリア

歴史・文化と自然が共存している地域特性を活かし、エリア内の住民が快適に生活しながらも、より多くの来訪者でにぎわう拠点とするため、犬山城や城下町、木曾川などの地域資源を有効に活用したまちづくりを進め、人が行き来する活気ある空間や風光明媚な環境を活かした憩いの空間としての土地利用を進めます。

③産業集積誘導エリア

自立した財政基盤を築き、将来にわたって安定した市民サービスを提供するため、工業系の用途を中心とした産業集積に向けた用地（新規・拡張）の確保と新たな企業誘致や市内企業の事業拡張などによる産業活性化を図ります。

④環境保全・活用エリア

荒廃農地の再生及び自然公園としての価値の向上を図りつつ、時勢やニーズに合わせた多面的な活用方策も視野に入れながら、地域特性に合わせた土地利用を支援します。

⑤調和型コミュニティ形成拠点

里山集落地においては、自然と人が調和した豊かな暮らしをもたらすコミュニティが維持できるように、小学校のある集落や鉄道駅周辺に、日常生活を支える機能が確保され、住民が集い、交流する拠点機能の形成を図ります。

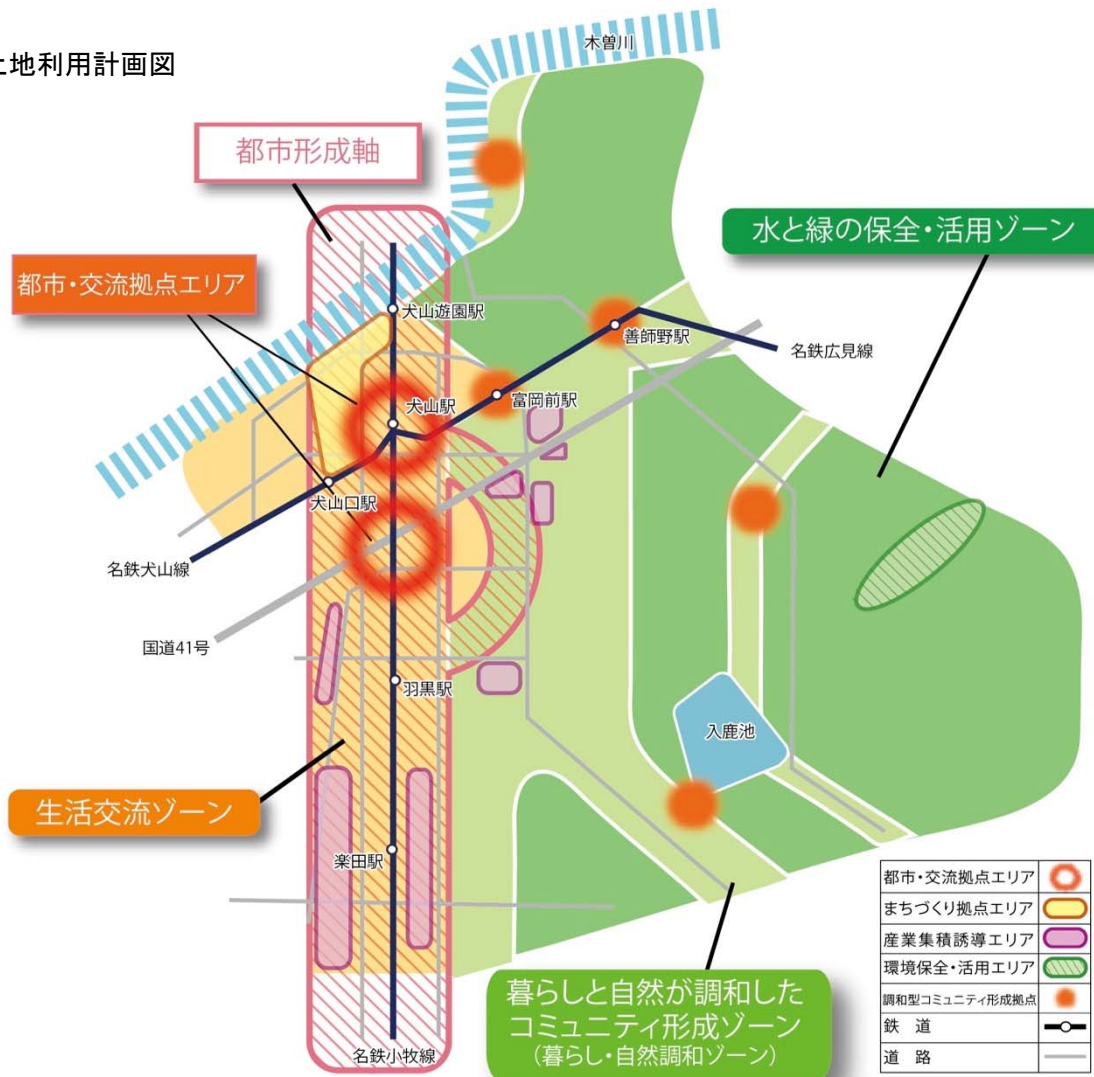
【都市形成軸の設定】

将来に向けて、まちと市民にさらなる豊かさをもたらす源を形成するため、鉄道駅やバスなどの公共交通や主要道路に沿った周辺部を「都市形成軸」として設定します。

都市形成軸では、公共交通の活用とともに重点的に道路整備を進め、まちとまちのつながりを強め、人やものの交流を促進します。

また、駅周辺や主要な道路の周辺地域においては、関係者との調整を図りながら「人が働く場（産業用地）」「人が暮らす場（住宅用地）」「人が集い交流する場（商業・交流施設用地）」を誘導するなど、民間活力を導入しながら、まち全体と市民に新たな豊かさをもたらす源や賑わいのある市街地を形成します。特に犬山駅周辺では市全体の中心となる拠点機能、橋爪・五郎丸地区周辺においては、交流機能や市民生活の利便性を高める新たな都市・交流拠点機能の形成を目指します。

■土地利用計画図



2 施策の全体像

まちの将来像を実現するために、10のまちづくり宣言と今後6年間の重点施策に対応した39の基本施策を掲げ、施策を総合的かつ計画的に推進します。

まちづくりの考え方 暮らしの“ゆとり”をはぐくむまちづくり ・ 地域の“つながり”をはぐくむまちづくり ・ 郷土への“愛着”をはぐくむまちづくり

目指すまちの姿 人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山

今後6年間の
重点施策

重点施策1 活躍の場づくり 「学びと遊びのまちへ」

- 地域課題を解決するための活動支援(市民活動・起業支援)
- 感性を育む学びの場づくり(授業改善・犬山の特性を活かした学びのまち実現)
- 「犬山で何かをしたい」人を応援(市民活動支援)
- まちづくりの担い手育成(若者・女性・シニア)(市民活動支援)
- 人材バンクの構築・運用と「人・モノ等」のマッチング支援(豊富な地域資源(人・モノ)の活用)

重点施策2 産業の活性化 「商売繁盛のまちへ」

- 新たな交流拠点の形成(駅設置の可能性検討ほか公共交通の充実)
- 魅力ある商業地の整備
- 地産地消を促進し犬山の特性を活かした施設誘致
- 商業集積ラインの設定(買い物利便性向上)
- 企業誘致(工業団地の整備、雇用環境の向上)
- 時代に合った農業の展開と活性化(農の新たな担い手育成)
- インバウンドに対応する体制の充実(観光施設間の連携等)

重点施策3 定住促進 「多様な暮らしができるまちへ」

- 既存ストック(空き家、空き地、遊休農地、公共施設)の活用
- 地域ごとの交流の場形成(交流の機会と場づくり)
- 交通体系の充実(バス等公共交通の利便性向上)
- 子育て支援の充実(子どもを持つ喜びを)
- 地域で支えるまちづくり(高齢者・障害者福祉の充実)
- 多様な住まい方の実現(町家、優良田園住宅等)
- 効果的な情報発信(見せ方・伝え方の工夫)
- 災害に強いまちづくり(防災力の向上)
- 健康づくりの推進(生活習慣病重症化予防)
- 財政運営の適正化

宣言1	宣言2	宣言3	宣言4	宣言5	宣言6	宣言7	宣言8	宣言9	宣言10
健康市民であふれるまちをつくり ます！	自主財源の確保に向けた行政運営 を進めます！	市民と行政が一体となりまちづくりに 取り組みます！	まちにぎわいと活力をもたらす産業 を盛り上げます！	誰もが安心して暮らせるまちをつくり ます！	災害や犯罪などに対する地域の安全 性を高めます！	環境と調和したまちをつくります！	快適な暮らしを支える都市基盤を整 えます！	豊かな心と生きる力をはぐくむ教育を 実現します！	誰もが愛着のもてるまちをつくりま す！
1 健康	3 行政改革・行政運営	6 市民協働	9 新たな交流拠点	15 地域福祉	20 治山・治水	24 自然環境	28 既存ストック	35 学校教育	38 歴史・文化財
011 健康づくりの推進	031 組織・人事管理の適正化	061 市民参画と市民協働の推進	091 新たな交流拠点の形成	151 福祉の心の醸成	201 河川・ため池の保全・管理	241 自然環境の保全と活用	281 眠る資源の活用(既存ストック活用)	351 幼児教育の充実	381 歴史・文化財の理解と意識の高揚
012 保健サービスの充実	032 窓口サービスの向上	062 市民活動の支援(多様な主体の連携)	10 農業	152 地域福祉推進体制の充実	202 雨水排水対策	242 里山文化の育成	29 市街地・景観	352 義務教育の充実	382 歴史・文化財の保存・活用
013 感染症対策	033 消費者の保護・育成	063 コミュニティ活動の支援	101 農業生産基盤の保全	153 地域福祉施設の整備	203 治山対策	25 公園緑地・緑化	291 駅周辺地区の整備	353 教育施設の整備・充実	383 歴史・文化のネットワークづくり
2 医療	034 ICT(情報通信技術)の活用	7 市民交流	102 農業経営の確立	16 高齢者福祉	204 土石流・急傾斜地対策	251 公園の整備・管理	292 市街地の整備	36 社会教育	384 城下町地区の整備
021 地域医療の充実	035 公共施設マネジメントの推進	071 都市間交流の推進	103 農地の活用	161 高齢者の生きがいづくりと社会参加	21 防犯・交通安全	252 水と緑のネットワークの形成	293 地域特性を活かした景観づくり	361 生涯学習機会の充実	39 文化
022 救急医療の充実	036 広域行政・自治体連携の推進	072 国際交流推進体制の充実	104 地産地消の推進	162 高齢者福祉サービスの充実	211 交通安全意識の高揚	253 緑の創造と緑化の推進	30 道路・橋りょう	362 生涯学習活動の支援	391 文化活動の振興
	4 情報の共有と発信	073 国際交流活動の推進	11 商業	163 地域包括ケア体制の確立	212 交通環境の整備	26 環境衛生	301 幹線道路の整備	363 生涯学習活動の活性化	392 新しい文化の創造と活動の支援
	041 情報の公開	8 平和・共生	111 魅力ある商業地の整備	164 介護保険サービスの提供	213 防犯体制・環境の整備	261 環境の保全と美化	302 生活道路の整備	364 青少年の健全育成	
	042 広報・広聴活動の充実	081 平和活動の推進	112 中小事業者の育成	17 子育て支援	22 防災	262 地球環境保全の対策	303 安全な道づくり	365 図書館の充実	
	043 シティプロモーション	082 男女共同参画の推進	12 工業	171 地域における子育て支援	221 災害に強いまちづくり	263 公害対策の推進	304 橋りょうの整備	37 スポーツ	
	5 財政運営	083 多文化共生の推進	121 中小企業の振興	172 保育サービスの充実	222 防災体制の充実	264 し尿・生活排水の適正処理	31 公共交通	371 スポーツの振興	
	051 財政運営の適正化		122 工業用地の確保と企業誘致	173 子どもを育む環境整備	223 防災意識の高揚と防災組織の育成強化	27 循環型社会	311 鉄道の利便性の向上	372 スポーツ指導者の育成	
	052 自主財源の確保・拡充		13 観光	18 障害者(児)福祉	23 消防・救急	271 ごみの適正処理	312 バスの利便性の向上	373 スポーツ施設の整備・充実	
			131 観光資源の整備・充実	181 障害者の自立と社会参加の推進	231 消防体制の整備・充実	272 ごみの減量化とリサイクル	32 住宅・宅地		
			132 観光宣伝・情報発信の充実	182 障害者福祉サービスの充実	232 火災予防の充実		321 暮らしの場・住まいの場の提供		
			133 観光推進体制の充実	19 社会保障	233 救急・救助体制の充実		322 良好な住環境の形成		
			14 勤労	191 低所得者への支援			33 上水道		
			141 雇用環境の向上	192 国民健康保険の運営			331 水道施設の整備と維持管理		
				193 国民年金の運営			332 安全でおいしい水の供給		
				194 福祉医療の充実			333 効率的な事業運営		
							34 下水道		
							341 公共下水道の整備		
							342 公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な維持管理		
							343 下水道事業の健全経営		

<施策の全体像について>

この「施策の全体像」は、目指すまちの姿である、「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」を実現するため、市民のみなさんと行政が共に実施していく、全ての取組みを表しています。

構成としては、10のまちづくり宣言の中に39の基本施策があり、その上で、113の個別施策に分類しています。これら全ての施策を、漏らすことなく総合的に実施していくことが重要です。

さらに、計画期間の残り6年間の中で、特に重点的に進めていくことが必要だと考える3つの重点施策を設定し、今、犬山市に必要なメリハリのある計画としました。

3 重点施策（今後6年間に重点的に取り組む施策）

まちの将来像を実現するため、第5次犬山市総合計画では全分野を10の施策(まちづくり宣言)に分類した上で、113の施策全てを総合的に推進していますが、計画期間の後半において特に重点的に取り組む、「3つの重点施策」を設定しました。

重点施策1 活躍の場づくり 「学びと遊びのまちへ」

若者、女性、高齢者など、市民の誰にも「活躍の場」があることで、まちは更なる賑わいと活力を高めていくと考えます。また、地域の課題を地域の人々が解決しようとする取組みが進展することは、地域のつながりを深め、活気に満ちたまちへと向かいます。

このため、様々な市民活動や起業を応援するとともに、「将来のまちづくりの担い手」育成に努めます。加えて、感性を豊かに育む学びや遊びの場と機会を創出します。

◆地域課題を解決するための活動支援(市民活動・起業支援)

事業助成にとどまらず、市民自らが地域の課題解決に取り組む活動を支援します。加えて、それぞれの地域の実情に合い、地域の特色を活かしたまちづくりを展開する取組みを支援します。また、起業支援や社会的課題を解決しようとするコミュニティビジネスの支援を進めます。

◆感性を育む学びの場づくり(授業改善・犬山の特性を活かした学びのまち実現)

授業改善を進め、学び合いの授業を充実し、特色ある学校づくりを進めます。また、これからの時代を見据え、豊かな感性を育む学びの場づくりを進めます。

◆「犬山で何かをしたい人」を応援(市民活動支援)

「地域の賑わいを高めるためにこういうことがしたい」、「地域の課題を解決するための取組みを進めたい」、という「犬山で何かをしたい人」の活動を応援します。

◆まちづくりの担い手育成(若者・女性・シニア)(市民活動支援)

若者、女性、高齢者を始めとして、犬山を支え、豊かさをもたらす「まちづくりの担い手」育成を積極的に支援します。

◆人材バンクの構築・運用と「人・モノ等」のマッチング支援(豊富な地域資源(人・モノ)の活用)

様々な特技を持ち、多様な活動を行っている人・団体など、豊富な「人材」の情報を取りまとめるとともに、公共施設を始め、店舗、空き地、自然など、多様な地域資源を「活躍できる場」として設定します。

こうした「人」と「場」、「モノ」等のマッチングが円滑に進むような体制を整えることで、市域全体が「活躍の場」となり、さらなる賑わいと活力の創出を進めます。

重点施策2 産業の活性化 「商売繁盛のまちへ」

まちの新たな魅力や活力を高めるため、産業の活性化は非常に重要です。市域全体で産業が栄えることで、「幸福を実感できるまち」が実現するものと考え、特に下記の施策を重点的に進めます。

◆新たな交流拠点の形成（駅設置の可能性検討ほか公共交通の充実）

橋爪・五郎丸地区及び周辺において、民間の活力の導入などにより、市内外の人が交流し賑わいを創出する拠点の形成を目指します。また、公共交通の更なる充実のため、駅設置の可能性について検討します。

◆魅力ある商業地の整備

買い物や飲食の利便性が高まるような商業の活性化を図り、魅力ある商業地の整備に取り組みます。

◆地産地消を促進し犬山の特性を活かした施設誘致

新たな交流拠点の魅力を高めるため、犬山の特性を活かした商業施設について、民間の力を活かした手法を研究し、誘致を図ります。

◆商業集積ラインの設定（買い物利便性向上）

幹線道路沿いに気軽に飲食や買い物ができるような商業施設の誘導を図ります。

◆企業誘致（工業団地の整備、雇用環境の向上）

地域の特性や強みを活かした優良企業の誘致を促進するとともに、地元企業の基盤強化を支援します。また、工業団地の整備や商業施設の誘致を推進することにより、雇用の場の確保や雇用環境の向上に努めます。

◆時代に合った農業の展開と活性化（農の新たな担い手育成）

農家の後継者の確保・育成や新規就農者の育成に努め、関係機関と連携した営農支援を通じ、若者・高齢者などを含めた農業の担い手を育成します。また、シルバー人材センターが取り組む農業の事業化について支援します。

◆インバウンドに対応する体制の充実（観光施設間の連携等）

関係機関と連携し、観光地を結ぶ交通体系の整備を図ります。また、多様なメディアの活用により、積極的な情報発信に努めるなど、外国人観光客の誘致に向けた活動を進めます。

重点施策3 定住促進 「多様な暮らしができるまちへ」

「誰もが活躍できる場と機会(重点施策1)」があり、「産業が栄える(重点施策2)」ことで、まちの魅力は更に高まります。加えて、下記施策を重点的に進め、多様な暮らし方を提供できるようになることで、「住み続けたい」「住んでみたい」まちとなることを目指します。

◆既存ストックの活用(空き家、空き地、遊休農地、公共施設等)

市街化区域内の都市的低・未利用地や空き家、遊休農地、公共施設などを貴重な「地域の資源」として捉え、市民サービス向上や新たな活力創出につながるような取組みに役立てます。

◆地域ごとの交流の場形成(交流の機会と場づくり)

地域の様々な団体や人が共に未来を描き、郷土愛の醸成や地域で必要とされる事業等を行うための交流の機会と場づくりを促進します。

◆交通体系の充実(バス等公共交通の利便性向上)

地域にとって望ましい公共交通網の姿を、地域の実情に即した輸送サービスを組み合わせることにより、最適な公共交通ネットワークの形成を目指します。

◆子育て支援の充実(子どもを持つ喜びを)

地域における子育て支援を積極的に展開することにより、子どもを持つ喜びを感じることができ、子育ての不安を軽減し、誰もが安心して子育てができるような環境を確保していきます。

◆地域で支え合うまちづくり(高齢者・障害者福祉の充実)

高齢者、障害者にとっても安心して住み続けることができるような、暮らしやすいまちとしての取組みを充実していきます。

◆多様な住まい方の実現(町家、優良田園住宅等)

自然豊かな里山、歴史ある城下町など、犬山の特徴を活かしながら「多様な暮らし方」を提案して、「犬山で暮らしたい」という人を迎え入れることができるような取組みを進めます。

◆効果的な情報発信(見せ方・伝え方の工夫)

様々な手法や媒体を用いることにより、市内外に対し犬山市の魅力を効果的に発信できる体制を整えます。また、取組みを通じて「犬山ファン」の拡大を目指し、市の魅力発信に携わる人を増やします。

◆災害に強いまちづくり(防災力の向上)

災害時においても安全・安心に利用できるよう、主要な道路や橋りょう、上下水道施設を始めとする都市施設の整備を進めます。また、市民一人ひとりが高い防災意識を持つことができるよう、防災訓練などの取組みを通じて防災力を向上していきます。

◆健康づくりの推進(生活習慣病重症化予防)

生活習慣病重症化予防に向けた健康管理を実践します。具体的には食生活の改善や運動習慣の定着などの一時予防とともに、合併症の発症や重症化予防に重点をおいた対策を進めます。

◆財政運営の適正化

「住み続けたいまち」であり続けるために、限られた財源の中で、より良い市民サービスを効率的かつ効果的に提供するとともに、中長期的な視点を持ち持続可能な財政運営に努めます。

4 まちづくり宣言別の取組方針

まちの将来像の実現に向けて、10のまちづくり宣言に対応した基本施策及び各基本施策の基本的な方針（取組みの方向性）を示します。

宣言1 健康市民であふれるまちをつくります

心も体も健康を保ち、日々の暮らしをいきいきと生きがいをもって送れるよう、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、人との交流など様々な活動を通して、自ら進んで健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。

健康

市民自らの健康行動を促進するとともに、保健サービスや感染症対策を充実し、市民の健康の維持・増進を図ります。

医療

市民が安心して医療を受けることができるように、医師会との協力のもとで、地域医療体制や救急医療体制の充実を図ります。

宣言2 自主財源の確保に向けた行財政運営を進めます

事業の選択と集中、事業手法の改善など行政運営の効率化やコスト削減などの行政改革を進めるとともに、自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域の自立を図り、将来にわたって市民が暮らしやすい安定した自治体をつくります。

行政改革・行政運営

地方分権社会に対応する自立した市政を実践していくために、行政改革を継続的に実施するなど、効率的な行政運営を推進します。

情報共有

情報公開や広報・広聴の充実などにより、市民に対して市政情報を積極的に発信し、市民と行政との情報の共有化を推進します。

財政運営

中長期的な展望に基づき、適正な財源配分を行うとともに、自主財源の確保・拡充を図り、持続可能で健全な財政運営を推進します。

宣言3 市民と行政が一体となりまちづくりに取り組みます

市民の発意と工夫による小学校区単位を基本としたコミュニティ活動、町内会、事業所、子ども会、NPOなど、市民が主体となった交流や活動を推進し、性別や年齢、国籍などの枠にとられない市民の市政への参画、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に進めます。

市民協働

市民に市政への参画を促すとともに、市民活動や地域活動を通じた市民の主体的な活動を支援し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

市民交流

姉妹都市や友好都市などとの都市間交流や国際交流を促進し、市民が主体となった様々な交流活動の活発化を図ります。

平和・共生

平和都市宣言に基づく平和活動を推進するとともに、男女共同参画や多文化共生など、性別や言葉・文化の違いを問わずすべての人が共生できる地域づくりを進めます。

宣言4 まちににぎわいと活力をもたらす産業を盛り上げます

新たな工業用地の確保、企業誘致などを通じた産業振興、及び多くの来訪者でにぎわいをもたらす観光産業を一層推進するほか、商業、農業も含めた新たな担い手の育成と既存事業者の活性化を進め、まちを支え、さらなる活力をもたらす産業の確立を目指します。また、平成30年度の制定を目指している産業振興条例により更なる産業の活性化を進め、市内企業を積極的に応援します。加えて、暮らしの豊かさが高まり、まちににぎわいや市内外に住む人の交流が促進されるような、新たな交流拠点の形成を図ります。

交流拠点

市民の活力増進につながるとともに、買い物利便性向上を始めとした産業の活性化に資するような、新たな交流の拠点形成を目指します。

農業

農業生産基盤の保全や農地の活用を推進するほか、農業経営の安定化、地産地消の推進などにより、農業の振興を図ります。

商業

魅力ある商業地づくりを推進するとともに、既存の中小事業者の経営の合理化・安定化を支援し、商業の振興を図ります。

工業

既存の中小企業の経営の合理化・安定化を支援するとともに、新たな工業用地の確保や企業誘致を推進し、工業の振興を図ります。

観光

観光協会を中心に市民・事業者と連携し、既存の観光資源の整備・充実や宣伝・情報発信の充実など誘客対策を強化し、観光振興を図ります。

勤労

性別や年齢を問わずに誰もが働きやすい雇用環境を整備・確保するなど、勤労者福祉の充実を図ります。

宣言5 誰もが安心して暮らせるまちをつくります

・次代を担う子どもを生み育てやすく、また、子どもが健やかに成長でき、高齢者や障害者が生活の不安を感じることがないように、地域での支え合いを通じて、誰もがいつまでも安心して暮らせる環境を整えます。

地域福祉

市民一人ひとりの福祉意識の向上を図るとともに、地域の福祉活動を支える支援体制や施設の整備・充実を図ります。

高齢者福祉

高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、高齢者が安心できる暮らしを支える福祉サービスや介護保険サービスの充実を図ります。

子育て支援

子育て支援サービスや保育サービスを充実するなど、子どもを育む環境整備を推進し、安心して子育てができる地域づくりを進めます。

障害者(児)福祉

障害者の自立や社会参加を促進するとともに、障害者の安心した暮らしを支える福祉サービスの充実を図ります。

社会保障

国民健康保険や国民年金の適正な運営を図るとともに、生活保護制度や福祉医療制度を適切に推進し、市民の安心した生活を支える社会保障を確保します。

宣言6 災害や犯罪などに対する地域の安全性を高めます

コミュニティ活動など地域が一体となった取組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、交通事故など市民生活を脅かす不安の解消を図るため、都市環境を整備、充実し、周辺市町との広域的な連携も図りながら、消防や救急、救助、医療などの安全体制を強化します。

治山・治水

集中豪雨などの災害から市民生活を守るため、河川・ため池の保全・管理や雨水排水対策を計画的に行うとともに、県との連携により、治山対策や土石流・急傾斜地対策を推進します。

防犯・交通安全

防犯や交通安全に対する市民の意識やモラルを啓発するほか、交通環境や防犯体制を整備するなど、安全な地域づくりを進めます。

防災

都市施設の耐震化など災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりの防災意識の啓発や地域の防災体制の充実を図るなど、総合的な防災対策を推進します。

消防・救急

火災や災害など緊急時における的確な対応を実施するため、消防・救急・救助・予防の各分野における組織や人員、備品・機器などの整備・充実を図ります。

宣言7 環境と調和したまちをつくります

市民一人ひとりが自然とふれあうことでその大切さを認識し、豊かな緑や水辺環境、希少な動植物を大切に守っていくとともに、ごみの減量化や資源のリサイクルを進めるなど、環境への意識を高め、地球にやさしい取組みを進めます。

自然環境

東部丘陵や木曾川をはじめとする豊かな自然環境と調和した里山の保全と里山文化の創造を通して、自然を身近に感じられるまちづくりを進めます。

公園緑地・緑化

公園・緑地の整備や適切な維持管理、施設相互のネットワーク化を形成するとともに、まちの緑化を推進し、緑豊かな潤いのある地域づくりを進めます。

環境衛生

地球規模での環境問題への対応から地域の環境対策まで、市民一人ひとりの環境意識を啓発するとともに、環境の保全や美化、公害対策などの取組みを推進します。

循環型社会

ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、適正な処理を行うことにより、排出されたごみを資源として利用する資源循環型社会の構築を図ります。

宣言8 快適な暮らしを支える都市基盤を整えます

・生活の基盤でありまちづくりの基本的な要素である道路や上下水道などの計画的な整備による機能充実と、良質な住環境の確保に向けた住宅施策の展開や公共交通の充実を図るなど、快適な生活空間の実現に向けた環境整備を進めます。

市街地・景観

市民の暮らしを支え、生活の豊かさの向上を図るため、計画的な土地利用に基づき、駅周辺地区の整備や土地の有効活用を推進します。

道路・橋りょう

都市の骨格となる幹線道路や橋りょうの整備を推進するとともに、安心・安全な市民生活を支える生活道路の整備を推進します。

公共交通

鉄道やバスなど公共交通網の整備と利便性の向上を図り、自動車を利用しなくても快適に移動することができる地域づくりを目指します。

住宅・宅地

既存住宅地における住環境の向上や住宅団地の開発を適切に誘導するとともに、市営住宅の有効活用を図り、安心して住み続けられる住まいづくりを推進します。

上水道

安全でおいしい水を市民に安定的に供給するため、水道施設の整備や維持管理を行い、効率的な事業を運営します。

下水道

生活環境の改善と公共用水域の保全を図るため、公共下水道や農業集落排水の整備や維持管理を推進するとともに、整備完了区域では接続を促進し、事業を健全に経営します。

既存ストック

市内の空き地、空き家、企業の遊休資産、遊休農地、自然、公共施設、人などを貴重な資源として捉え、効果的かつ効率的な活用の手法等を検討することにより、さらに魅力が高まるようなまちづくりを進めます。

宣言9 豊かな心と生きる力をはぐくむ教育を実現します

平成 28 年度に策定・制定した「犬山市教育大綱」「犬山市教育委員会基本条例」に基づき、地域、家庭、学校の連携を深め、特色ある学校教育を推進し、地域社会から国際社会まで幅広い舞台で活躍できる人材を育成するとともに、生涯学習やスポーツ活動などを通じて、市民の豊かな心と生きる力を育みます。

学校教育

学校や幼稚園、家庭、地域の連携により、子どもたちの豊かな心と基礎学力を育む学校教育を推進します。

社会教育

市民の学習ニーズに対応した生涯学習機会の提供や学習活動の支援を行うとともに、図書館をはじめとした地域の生涯学習推進体制の充実を図ります。

スポーツ

市民が気軽にスポーツに参加できる機会の提供や指導者の育成など推進体制の充実を図るとともに、体育館などの施設を整備し、スポーツ振興を推進します。

宣言 10 誰もが愛着のもてるまちをつくります

・ 歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりがまちへの誇りと愛着を持ちつづけるとともに、市外在住の方にも魅力を伝えることのできるまちを創造します。

歴史・文化財

犬山城や城下町をはじめとする歴史や文化財に対する市民の意識を啓発するとともに、計画的な保存や活用、施設を拠点とした歴史と文化のネットワーク化などにより、魅力の向上を図ります。

文化

市民が気軽に文化に触れることができる機会の充実や市民が主体となった文化活動の支援を推進し、犬山らしい文化の振興と創造を図ります。

5 まちづくり宣言別計画(個別施策)

健康	1 健康づくりの推進 2 保健サービスの充実 3 感染症対策
----	--------------------------------------

1	健康づくりの推進	施策 011
---	----------	--------

<健康推進課・文化スポーツ課>

●現状・課題

健康は、市民が生活を送る上で最も基本的なものであり、市民一人ひとりが、自分の健康は自分でつくり、守ろうとする主体的な健康づくりを目指すことが求められています。

本市では、平成 15 年度に策定した「みんなで進めるいぬやま健康プラン 21」計画に基づき健康づくりの施策を推進し、平成 24 年度には最終評価を行い、市民の健康課題を改めて見直しました。平成 26 年度からは「第 2 次みんなで進めるいぬやま健康プラン 21」として、将来目標に健康づくりを基にした自己実現と生涯現役生活の達成を掲げ、健康寿命*の延伸につながる施策を推進していきます。中でも生活習慣病予防として、食生活の改善や運動習慣の定着などの一次予防に留まらず、生活習慣病の重症化予防に重点を置いた対策や健康市民づくりを推進するために、社会全体で相互に支え合いながら健康を支え守るための環境整備が重要となってきます。少子高齢社会や団塊の世代の大量退職を迎えるなか、人々がいきいきと暮らしていくには、一人ひとりの心身の状態、人間関係、環境を含めて、より良い状態であることが重要です。「健康市民づくり」をキーワードに市民と行政、関係機関が一体となって、ライフステージ*に応じた健康づくりを推進していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、自ら進んで健康を保持する行動を実践することにより、健康的な生活習慣を身につけ、明るくいきいきと生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値 2022 年度
◆健康であると思っている市民の割合 市民意識調査で『ご自分は、健康であると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。平成 28 年 4 月現在の高齢化率は 27.6%と県平均より高く高齢になるほど健康に対する不安が増加すると予測されますが、各年代において自らが健康づくりに取り組める環境を整えることで、80%の市民が健康と思えることを目指します。	%	72.1	2010 年度	68.8 (2016 年度)	80.0
◆普段、運動（ウォーキングなども含む）をしている人の割合 市民意識調査で『普段、運動（ウォーキングなども含む）をしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。年代を問わず半数以上の方が継続的な運動習慣を身につけることを目指します。	%	44.9	2010 年度	47.5 (2016 年度)	57.0
◆健康づくり応援参加宣言参加人数 健康づくりへの取組みを個人、企業、グループ、家族などで宣言してもらう「健康づくり応援宣言」への参加人数。年 130 人程度の増加を見込み 5,000 人の参加を目指すとともに、企業などに対して新たな参加を促していきます。	人	2,584	2010 年度	4,016 (2015 年度)	5,000

●施策の展開方向

①**健康づくり行動の展開** 「健康づくり応援参加宣言」を推進するとともに、市民が主体的に健康づくりに取り組む機会として、インセンティブをつけた健康マイレージ事業を実施、市民の健康意識を醸成し、市民自らの健康づくり行動を促します。

②**市民ボランティアの育成支援** 健康づくり推進員や食生活改善推進員、さら・さくら会などを

はじめ、地域での健康づくり活動を支援するボランティアの育成と活動支援を行います。

写真・イラスト・データ

- ③**市民の健康を支える環境整備** 健康づくりの拠点である市民健康館（さら・さくら）をはじめ、体育館や多目的スポーツ広場などの関連施設及びその周辺において、健康づくりにつながる環境を整えます。
- ④**全庁的な推進体制の確保** 現在、市が各分野で実施している健康づくりに関連する事業を、「健康づくり事業」として体系化し、全庁的に健康づくりに取り組む推進体制を確保します。

●重点事業

健康づくり事業	健康市民づくりを促進する事業を総合的に実施します。主には、市民の健康意識の向上を目的とした健康マイレージ事業の実施をはじめ、生活習慣病の重症化予防に重点を置いた事業に取り組みます。また現在、本市が各分野で実施している健康づくりに関連する事業を、「健康づくり事業」として体系化して展開します。
----------------	---



用語解説

- **健康寿命** 平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のことで、平均寿命から衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差引いた寿命のこと。
- **ライフステージ** 人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。
- **インセンティブ** やる気を起こさせる、目標を達成させるための刺激のこと。

●現状・課題

本市では、保健センターを拠点とした母子保健や予防接種の取組み、市民健康館（さら・さくら）を拠点とした成人保健や健康診査の取組みをはじめ、福祉や医療と連携を図りながら、総合的な保健サービスを提供しています。

平成 19 年度からの乳児家庭全戸訪問事業*（こんにちは赤ちゃん事業）や、国による平成 20 年度からの医療制度改革に伴う特定健康診査*を開始しましたが、その後も妊婦健康診査や予防接種の充実、生活習慣病*予防のための保健指導の強化が求められるなど、少子高齢化に伴い、保健・医療・福祉の分野全体で制度が目まぐるしく変化しています。また、平成 28 年度からは、これまでの乳児家庭全戸訪問事業をベビワン訪問と称し、地域の主任児童委員にも訪問してもらうことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。今後も各種制度の動向や市民ニーズを見定め、本市の現状を分析し、関係機関との連携を密にした効果的な保健サービスを提供していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

ライフステージ*に合わせた個々の健康診査や各種健康相談、健康教室が充実し、出生時から高齢期に至るまで安心して健康的な生活を維持することができます。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022 年度
◆特定健康診査受診率	%	43.2	2009 年度 39.3 (2015 年度)	55.0
国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率。「特定健康診査等実施計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）及び実績値に基づいた目標値を目指します。				
◆がん検診受診率	%	14.6	2009 年度 25.0 (2015 年度)	40.0
がん検診の受診率。「第 2 次みんなで進めるいぬやま健康プラン 21 計画」（平成 26 年度～平成 35 年度）及び実績値に基づいた目標値を目指します。				
◆妊婦健康診査の平均受診回数	回	11.2	2009 年度 13.1 (2015 年度)	14.0
妊娠初期から出産までに受診する健康診査回数。国により健診を受けることが望ましいと示された回数を目指します。				

●施策の展開方向

- ①健康診査・教育・相談の推進 成人から老年期における生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を促すため、特定健康診査・歯科健康診査・緑内障検診・ミニ健康診査などの健康診査を行うほか、生活習慣病改善のための健康教育・相談などの充実を図ります。
- ②がん検診の推進 がんの死亡率を減少するため、各種がん検診の受診率の向上のための普及啓発を図るとともに、若い年代の死亡率の高いがんへの対策を推進します。
また、がん検診で要精密検査となった人の精検受診率の向上を目指します。
- ③妊婦・乳幼児の健診・相談の推進 妊婦健康診査・乳幼児健康診査・赤ちゃん訪問・乳幼児健康相談などを実施し、安心して子育てができるよう妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制（子育て世代包括支援センター）の整備に努めます。



- 乳児家庭全戸訪問事業 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う。
- 特定健康診査 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40 歳から 74 歳までを対象として実施される健診のこと。
- 生活習慣病 心臓病、高血圧症、糖尿病、がん、脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒

などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。

■ライフステージ 人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

●重点事業

健康診査事業	国民健康保険加入者の40歳から74歳までを対象として、特定健康診査を実施することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防を図ります。また、職場などで健診を受ける機会のない18歳から39歳までを対象として、ミニ健康診査を実施することにより、生活習慣病の早期発見と早期治療につなげます。
妊婦・乳幼児健康診査事業	妊婦・乳幼児を対象として健康診査を実施し、母体や胎児の疾病の早期発見並びに乳幼児の発育・発達の確認や異常の早期発見などに努め、妊婦・乳幼児の健康保持の増進を図るとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制(子育て世代包括支援センター)の整備に取り組みます。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

平成 21 年に新型インフルエンザが発生し、世界的な流行を引き起こしましたが、こうした感染症の流行は市民生活に大きな影響を及ぼします。市民一人ひとりが正しい知識を持ち、予防に向けた行動をとることができるよう情報提供や啓発を行い、感染症の発生予防やまん延防止に努め、疾病の流行を最小限に抑えていくことが必要です。

現在、本市では、ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR（麻疹、風疹混合）、四種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ混合）、水痘、日本脳炎など 9 種類の予防接種を乳幼児期と学童期を中心に定期的に行っており、平成 28 年 10 月からは B 型肝炎も定期接種化されました。また、65 歳以上の高齢者にはインフルエンザワクチンや高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を行っています。

感染症対策の中でも予防接種は最大の防御策であり、高い接種率を保つことが市民全体の免疫水準を維持することにつながるため、接種機会を安定的に確保するとともに、接種を促し、予防接種を一層有効なものにしていくことが求められています。また、感染症が流行したときには、迅速に行政や関係機関が連携し、予防防災対策や市民への情報提供を実施することも求められています。

●目指す姿と目標指標

感染症に対する知識の普及が図られ、安心して検査や治療を受けられる体制が整っており、感染症全般の拡大を防止するための備えができています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆MR予防接種率	%	94.1	2009 年度 96.7 (2015 年度)	96.0
生後 12 か月から 24 か月までと小学校就学前 1 年間を対象とする接種率。麻疹排除に向けて国の取り組みでの目標接種率の維持を目指します。				
◆高齢者インフルエンザ予防接種率	%	51.1	2009 年度 47.5 (2015 年度)	60.0
65 歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種率。インフルエンザのり患者を減らすために今後さらなる接種率の向上を図り、目標接種率 60%を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**予防接種の実施と知識の普及推進** 定期予防接種や任意接種などの区分に応じて、乳幼児期から老年期に至るまでの各種予防接種の実施と正しい知識の普及啓発に努めます。
- ②**任意予防接種費用の助成** 先天性風しん症候群の発生を予防するための大人の風しんワクチンや高齢者の肺炎球菌の任意予防接種に係る接種費用を助成し、感染予防対策の充実を図ります。
- ③**感染症予防体制の確立** インフルエンザをはじめ伝染病やエイズなど各種感染症の予防知識の普及に努めるとともに、感染症の流行など様々な状況に対応できるよう行政と関係機関が連携を強化し、感染症予防体制を確立します。

●重点事業

定期予防接種事業	対象年齢や接種方法が法律で定められた乳幼児と学童の予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR（麻疹、風疹混合）、四種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ混合）、水痘、日本脳炎、B型肝炎などと高齢者インフルエンザの接種率の向上を図りながら適切に接種を実施します。
任意予防接種助成事業	定期予防接種以外に本市が独自に、大人の風しんや高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用を助成することにより、接種しやすい環境を提供し、感染症対策の充実に図ります。

医療

- 1 地域医療の充実
- 2 救急医療の充実

1 地域医療の充実

施策 021

<健康推進課>

●現状・課題

今日では、高齢者が増加傾向にあり、市民の健康寿命*を延ばしていくことが、地域の活力の源にもつながる重要な課題となっています。健康寿命を延ばしていくためには、医療における人材不足を解消し、地域の医療体制を充実していくことが不可欠です。看護医療を担う地元看護学校の尾北看護専門学校は、今後、さらに管内医療機関への就職を推進し、地元医療の充実や人材不足の解消をしていくことが必要となります。また、在宅医療を行う訪問看護ステーションの支援を強化するとともに、今後も一般社団法人尾北医師会と協力しつつ、地域の診療所と専門医療や高度医療としての役割を担う病院との病診連携を強化し、救急医療に関する第1次救急医療機関*、第2次救急医療機関*、第3次救急医療機関*による機能分担と連携を明確にすることにより、地域医療を充実させていくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

一般社団法人尾北医師会による協力と指導のもとで、地域の診療所と病院が連携した地域診療システムが確立し、市民が安心して医療を受けることができます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆尾北看護専門学校卒業生の管内就職率	%	47.5	2009年度	36.4 (2015年度)	50.0
年度ごとの尾北看護専門学校卒業生に占める管内医療機関への就職率。尾北看護専門学校を支援することで、地域医療の重要な担い手として看護師の育成を図り、管内就職率50%を目指します。					
◆第2次及び第3次救急医療機関数	施設	3	2009年度	3 (2015年度)	3
地域診療所の後方支援の役割を担う圏域での第2次及び第3次救急医療機関の数。尾張北部地域では、社会医療法人志聖会総合犬山中央病院（第2次）、愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院（第3次）、医療法人医仁会さくら総合病院（第2次）が第2次及び第3次救急医療機関として指定されており、今後も医療機関の充実や病診連携の強化の継続を目指します。					

●施策の展開方向

- ①病診連携の推進 一般社団法人尾北医師会との連携により、地域の医療機関と病院との病診連携を強化するとともに、かかりつけ医の定着化などを進めます。
- ②看護師育成の支援 管内にある尾北看護専門学校の運営に係る支援を継続して行い、地域医療の充実に欠かせない看護師育成を支援します。
- ③尾北看護専門学校卒業生管内就職の推進 尾北看護専門学校を卒業する看護師に対して、管内の医療機関への就職を促進し、管内医療機関の充実や人材不足などの問題解消を図ります。

●重点事業

病診連携の推進事業	一般社団法人尾北医師会と連携し地域の医療機関の相互連携と機能分担を促進することで病診連携体制の強化を図ります。
------------------	---



用語解説

- **健康寿命** 平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のことで、平均寿命から衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いた寿命のこと。
- **第1次救急医療機関** 軽いけが、かぜ、子どもの軽症の熱発患者など入院の必要がなく休日・夜間の時間外に自力により受診可能な比較的軽症を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する重症救急患者を、高次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療施設。
- **第2次救急医療機関** 事故や急病による傷病者に対して適切な医療行為が実施できる医療体制の整備された総合的な病院。尾張北部地域においては、社会医療法人志聖会総合犬山中央病院、医療法人医仁会さくら総合病院（平成28年12月現在）。
- **第3次救急医療体制** 脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等における重篤な救急患者の救命を24時間行う医療体制。医療機関としては、尾張北部医療圏域では愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、小牧市民病院、春日井市民病院（平成28年12月現在）。

●現状・課題

本市では、休日（日曜・祝日）の急病患者に対する医療サービスとして、休日急病診療所で診療を実施しており、さらに休日の夜間（午後5時～午後8時）には、市内在住の当番医師が、引き続き当番医師の診療所で診療にあたっています。また、緊急入院や緊急手術が必要な急病患者については、第2次救急医療機関*で対応するとともに、第2次救急医療機関の後方病院として、脳卒中、心筋梗塞その他特殊診療を必要とする重篤な救急患者の救命を24時間体制で行う救命救急センターとしての第3次救急医療体制*が構築されています。

今後も、このような休日、夜間などにおける急病患者や重篤患者に対して、各医療機関の役割分担のもと、速やかに対応できる医療システムを維持していくことが必要です。また、救急車への救急救命士の乗車数を増加するなどの救急搬送体制の充実を図っていくことも必要です。

●目指す姿と目標指標

一般社団法人尾北医師会の協力のもとで、休日急病診療所における医療機器、診療体制が充実し、休日や夜間でも迅速に医療サービスを受けることができます。さらに、救急救命士数を増加し、3台ある救急車に、常時2人の救急救命士が乗車することが可能な状態になっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆休日急病診療所開設日数	日	70	2009年度	70 (2015年度)	70
年間の日曜日、国民の祝日、年末年始に休日急病診療所を開設した日数。休日における地域医療の確保として、引き続き一般社団法人尾北医師会と協力して休日急病診療所の開設を図っていきます。					
◆消防署の運用救命士の配置	人	14	2009年度	15 (2016年度)	20
救急搬送体制を担う救急救命士の数。3台の救急車に常時2人の救急救命士が乗車していることが可能となる数を目指します。					

●施策の展開方向

- ①休日急病診療所の充実 一般社団法人尾北医師会と連携及び協力を図りながら、市民が適切な診療を受けることができるよう必要な医療設備や医療器材を更新し、診療サービスの充実を図ります。
- ②第2次救急医療機関の充実 第1次救急医療機関*の後方病院として、常時、救急医療の態勢をとり、緊急入院や緊急手術を要する患者に対し、適切な処理ができるよう体制の整備や医療サービスの向上を図ります。
- ③専門的人材の確保 常時2人の救急救命士が、救急車に乗車可能となるように、その養成を計画的に実施し、専門的人材の確保を図ります。



■第2次救急医療機関 事故や急病による傷病者に対して適切な医療行為が実施できる医療体制の整備された総合的な病院。尾張北部地域においては、社会医療法人志聖会総合犬山中央病院、医療法人医仁会さくら総合病院（平成28年12月現在）。

■第3次救急医療体制 脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等における重篤な救急患者の救命を24時間行う医療体制。医療機関としては、尾張北部医療圏域では愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、小牧市民病院、春日井市民病院（平成28年12月現在）。

■第1次救急医療機関 軽いけが、かぜ、子どもの軽症の熱発患者など入院の必要がなく休日・夜間の時間外に自力により受診可能な比較的軽症を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する重症救急患者を、高次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療施設。

行政改革 行政運営

- 1 組織・人事管理の適正化
- 2 窓口サービスの向上
- 3 消費者の保護・育成
- 4 ICT(情報通信技術)の活用
- 5 公共施設マネジメントの推進
- 6 広域行政・自治体連携の推進

1 組織・人事管理の適正化

施策 031

<総務課>

●現状・課題

地方分権が進み、行政施策における市民との協働や市民参画がますます推進され、地方自治は成熟期を迎えつつあります。こうした状況のなか、地域の特性や資源を活用し、市民の視点に立った行政経営を進めていくためには、職員が常に目的意識を持ち、行政組織の慣例や前例にとらわれない柔軟な発想を持つことが求められています。

また、それと同時に、市民ニーズの多様化・専門化・高度化に柔軟に対応していくためには、行政組織も、従来の固定型・縦割り型から横断的な組織への転換が必要であり、新たな行政課題に柔軟に対応できる組織づくりが求められています。

●目指す姿と目標指標

職員一人ひとりが自己啓発と意識改革により、企画立案や法制執務、政策形成にかかる能力を高めるとともに、住民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことができる、スケールメリットを活かした横断的行政組織へ転換し、市民の参画と協働のもとで、本市の特性を活かした独自の地域づくり、まちづくりを展開しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2010年度	2015年度		2022年度
◆犬山市の行政全般に対する市民満足度(CS)	%	67.1	80.6	80.6 (2015年度)	90.0
市役所への来庁者に対するアンケートで『犬山市の行政全般について満足していただいていますか。』の設問に対して「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**人材育成の推進** 人材育成型人事評価制度*を必要に応じて見直しながら活用することで、職員に求められる能力を明確にするとともに、職員個々の強み・弱みを明らかにし、気づきを促します。そして、職員一人ひとりの能力開発を進めていくことで、職員全体の資質の向上を図ります。
- ②**専門職制度の導入** 行政課題の多様化・専門化・高度化に対応するため、特定の分野に精通した専門職を養成する仕組みを確立するとともに、職場環境、人事管理制度を整備します。
- ③**組織・機構の弾力化** 従来の固定型・縦割り型行政組織から、多様化・専門化・高度化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、スケールメリットの活かせる「部」単位型の組織に変革するとともに、部を横断するワーキンググループ/プロジェクトチーム*を組織し、横断的な行政組織への転換を図ります。

●重点事業

トータル研修プログラム の活用	地域の特性や資源を活用し、市民の視点に立った行政運営、行政経営を進めていくため、人事評価制度と研修制度を連携させ、段階的に人材育成を推進します。
ワーキンググループ ／プロジェクト チームの設置	多様化・専門化・高度化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、特定の施策・テーマを「調査・研究」若しくは「遂行」していく部・課の枠を越えたワーキンググループ／プロジェクトチームを設置し、組織・機構の弾力化を図ります。



用語解説

- 人材育成型人事評価制度 職員個々の目標の進捗管理と能力分析を行うことで、職員のやる気（意欲）を高め、能力を最大限に活かしていく評価制度。
- ワーキンググループ／プロジェクトチーム 特定の施策・テーマを「調査・研究」するために、部・課の枠を越えて特別に編成されたグループ／特定の施策を「遂行」するために部・課の枠を越えて特別に編成されたチーム。

●現状・課題

地方分権が進展し、地方の自立や地域主権の確立が一層求められるとともに、市民の行政に対するニーズが一層多様化・高度化する中であって、住民に最も身近な基礎自治体である市町村には、市民ニーズを的確に把握し、迅速に良質な窓口サービスを提供することが求められています。

そのためには、市民が利用しやすい、市民に親しまれる市役所となるよう窓口サービスの向上に取り組んでいくとともに、高齢社会に即応するため、市内4箇所にある出張所においてもその機能を強化・拡充し、地域に密着した、地域に根ざした行政サービスを展開していく必要があります。

また、市政への市民参画や市民との協働によるまちづくりの重要性が一層高まるなか、市民により身近で、より信頼される行政であり続けるため、今後も市民の目線で窓口サービスの充実を図っていくことが求められています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

市職員が市民の視点に立ち、市民ニーズに応じた良質なサービスを提供しており、市民は不便を感じることなく心地良く市庁舎、出張所などを利用し、行政が提供する窓口サービスに満足しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆窓口での申請や手続きなどがしやすいと感じている市民割合 市民意識調査で『市役所などでの申請や手続きはしやすいと感じますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。申請書・案内などの工夫によって、市民にとってわかりやすいものとするを旨とします。	%	65.0 2010年度	73.1 (2016年度)	100.0
◆窓口での職員の対応や接遇に満足している市民割合 市民意識調査で『市役所などでの職員の対応や接遇は良いと思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。すべての市民が満足できる窓口の対応や接遇を目指します。	%	67.1 2010年度	75.2 (2016年度)	100.0

●施策の展開方向

- ①**窓口機能の向上** 多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、相談窓口の充実、各種証明書類の発行時間の短縮など窓口機能の向上を図ります。
- ②**出張所の機能強化、拡充と適正配置** 出張所における窓口機能の拡充を図り、地域に密着した行政サービスの推進を図ります。また、将来のまちづくりを見据える中で、出張所の適正配置を検討します。

●現状・課題

近年、社会の複雑化・高度化などを背景に、消費者を取り巻く環境が大きく変化しており、悪質商法による高齢者などへの被害や電子商取引によるトラブルの増加、さらには、食品の偽装表示など食の安全・安心を脅かす問題や身近な生活用品の製品事故や施設事故など、消費者を取り巻く問題は、ますます多様化し広範にわたっています。

本市では、このような状況に対し、消費者の利益と安全を守るため、商品・サービスの購入、契約等についての疑問・トラブルなどの相談窓口として消費生活相談、多重債務や消費者金融、クレジット等に関しては弁護士による消費生活法律相談、自立した消費者育成のための消費生活講座などを開催し、消費者行政施策を推進しています。

今後も、迅速かつ効果的な消費者被害の救済を図るとともに、誰もが安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる環境を整えていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

県、市町村、消費者、関連団体などの相互の信頼と連携が図られ、消費者の権利が尊重され、安心して安全で豊かな消費生活が営まれています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2010年度	2011年度		2022年度
◆消費生活相談の開設日数	回	94	2010年度	96 (2015年度)	194
消費生活相談の開設日数。近年、消費生活にかかる相談は多分野にわたり複雑化していることや相談業務の継続性の対応の充実のため、現在の週2日の開催から、週4日の開催を目指します。					
◆市が「消費生活相談センター」を設置していることを知っている市民割合	%	39.1	2010年度	46.6 (2016年度)	54.1
市民意識調査で『市が「消費生活相談センター」を設置していることを知っていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。2010年度から2016年度の認知率の上昇率を維持し、54.1%の達成を目指します。					

●施策の展開方向

- ①消費生活相談体制の整備 消費者の利益を守るため、消費生活相談員との消費生活相談や弁護士との消費生活法律相談の体制を強化するとともに、的確かつ迅速な相談対応ができるよう消費生活相談員の資質の向上を図ります。
- ②消費者被害の拡大防止及び未然防止のための啓発 警察など関係機関との連携により、消費者被害の情報収集や掘り起こしを行うとともに、消費生活講座などの開催や各種広報などの活用により消費者トラブルの事例を紹介するなどして、消費者被害の拡大防止及び未然防止を図ります。
- ③消費者の自立支援 消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するための施策を推進し、自立した消費者の育成を支援します。

●現状・課題

スマートフォンの普及により、私達の生活においてICTがより身近なものとなりました。本市では、スマートフォン向けの公式ホームページの開設やSNSによる行政情報の発信など、ICTを活用した市民サービスの向上に取り組んでいます。また、住基情報や税情報に係るシステムについては、従来汎用コンピュータで運用していた住民登録、税等の基幹系業務をパッケージソフトを利用したシステムにより再構築し、新たな行政情報システムの基盤を構築しました。

今後は、スマートフォン向けアプリを活用した行政から市民へのプッシュ型の情報発信や、市民と行政の双方向の情報共有が求められています。また、コンビニエンスストアでの証明書発行やクレジット収納など、利便性の高い市民サービスの提供を望む声もあります。

一方、ICTの普及に伴い、公的機関、民間企業を問わず大規模な個人情報の漏洩が社会問題となっています。その多くは人的な要因により発生しており、システム上の個人情報保護機能の強化とあわせて、職員の育成、資質の向上が必要です。

●施策の展開方向

- ① **ICTの活用** 利便性の高い市民サービス提供を目指し、ICTを活用した行政運営基盤の構築を進めます。
- ② **セキュリティ対策と個人情報保護の推進** 情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の適正な管理を行います。また、情報セキュリティ教育を徹底し、セキュリティ意識の高い職員を育成します。
- ③ **ICTを活かした市民サービス構築のための検討** 庁内横断的なワーキンググループなどの取り組みを始めとして、市民サービスを向上させる手法等について検討し、各種施策のICTの推進に努めます。
- ④ **サービス向上のためのアプリケーションやSNSなどの導入** 健康、教育、環境などの分野で、日々の暮らしが今以上に便利で豊かになるとともに、市民との情報共有やコミュニケーション、政策形成等に寄与するツールとして、アプリケーションやSNSなどの活用を促進します。



用語解説

■ **ICT** information and communication technology の略で情報通信技術のこと。

■ **SNS** social networking service の略で、インターネットを介した、人や企業、公共団体などを結ぶつながりの構築。

●現状・課題

わが国では、高度経済成長期において、急激な人口増加や社会環境の変化が起きました。これに対応する形で、本市でも教育文化施設や福祉施設、コミュニティ施設などの建設とともに道路や下水道など多くのインフラを整備しました。この時期に建設・整備された公共施設は、すでに相当の年数が経過しており、大規模な改修や更新が一斉に必要な時期が到来しつつあります。また、時代の変化とともに人々の生活スタイルも様変わりし、一部の施設では建設当時の想定や目的とは異なった利用がされているものも見受けられるようになってきました。

こうした公共施設の抱える課題を解決していくには、施設を適正に管理することとあわせ、利用率や維持費用など多角的な視点に立ち、施設自体のあり方や機能の見直しも含めた検討が必要となります。また、経営の視点から最小のコストで最大の効果を得るためには、施設の戦略的な管理と適正配置が必要不可欠です。

●目指す姿と目標指標

公共施設の効率的な管理や適正配置により、施設の長寿命化やコストの縮減などが図られるとともに、誰もが使いやすい施設となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆犬山市は各種公共施設が利用しやすいと思う市民割合	%	42.6	2010年度	47.7 (2016年度)	65.0
市民意識調査で『市の各種公共施設は利用しやすいと思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。年齢性別などを問わず、誰にでも利用しやすい施設とするため、2010年度の調査で最も多くの人々が『利用しやすい』と回答した29歳以下の水準(60.9%)を上回ることを目指します。					
◆現在の公共施設量(延床面積)からの削減割合	%	—	2010年度	0.0 (2015年度)	8.0
犬山市公共施設マネジメント基本計画では、平成27年度から数えて15年目の平成41年度末までに、全公共施設の施設量(延床面積)を20%削減することを目標としており、この間の年度あたりの平均値として6年間で8%の削減を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**公共建築物のマネジメント推進** 既設公共施設のライフサイクルコスト*を把握し、ファシリティマネジメント*などの手法を取り入れることにより、効率的な施設の維持管理・整備を行います。
- ②**公共土木施設のマネジメント推進** 維持管理コストの縮減や平準化をするため、予防保全型の管理手法を導入、業務の効率化などを進めるとともに、安全の確保を前提に各施設の特性などにより設定した管理区分や管理水準を保つことで、メリハリをつけた維持管理を行います。

●重点事業

ファシリティマネジメント事業	すべての公共施設を最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、運営し、維持するため、利用状況を考慮した質的・量的な見直しの検討を行い、総合的な管理手法及びその推進体制について検討します。
-----------------------	---



- **公共施設マネジメント** 施設の日常管理・修繕・改修・更新(建て替えなど)だけでなく、維持管理のあり方、行政サービス、財政的な視点から、施設全体の円滑かつ持続的な管理手法を実現する一連の行動。
- **ライフサイクルコスト** 施設などの構想、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを施設などの生涯と定義して、その全期間に要する費用。
- **ファシリティマネジメント** 土地、建物、建築物などすべてを経営にとって最適な状態(最小コスト、最大効果)で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な管理手法。

●現状・課題

本市では、行政サービスや事業の一部を共同で行うことを目的に関係市町村を構成団体とした一部事務組合、各種期成同盟会などにより広域的な行政の推進を図ってきましたが、地方分権が進み、広域行政のあり方は変化しています。

近年では、尾張北部広域行政圏協議会（春日井市・小牧市・犬山市・江南市・岩倉市・扶桑町・大口町）が平成 22 年度に解散した一方で、平成 28 年 4 月からは、犬山市、江南市・小牧市・岩倉市・丹羽広域事務組合（大口町・扶桑町）・西春日井広域事務組合（清須市・北名古屋市・豊山町）による消防通信指令業務の共同運用が開始されました。また、新ごみ処理施設の建設に向けては、引き続き、2 市 2 町（犬山市・江南市・扶桑町・大口町）の共同による事業推進に取り組んでいきます。

人口が減少局面を迎え、少子高齢化の一層の進展が予想される今後においては、財政状況を踏まえて、これまで以上に事務処理体制の強化・効率化を図るとともに、市民の生活圏の拡大やニーズの多様化に対応していかなければなりません。そのためには、近隣市町との総合的な調査・研究の機会を利用して、広域的な行政課題について検討し、行政情報システムをはじめとした様々な分野で、広域というスケールメリットを活かした新たな連携施策を構築する必要があります。

●目指す姿と目標指標

近隣市町との総合的な調査・研究機会を通じて、広域的な行政課題に対する認識を共有し、課題解決のために、目的を明確にした近隣市町との機能分担や適切な連携が推進されています。また、必要に応じてスケールメリットを活かした、効率的かつ効果的な広域事業が展開されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2010 年度	2011 年度		2022 年度
◆近隣市町との総合的な調査研究機会	回	0	0	8 (2015 年度)	6
近隣市町との総合的な調査・研究や意見交換などを実施した回数。広域にわたる分野が特定できない総合的な課題への対応を目的とするため、年間 6 回以上継続的（会議開催、情報共有など）に実施することを目指します。					

●施策の展開方向

- ①自治体連携の推進 近隣市町と緊密な情報交換を行い、地域の実情に応じた弾力的な連携を推進し、公共事業の効率化と市民サービスの向上に努めます。
- ②共同事業の推進 一部事務組合や協議会など周辺市町と共同で行っている事業の一層の効率化に努めるとともに、広域による事業展開が必要な事業については、積極的に推進します。

情報の共有と発信	1 情報の公開 2 広報・広聴活動の充実 3 シティプロモーション
-----------------	---

1	情報の公開	施策 041
----------	--------------	--------

<総務課>

●現状・課題

本市では、市民の知る権利を最大限に尊重するため、国の法整備に先駆け、平成 11 年に犬山市情報公開条例、犬山市個人情報保護条例を制定し、その適切かつ積極的な運用に努めています。

その一方で、個人情報の保護に関する法律の施行や、インターネットをはじめとした情報通信技術の進歩・普及に伴い個人情報の保護に対する意識もまた同様に高まってきています。

そのため、今後も引き続き、個人のプライバシーに関する情報を最大限に保護しながら、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市民と行政との信頼関係を構築し、市政への参画を促進させるとともに、市政の透明性を確保していくことが必要です。

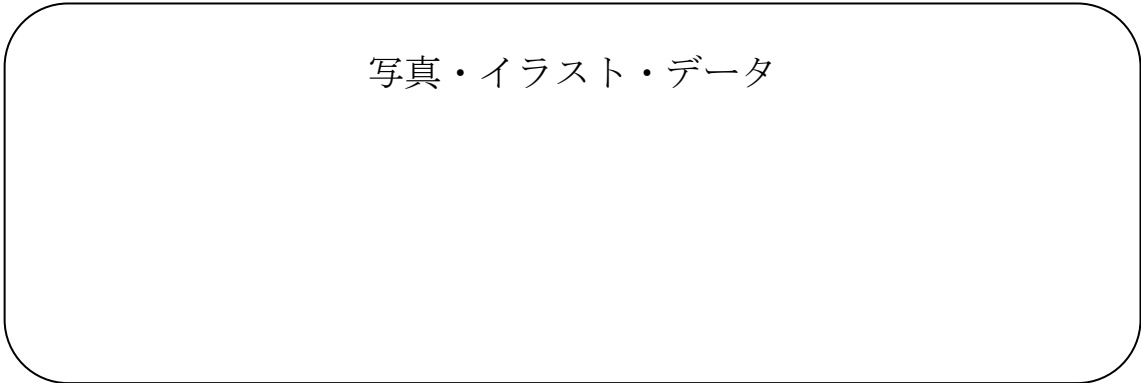
●目指す姿と目標指標

個人情報適正に管理され、市政の情報が速やかに公開されており、市政の透明性が確保されることにより、市民と行政の信頼関係が築かれています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆広報紙などによる市政運営状況の積極的な発信 広報紙やホームページなどによる市政情報の発信。年間 1 回の増加を設定し、積極的な発信を目指します。	回	12 2009 年度	18 (2015 年度)	25
◆犬山市は市政情報がしっかりと公開されていると思う市民割合 市民意識調査で『市民が知りたい市政情報がきちんと公開されていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。	%	44.7 2010 年度	49.3 (2016 年度)	56.7

●施策の展開方向

①情報公開の推進 行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り、市民が必要とする市政情報を適切かつ迅速に市民に公開するため、情報公開制度を推進します。また、広報紙やホームページなどを活用し、市政情報を積極的に発信します。



●現状・課題

広報活動は、市民に市政情報を伝達するために必要不可欠なものです。本市では、毎月2回の広報紙の発行や公式ホームページ、SNSを利用した市政情報の発信など、様々な媒体を活用して市政情報の発信を行ってきました。広報活動については、NPOに委託していた広報紙の企画編集業務を市直営に戻し、編集責任と発行責任の一元化を図ることや、公式ホームページの全面リニューアルにより、閲覧しやすいページとすると同時に、フェイスブックやツイッターなどのSNS環境を整備するなど、情報発信力の強化にも努めています。

広聴活動では、市民の身近な相談機会を確保するため市役所で各種市民相談を実施し、専門分野については、担当部署との連携や弁護士による法律相談、消費生活相談などの紹介を行い、課題の解決を図っています。また、電子メールや文書での市民からの意見・提案・相談などに対しても速やかに対応しています。

今後は、さらなる見せ方伝え方の創意工夫で、これまで以上に市政情報をよりわかりやすく伝えつつ、市民が登場する場を増やしながらか広報活動の充実を図るとともに、市民の声を幅広く把握するための広聴活動についても充実を図ることが求められています。

●目指す姿と目標指標

広報紙や公式ホームページの内容が充実し、行政が伝えたい情報をいつでも市民が受け取れる仕組みが確立しています。また、様々な媒体を活用し、市民の意見が市政に反映できるようになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆ 広報紙を読んでいる市民割合	%	89.0	2010年度	86.0 (2016年度)	100.0
市民意識調査で『「広報いぬやま」を読んでいますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。紙面を充実させることによりすべての市民が広報紙を読んでいる状態を目指します。					
◆ 公式ホームページのアクセス件数 (月平均)	件	25,127	2009年度	50,234 (2015年度)	60,000
公式ホームページの月間平均アクセス件数。現状値に対して毎年1,600件の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**市政情報の共有化の推進** 広報紙や公式ホームページ、SNSから発信する内容を、市民目線で捉えたわかりやすいものとし、新たな発信方法の創出と情報の充実、共有化を図ります。
- ②**広報広聴活動のさらなる充実** 市民の声を市政に反映するため、市と市民が直接意見交換できるタウンミーティングなどの機会を充実させるとともに、見せ方・伝え方の創意工夫で市内外に犬山市の魅力を発信できる環境整備を進めます。

●重点事業

情報発信の拡充

広報紙や公式ホームページなど既存の情報発信方法については、よりわかりやすいものとなるよう継続的に見直しを行います。また、新聞やテレビなど報道機関と連携した取組みや動画の配信など、新たな見せ方・伝え方を創出し、行政情報だけでなく、市内外に犬山市の魅力を発信・拡散します。



用語解説

■ SNS social networking service の略で、インターネットを介した、人や企業、公共団体などを結ぶつながりの構築。

●現状・課題

「犬山市にはどんな魅力があるのか?」「犬山市では住環境も含め、どんな暮らしができるのか?」「行政サービスの内容や水準は?」・・・といった疑問に対して、それらを見えるように、わかるように伝えることはとても大切です。わかりやすく示すことで、市内に住む人には犬山市の良さの再認識につながり、「ずっと住み続けたい」まちになります。その上で、市外の人にも興味を持ってもらい、「訪れたい」「住んでみたい」まちになるためには「シティプロモーション事業」を積極的に展開していく必要があります。

具体的には、市の情報発信ツールである「広報いぬやま」や、平成27年度にリニューアルを行った市ホームページを始めとした、様々な手法や媒体を用いて、「犬山市」の魅力を発信することが重要です。その際には、丁寧でわかりやすい表現を心掛けるなど「見せ方」「伝え方」にこだわる必要があります。

そして、最も重要なことは何より、情報発信などの取組みを通じて、市民がふるさと犬山市への関心を高め、愛着を感じ、「自分がこのまちの一員だ」という誇りを高めていくことだと捉えています。そこから、地域を大切にす新たな活動も生まれるからです。

●目指す姿

多様な手法や媒体を用いて、様々な人、団体、企業等が幅広く参画したシティプロモーションの体制が整い、本市の魅力が市内外に効果的に発信されています。

●施策の展開方向

- ①多様な手法を用いた効果的な情報発信の展開 「広報いぬやま」、市ホームページ、フリーペーパー、動画など、多様な手法を組み合わせ、効果的な情報発信を展開します。観光以外にも「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」「集う」など、様々な切り口で犬山の魅力を市内外に広めます。
- ②シティプロモーションに参画する人・団体・企業等の増加 シティプロモーション活動を幅広く発信・展開するためには個人、団体、企業等、多様な主体の参画が必要です。そのための仕組みや体制を整え、犬山の魅力をPRする主体を増やします。

●重点事業

動画による魅力発信事業

誰もが気軽に閲覧できる動画サイトなどを利用して、犬山市の魅力を積極的に拡散します。

財政運営

- 1 財政運営の適正化
- 2 自主財源の確保・拡充

1 財政運営の適正化

施策 051

<経営改善課>

●現状・課題

平成 27 年度（2015 年度）の日本経済を振り返ると、年度前半には中国や新興国における景気減速の影響がみられたものの、成長戦略を柱とした政府の経済財政対策による雇用・所得環境の改善や、原油価格の低下等による交易環境の改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、本市の歳入においては、市民税や固定資産税の減収により市税全体では前年度から約 2 億円の減額となるなど、依然として厳しい状況にあります。

また、歳出においては、急速な少子高齢化の影響による社会保障関連費用の増加や、高度経済成長期に整備された公共施設（各種建物、道路、橋梁など）の建替えなどによる更新費用の増大が課題となっています。

適正な財政運営を推進するためには、限られた財源の中で、より良い市民サービスを効率的、効果的に提供し、持続可能で健全な財政運営に努めていくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

中長期的な視点で持続可能な財政運営が行われ、将来にわたり市民サービスが安定的に提供されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2009 年度		2022 年度
◆財政調整基金残高（年度末時点）	百万円	1,861	2009 年度	1,469 (2015 年度)	2,000
財政調整基金は家庭における預貯金に相当し、年度間における財源調整機能に加え、経済情勢の著しい変動により市税収入が著しく減少した場合や、災害による減収や復興に要する臨時的な対応に備えるためにも一定の蓄えが不可欠です。平成 27 年度（2015 年度）決算における県内の類似団体（合併市を除く）の概ね平均値を目指します。					
◆一般会計の市債残高（年度末時点）	百万円	16,754	2009 年度	20,563 (2015 年度)	19,000
市債には、国の制度によるものや、世代間負担の公平性を確保するために市の判断で発行するものがあります。いずれも必要なものとはいえ、その返済は財政の硬直化の一因となり、近年ではその残高が増加し続けています。市債の対象となる事業の見極めとともに、市債の種類などを総合的に判断し、その発行を抑制することで、市債残高の着実な減少を目指します。					

●施策の展開方向

①計画的かつ効率的な財政運営 今後の財政需要を的確に把握するとともに、国や県の動向などを勘案した歳入状況を見込み、毎年度策定する実施計画に即した中長期的な展望に基づく財政計画を策定し、毎年度の予算編成や予算管理を行い、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。

②財政状況の公表 自治体の財政の健全度を示す健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）をはじめとする各指標や、新公会計制度※における財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）などから財政状況を分析し、市民にわかりやすく公表します。



- 類似団体 総務省が人口と産業構造（産業別就業人口の比率）をもとに市町村を分類したもの。
- 新公会計制度 従来から各地方自治体で作成・公表されてきた財務諸表について、より詳細な管理と分析を求め、資産・負債の状況をよりわかりやすく伝えるための財務書類の追加などを盛り込んだ会計制度で。

2 自主財源の確保・拡充

施策 052

<経営改善課・税務課・収納課・都市計画課・整備課・産業課・企画広報課>

●現状・課題

世界経済の悪化に伴い、日本経済においても、依然として厳しい状況に変わりはなく、本市における市税収入については、平成 26 年度決算額約 116 億円から平成 27 年度決算額約 114 億円と大幅に落ち込むなど、回復には、一定期間が必要と考えられ、今後の行政運営に大きな影響を及ぼします。

市民生活において最も身近なサービス提供を担う地方自治体は、いかなる財政状況下においても、市民ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていかなければなりません。これらに対応し得る安定した財源の確保を図るため、市税をはじめとする自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、その確保・拡充を図ることが課題となっています。

今後においても、行政サービスを低下させることなく、効率的な財政運営を積極的に進めていくため、事務事業の見直しや経費の削減による歳出の抑制を図ることが必要となります。一方、歳入の確保に向けては、市税の安定的確保、受益者負担の見直し、未利用地の売却・賃貸、企業誘致や産業振興など新たな取組みを積極的に実施していくことが必要となります。

●目指す姿と目標指標

行政需要に的確に対応した市民サービスを継続的に提供するため、従前の財源を確保するとともに、新たな財源を拡充していきます。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022 年度
◆ふるさと犬山応援寄附金（ふるさと納税）、行政財産の活用等による資金調達 ふるさと犬山応援寄附金のさらなる獲得のほか、新たな広告（活用）媒体の追加や価格設定の見直しなどにより、市の努力の成果が如実に表れる収入（何もしなければ得難い収入）について、平成 27 年度（2015 年度）決算額から 100%の増加を目指します。	千円	—	83,294 (2015 年度)	166,588
◆ガバメントクラウドファンディングによる資金調達を実施する事業数(累計) 木曽川うかいや東之宮古墳などの文化財関連事業といった犬山市ならではの事業について、ガバメントクラウドファンディングによる資金調達を毎年度 1 事業以上実施します。	事業数	—	0 (2015 年度)	7

●施策の展開方向

①**税収確保の推進等** 市税の課税にあたっては、的確に課税客体※を把握し、適正に評価し賦課していきます。また、納税者の利便性を高めるため、インターネットを活用した税手続きや住民税にかかる給与からの特別徴収の推進、口座振替制度の促進や新たな納付方法の導入検討などにより、収納率の向上を目指し、一層の税収確保を推進します。その他、自治体を取り巻く社会状況は日々変化し、行政に対する市民ニーズも変わってきています。こうした中、市が推進する施策の進捗と財政状況を鑑みながら、都市計画税の税率等について研究を進めます。

②**新たな財源確保** 将来にわたり安定した市税を確保するため、地元産業の振興や企業誘致活動をその有効な手段の一つとして位置づけ、経済基盤の確立と新たな雇用創出に向けた取組みを積極的に推進します。また、未利用地の売却や公共施設を広告媒体とした広告収入事業など、市の資産を利活用する手法を積極的に導入するとともに、ふるさと犬山応援寄附金（ふるさと納税制度による市外在住者からの寄附金）の獲得やガバメントクラウドファンディングの実施など、さらなる財源確保に努めます。

●重点事業

申告・納付の効率化	インターネットを活用して申告や納税などの手続きを行う e-Tax（国税）、eLTAX（地方税）の利用を促進します。 また、市税の効率的な収納を図るため、納税者の利便性を高める様々な納付方法の導入を推進します。
新規財源確保推進事業	新たな工業用地を整備し、そこへ企業を誘致することで、市内産業の振興及び新たな雇用の創出を図るとともに、市街化区域内の低・未利用地の活用などを積極的に推進し、自主財源の確保につなげます。 その他、市ホームページや広報紙などの刊行物、公共施設などを活用した広告収入事業の拡大や、未利用地の売却・賃貸などの推進や各種使用料など受益者負担の見直しを図ります。
地域産業活性化とクラウドファンディング	平成 27 年度（2015 年度）にリニューアルを行ったふるさと納税（ふるさと犬山応援寄附金）は、多くの方に犬山の良さを知ってもらう機会となり、様々な事業の財源を確保することができました。今後は期間限定品など、より魅力的な納税返礼品（特産品など）の発掘と合わせ、さらなる犬山のファン獲得のため積極的な PR を進めます。また、ガバメントクラウドファンディングの導入によりさらなる財源確保を図ります。



■課税客体 課税の対象となる物、行為または事実。

用語解説

市民協働

- 1 市民参画と市民協働の推進
- 2 市民活動の支援（多様な主体の連携）
- 3 コミュニティ活動の支援

1 市民参画と市民協働の推進

施策 061

<地域安全課・企画広報課>

●現状・課題

本市では、平成 13 年に犬山市市民活動の支援に関する条例を制定し、県内の市町村の中でも早くから、市民活動を推進するための環境整備に取り組み、市民と行政が協働し、まちづくりを進めてきました。

市民がまちに誇りと愛着を持ち、住みよいまちづくりを進める上で、市民参画、市民協働は、欠かすことができないものです。

今後は、市民と行政が共に考え、共に活動する協働型のまちづくりが求められており、人材の育成やまちづくり活動を支援していくための新しい仕組みづくりを積極的に進めていくことが必要となります。

●目指す姿と目標指標

市民が参画しやすい仕組みや機会が充実し、政策立案から事業推進に至る様々な場面で、多くの市民がまちづくりに参画し、協働による取組みを実践しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆市が実施したパブリックコメント [*] や意見交換会などに参加したことがある市民の割合	%	6.5	2010 年度	4.6 (2016 年度)	26.0
市民意識調査で『これまでに、市が実施したパブリックコメントや意見交換会などに参加したことがありますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。市民参画しやすい環境を整備しパブリックコメントや意見交換会に参画する市民割合の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①市民参画の促進 審議会や委員会などの委員選出時における市民公募やパブリックコメントを行うなど、市の政策立案や事業推進にあたって市民参画を積極的に推進します。
- ②市民協働の促進 愛知県が発行する「あいち協働ルールブック」を基準として、研修等による職員の市民協働に対する意識改革を行っていくとともに、市民と行政が対等の立場で意見を出し合う機会を充実させ、市民協働を一層推進します。

●重点事業

市民協働意識向上事業	あいち協働ルールブックを基準として、市民協働の意識を常とする職員の育成を進めるとともに、協働事業の実施、検証を重ね、行政と市民で共に意識向上を図っていきます。
自治基本条例の制定	住民がまちづくりの担い手となって、地域の課題を地域で解決し、活気をもっていきいきと暮らせることを目指し、地域づくりの考え方や地域活動などにおける基本的なルールを定めた自治基本条例の制定に取り組みます。 条例の制定にあたっては、条例そのもののあり方等について、広く市民の意見を聞きながら作業を進めます。



- パブリックコメント 行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
- あいち協働ルールブック NPOと行政が対等の立場で協働していくために協議、合意した事項を愛知県が取りまとめたもの。2004年に発行され、さらなる協議を重ねながら、継続的な改善、普及を目指していくとされている。

2 市民活動の支援（多様な主体の連携）

施策 062

<地域安全課・企画広報課>

●現状・課題

本市では、市民活動支援センターを設置し、環境美化、子育て支援、高齢者のサポート、多文化共生*などの様々な取組みを行っている市民活動団体に対し相談・助言などの支援を行い、市民活動の充実・拡大を推進しています。また、先進的な取組みに対して事業費の一部を支援する目的で、平成13年度より改善を加えながら助成金事業を実施するとともに、市民活動団体の育成を目的に事業委託を積極的に進めています。

これからのまちづくりは、市民と行政がそれぞれの役割と責任を理解し合い、共に考え、共に活動する協働の精神が重要となり、大きな役割を担う市民活動を一層推進していくことが求められています。

今後は、市民自らが地域の課題やニーズに対応した取組みを実践していくため、協働社会形成に向けた人材、団体の育成や関係機関の連携強化を図っていくことが必要となります。

●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで市民一人ひとりの意見がまちづくりに反映されています。また、市民と行政がお互いの立場を理解し、協働できる環境が整い、誰もがまちづくりのために個々の能力を活かすことができる社会になっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆行政との協働事業数	事業	17	2009年度 28 (2015年度)	30
市民活動団体の育成等を目的とした事業委託の総事業数。策定当初の現状値に対して年間1事業の増加を目指します。				
◆市民活動を行っている市民割合	%	10.4	2010年度 8.7 (2016年度)	22.0
市民意識調査で『現在、市民活動（NPO・ボランティア活動など）を行っていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。市民活動支援センター「しみんてい」と協力をしながら啓発に力を入れ、市民活動を行っている市民の増加を目指します。				

●施策の展開方向

- ①協働意識の向上と人材育成 市民協働についての職員研修会の開催や市民対象のフォーラムを開催するなど、市民と行政双方の協働意識を高めます。また、犬山のために何かをしたい人を応援するとともに、まちづくりの担い手となる多様な主体（シニア、若者、女性など）の育成に努めます。
- ②協働事業の推進 団体等の自立・育成、協働によるまちづくりを進めるため、NPOへの事業委託を推進します。
- ③犬山市社会福祉協議会や市民活動支援センターとの連携 犬山市社会福祉協議会や市民活動支援センターと市民活動団体が緊密な連携を図り、市民活動に関する横のつながりを広げるとともに、研修などを行い各市民活動団体の能力向上に努めます。
- ④人材バンクの構築(活躍の場づくり事業) 様々な特技を持ち、多様な活動を行っている人・団体など、豊富な「人材」の情報を取りまとめるとともに、公共施設をはじめ、店舗、空き地、自然など、多様な地域資源を「活躍できる場」として設定します。また、こうした「人」と「場」、「モノ」等のマッチングが円滑に進むような体制を整えることで、市域全体が「活躍の場」となり、さらなる賑わいと活力を高めます。

⑤**産学官連携** 平成19年12月21日に締結した「犬山市、犬山商工会議所及び名古屋経済大学の連携交流に関する協定」をはじめとする各種協定・覚書に基づき、商工会議所の持つ技術力や経営的視点、「知」の源泉としての大学の有する知的資産、人材を活かした行政課題の解決や新たな施策の実現に向けた取組みを進めます。

⑥**金融機関・商工会議所との連携** 平成28年2月3日に締結した「地方創生にかかる包括連携協力に関する協定」に基づき、地域の金融機関や商工会議所と連携して経済の活性化、子育て支援、教育など幅広い分野における地方創生に向けた事業を展開します。

●重点事業

市民活動支援事業	事業助成にとどまらず団体を育成する助成事業を展開していくとともに、多様な団体との協働事業を積極的に支援します。 また、市民活動団体などが自立するための団体経営に関する支援を進めます。
-----------------	--



■**多文化共生** 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての人が互いの文化や考え方などを理解し、共に暮らすこと。

用語解説

●現状・課題

近年、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、地域住民相互の交流機会は減少し、地域の連帯感や帰属意識はますます希薄化しています。

また、高齢者や子育て世代に対する支援、防災・防犯など住民生活に直結する様々な課題が地域で発生しており、これからのまちづくりは、地域の課題解決に向け地域住民が主体的に関わっていくことが求められています。

本市においては、主に町内会を単位とした地域コミュニティ*が形成されていますが、城東小、楽田小、羽黒小、東小、犬山西小、今井小の6小学校区では、小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会が組織され、夏まつりや地域でのふれあい運動会、青色防犯パトロール車による防犯活動、小学生の登下校時における見守り活動など、地域住民の手による様々な取組みを実践しています。

今後は、コミュニティ推進協議会などによる、地域課題の解決及び自立に向けたさらなる取組みの推進と、小学校区単位を基本としたコミュニティ形成に向けた人材育成、意識の醸成が求められています。

●目指す姿と目標指標

小学校区単位を基本としたコミュニティ活動が活発化し、自助・共助の精神に基づき、多くの人が地域活動に参加することで、地域における人の輪が広がり、ふれあいと活気あふれる自立した地域社会になっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆コミュニティ推進協議会に加入する町内会率 コミュニティ推進協議会に加入している町内会の割合。広報紙などを活用したコミュニティ活動の情報提供やコミュニティ活動の環境整備に努め、加入町内会の増加を目指します。	%	75.0 2009年度	79.6 (2015年度)	91.0
◆コミュニティ推進協議会の総数 市内のコミュニティ推進協議会の総数。計画最終年度までに基本となる小学校区全地区を対象にコミュニティ推進協議会の設立を目指します。	団体	3 2010年度	6 (2015年度)	10
◆地域（町内会など）の活動に参加している人の割合 市民意識調査で『清掃活動やお祭りなど、地域（町内会など）の活動に日頃から参加していますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。町内会などの活動へ自主的な参加を促しコミュニティ意識の高揚を図り、参加者の増加を目指します。	%	60.0 2010年度	58.2 (2016年度)	80.0

●施策の展開方向

- ①**コミュニティ意識の啓発** 広報紙や研修会などを通して、コミュニティの目的や必要性を啓発するとともに、町内会などの住民組織や地域のボランティア活動などへの自主的な参加を促し、コミュニティ意識の高揚を図ります。
- ②**コミュニティ組織の育成** 地域の実情に合った地域の特色を活かした地域づくりを展開するため、自主的・主体的なコミュニティ活動を行う小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会の設立や育成を推進します。
- ③**地域の交流の場や機会形成の支援** 住民が未来を描き、自らが住まう地域を自らが良い地域としていくため、様々な地域人材の交流機会を充実させ、地域が生み出す生活に必要な機能や魅力を創出する場づくりを支援していきます。

写真・イラスト・データ

●重点事業

コミュニティ推進 地区助成事業	コミュニティを市民へ浸透させるため、助成金等の事業を展開し市民意識の向上を図りながら、コミュニティの自立の実現を図ります。
“総力”協議会パイ ロットプロジェク ト	町内会、事業所、子ども会、NPOなど、地域の多様な主体が郷土愛の醸成や課題解決に一丸となって取り組むことを一層支援し、現状把握、課題設定、将来像の検討など、行政と地域が一緒になって地域活動を実践するモデル事業に取り組めます。



用語解説

■地域コミュニティ 共通意識を持った住民の集まり。地域における何らかの行事や活動に関わることで、それまでは知らない間柄だった人々が新たな協力関係を築いたり、共通の目標を通じた地域ネットワークが広がっていきます。

市民交流

- 1 都市間交流の推進
- 2 国際交流推進体制の充実
- 3 国際交流活動の推進

1 都市間交流の推進

施策 071

<観光交流課>

●現状・課題

都市間交流は、それぞれの地域が持つ、歴史、文化、自然、観光などの資源や人の営みなどの共通点や相違点を共有することで、新たなまちづくりにつなげていく有効な取組みのひとつです。

本市は、昭和 48 年に富山県立山町、平成 12 年に宮崎県日南市、平成 26 年に兵庫県篠山市と姉妹都市提携を結び、小学生の姉妹都市への訪問や、絵画交流など様々な取組みを継続し、相互交流を深めています。また、沖縄県石垣市や長野県松本市、京都府宇治市など、多くの市町と市民レベルの交流や観光、文化資源などを活かした物産展、国宝 4 城サミット、鶴飼サミットなどの取組みを積極的に実施しています。

今後も、市民レベルの交流を支援するとともに、地域、企業、行政レベルなど様々な分野で情報共有を図り、新たな交流の枠組みや形態を検討し、市民同士の交流がさらに育まれていく仕組みづくりが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民グループ主導による都市間交流が行われ、それぞれの都市の観光資源などを活かした相互交流が活発化しています。また、スポーツや文化交流による市民意識の向上、相互訪問による観光客増加、産地直送の特産品による物産展開催など市民、企業、行政のそれぞれが都市間交流の利益を享受しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆姉妹都市交流事業の実施	件	6	7	(2015 年度)	10

姉妹都市交流事業の数。市民グループ主体の新たな交流事業の増加を目指します。

●施策の展開方向

①市民グループ主体の交流活動の支援 市民グループに対し、都市間（姉妹都市など）の歴史・観光・特産品・催事など情報を提供し、市民グループが主体となった交流活動を積極的に支援します。

②都市間交流の周知 姉妹都市をはじめとした都市間交流が幅広い世代の市民、企業など様々なレベルでの交流となるように周知・啓発を行います。

●重点事業

市民グループ主体の交流活動の支援事業 国内の都市間交流（姉妹都市など）の中心となり活動する市民グループの設立を支援するため、歴史・観光・特産品・催事などの情報を提供し組織化を図ります。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市では、犬山国際観光センターの開設と犬山国際交流協会の設立以来、行政と協会が中心となつて、国際的に通用する人材の育成や国際理解交流推進に向け、語学講座や国際理解講演会などの事業を積極的に展開してきました。その結果、市民の間にも国際交流の意識が浸透し、様々な国際交流グループが活発に活動を展開しています。

現在、行政主導から市民主体の国際交流へと転換を進めていますが、今後は、行政と関係する組織が協力しながら、関係組織の自立を推進し、犬山国際交流協会と各ボランティアグループとの協働事業が推進できるような組織づくりを進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山国際交流協会が自立し、行政との協力関係の中で独自の事業展開を進め、海外との交流、市民の国際理解、地域在住外国人との多文化共生^{*}、地域からの国際支援などの事業を各種ボランティアグループと協働して行っています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆国際交流ボランティアグループ	団体	6	2009年度 11 (2015年度)	12
国際交流を行っているボランティアグループの数。ボランティアグループ数の増加を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**市民の国際理解の啓発** 市民の声を将来の国際交流・異文化交流につなげるため、国際理解や多文化共生に関するアンケートを実施するほか、地元大学に通う留学生との連携や、広報紙や犬山国際交流協会の機関誌などの発行を通して、国際理解の推進と国際人の育成に努めます。
- ②**組織強化と自立支援** 犬山国際交流協会をはじめとする各グループの連絡調整及び協働事業に対する支援を行いながら、犬山国際交流協会と市内国際交流グループの自立を促進し、組織運営を強化します。



用語解説

■**多文化共生** 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての人が互いの文化や考え方などを理解し、共に暮らすこと。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市は、昭和 58 年に中国・襄陽市（2010 年 12 月に襄樊市から改名）と、平成 4 年に独・ザンクトゴアルスハウゼン市と友好都市提携を結びました。さらに、平成 13 年に米・デービス市と、平成 26 年には韓国・咸安郡と姉妹都市提携を結びました。当初は、行政間での交流が主でしたが、平成 13 年頃から市民主体の交流が盛んになっていき、米・ニューヨーク市、独・ハレ市、ハイデンハイム市、台湾・草屯市、中国・内モンゴル・ナイマン旗などと、植林などを通じた自然環境保護や、スポーツや音楽を通じた市民交流などを積極的に実施しており、市民主体の海外都市交流が着実に定着しつつあります。

写真・イラスト・データ

今後は、市民グループを中心として、幅広い海外都市との交流を広げていくとともに、環境問題をはじめ世界で取り組むべき課題に対し、協力・支援を行っていく必要性も高まっています。

●目指す姿と目標指標

市民主体の海外都市交流が積極的に進められるとともに、世界共通の課題である地球温暖化や環境問題に対する充実した取組みが行われ、大災害・飢饉などに対する支援を積極的に行っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆国際交流や異文化交流事業の実施数 国際交流や異文化交流などに関する事業の実施数。新たな国際交流グループの新設による事業の拡充を目指します。	事業	10	20	20 (2015 年度)	22
◆国際協力・支援事業の実施数 国際協力・支援事業に関する事業の実施数。災害復興支援事業の拡充を目指します。	事業	3	4	4 (2015 年度)	5

●施策の展開方向

- ①海外都市交流の推進 現在交流のある海外都市との交流を継続するとともに、市民グループを中心として、近隣諸国をはじめとする幅広い海外都市との交流を拡大します。また、それぞれの交流グループが交流都市や国を市民に紹介する活動を支援します。
- ②国際協力・支援事業の実施 世界各地で発生した深刻な災害に対する復興支援及び環境に関する情報提供や各種募金活動など国際支援事業を継続的に行うとともに、国際協力支援団体の組織化や活動を支援します。

●重点事業

海外都市交流の推進事業	幅広い海外都市との多様な交流を図るため、海外都市の紹介などを通して新たな市民グループの設立を支援します。
-------------	--

平和・共生

- 1 平和活動の推進
- 2 男女共同参画の推進
- 3 多文化共生の推進

1 平和活動の推進

施策 081

<企画広報課・学校教育課>

●現状・課題

核兵器廃絶・軍縮に向けた国際世論が高まりを見せる中で、依然として世界各地で戦争や地域紛争・テロ行為が続いており、多くの人々が悲しい思いをしています。

本市では、昭和 60 年に人類の平和を願い、非戦・核兵器廃絶のため全力を尽くすことを誓う「平和都市宣言」を行い、平和を願うパネル展の開催や平和行進などへの哀悼の言葉を通じた啓発、戦争体験者の講演、子どもへの平和教育など、平和の重要性の啓発・教育に努めています。また、平成 21 年に平和市長会議、平成 22 年には日本非核宣言自治体協議会に加盟しました。

しかし、平和活動の重要性が高まっているなか、戦争の悲惨さを知る戦争体験者が年々減少し、平和の重要性を直接聞く機会も失われつつあります。今後も、戦争の悲惨さを風化させることのないように、恒久平和の実現に向けて市民一人ひとりの平和意識の高揚を図るとともに、平和の重要性を次代につなげる様々な取組みを継続的に展開していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

恒久平和の実現に向けた教育や啓発活動が継続的に展開され、平和都市宣言を基調とした平和意識が市民に浸透しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆平和を学ぶ取組みを推進する市内小中学校の数	校	14	2009 年度	14 (2015 年度)	14
平和の尊さや大切さを学ぶ機会や取組みを推進する市内小中学校の数。市内の全小中学校で平和を学ぶ機会や取組みの充実を図りながら、継続して行うことを目指します。					
◆平和パネル展開催時における署名者数	人	100	2010 年度	342 (2015 年度)	400
市民に平和の尊さを訴えるパネル展における平和に関する署名数。開催場所や時期を工夫することにより、実績値を維持することを目指します。					

●施策の展開方向

- ①平和啓発の推進 平和都市宣言に基づき、平和パネル展や署名活動、さらには広報誌などを通して平和を願う啓発活動を積極的に展開するとともに、平和活動を行う団体との連携を図り、大学生などの若者や子どもたちをはじめ市民の平和に対する意識の高揚を図ります。
- ②平和教育の推進 次代を担う子どもたちが平和の尊さを学び、受け継ぐことができるように、学校と連携して体験学習や講話会などの効果的な平和学習の充実を努め、子どもたちが平和の尊さを学ぶ機会を整えます。

●重点事業

平和教育推進事業	平和教育の推進を図るため学校と連携し、講話会の開催や学校給食での戦時中の食事体験など、平和学習の充実を図ります。
----------	--

●現状・課題

本市では、平成9年度にボランティア団体などにより推薦された委員による男女共同参画推進懇談会を発足し、この懇談会を中心に男女共同参画社会を実現させるために、「男女の平等」と「男女の自立」を基本理念とした犬山市男女共同参画プランを策定し、推進してきました。平成18年度には、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実践していく目的で、男女共同参画推進懇談会が中心となり、市民が主体となった男女共同参画市民会議が設立されました。この市民会議では、次世代を担う子ども達への出前講座や、保護者を対象とした講演会、参加型の普及啓発活動など、男女共同参画を推進する様々な活動を展開しています。

しかし、市民や社会全体を見ると、男女共同参画に対する意識は未だ十分ではありません。

今後、少子高齢化・人口減少が進行するなか、官民が一体となった男女共同参画社会に向けての意識改革や、様々な分野での女性の活躍促進が、将来の社会を支える基本となることを、市民一人ひとりが十分に理解して行動することが求められています。

●**目指す姿と目標指標** 様々な分野で活躍する女性とともに、家事や育児などに取り組む男性の環境も整うなど、男女を問わず、安心して働くことのできるワーク・ライフ・バランス*が実現した社会となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆ 性別に関係なく、平等な生活を送っていると思う市民の割合 市民意識調査で『男女の性別に関係なく、平等な生活を送っていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。男女共同参画社会づくりの推進と市民への一層の意識啓発を図り78%以上を目指します。	%	65.7	2010年度	67.6 (2016年度)	78.0
◆ 審議会などへの女性の登用率 審議会などの委員として登用されている女性の割合。2022年度には35%以上を目指します。	%	21.6	2009年度	27.2 (2015年度)	35.0

●施策の展開方向

- ①**男女共同参画意識の向上** 社会における様々な組織や企業の管理職への女性の登用率など北欧を中心とした先進国の状況について、あらゆる機会を通して市民に紹介するほか、講演会やフォーラムなどを通して男女共同参画社会に対する理解と必要性に関する意識啓発に努めます。
- ②**女性の就労機会の確保に向けた環境整備** 男女共同参画社会の実現に向けて、託児所をはじめとした保育の施設整備やサービスの充実、フレックスタイム*の導入など子育てや介護中であっても仕事を続けることができるような支援や、子育てなどによりいったん仕事を辞めた人の再就職支援などを中心に、行政として、ワーク・ライフ・バランスの保てる環境整備を積極的に推進します。
- ③**性別にとらわれない人材登用の促進** 官民の各機関に対して性別にとらわれない人材登用のための環境づくりや女性の雇用促進に対する提言活動を行い、企業や各種団体などの意識改革や環境整備を進めるとともに、女性の登用率の目標値の設定と実施を啓発するなど、様々な分野において女性の活躍を促進します。



■**ワーク・ライフ・バランス** 「仕事と生活の調和」と訳され、平成19年12月18日、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、現在、官民を挙げて様々な取組みが進められている。

■**フレックスタイム** 各人の1日の労働時間は一定（たとえば拘束8時間）とするが、出・退勤時間は、各自の職務内容と身辺の都合を自己調整して自由裁量にゆだねる制度。

●現状・課題

少子高齢化や労働力不足など将来への不安を抱えるなか、働き盛りの世代が大半を占める在住外国人は、将来の日本にとってなくてはならない存在といえます。

本市では、平成3年に入国管理法が改正されたことを受け、在住外国人が次第に増加し、市内に在住する外国人の数は、ペルー人や中国人をはじめとして、平成28年7月現在で2,001人にのぼります。特にベトナム人の増加が目覚ましく、平成28年4月から7月までの4か月間に130人増加しています。

そこで、増加した在住外国人に対応した快適な居住環境の整備を進めていく必要があります。同時に、地域住民との多文化共生^{*}も大きな課題であるため、今後は平成27年度に組織した、多文化共生推進会議などの活動を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化の違いを認め合いながら共に生きる多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

在住外国人のための教育、医療、福祉、環境など、広範囲にわたる行政サービスを整え、快適な社会生活が送れるようコミュニケーションや生活の支援を行うことが必要であり、幅広い分野における多文化共生の地域づくりを推進していくための体制整備が求められています。

●目指す姿と目標指標

日本人と外国人が国籍の垣根をなくし、互いに個人を尊重しながら地域で共に生活しています。また、外国人も市民として同じ市民サービスを受け、市民としての責任も担っています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆日常生活で外国人と接する機会のある市民の割合	%	9.7	2010年度 9.0 (2016年度)	15.0
市民意識調査で『日常の生活の中で、外国人と話をするなど接する機会がありますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。地域住民とのコミュニケーションを促し2022年度には15%を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**在住外国人の生活・コミュニケーション支援** 異なる言語や文化を持つ全ての市民が暮らしやすいまちとなるよう、多言語による情報誌の発行や外国人無料相談窓口事業の充実を図るとともに、安心した市民生活を送るために、コミュニティ通訳の育成・派遣をし、外国人住民のコミュニケーションを支援します。
- ②**多文化共生の地域づくり** 住民、企業、NPOなどと協力し、市内在住外国人との交流イベントなどを開催することにより互いの文化を理解する多文化共生の意識啓発を行うとともに、コミュニティリーダーとしてのキーパーソンを発掘・育成し、自助組織を構築するほか、在住外国人のグループ化・組織化、ネットワークづくりなどを支援し、在住外国人の地域社会への参画と自立を支援します。



■**多文化共生** 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての人が互いの文化や考え方などを理解し、共に暮らすこと。

用語解説

写真・イラスト・データ

- ③**多文化共生の推進体制の整備** 行政の推進体制については、多文化共生推進委員会を中心として庁内の横断的な連携を図るほか、地域社会の構成員である外国人市民自らが生活に関わる問題を話し合い、その生きた声を市政に取り入れることで、外国人市民と日本人市民のすべてにとって暮らしやすい「共生のまちづくり」を推進します。

●**重点事業**

多文化共生推進事業	在住外国人の生活やコミュニケーションの支援を図るため、コミュニティ通訳の育成・派遣や行政情報の多言語化などの総合的な事業展開を行います。
------------------	--

新たな交流拠点

1 新たな交流拠点の形成

1 新たな交流拠点の形成

施策 091

<企画広報課・産業課・地域安全課・都市計画課>

●現状・課題

本市の人口は平成 21 年をピークに減少局面に入っており、今後も減り続けていくことが予測されています。人口の減少は地域経済に影響を及ぼし、地域全体の活力低下が懸念されています。

また、平成 28 年度に実施した市民意識調査では、市内での飲食や買い物に対する利便性向上を求める声が非常に強くあり、加えて地元で採れた野菜などをいつでも気軽に購入できる場を求める、いわゆる「地産地消」を望む声も多くあります。防災面においても、災害時に救援物資等を適切に受け入れるとともに、滞ることなく配布できるような拠点を備えておくことも必要です。

こうしたことから、「人口減少」や「地域経済の縮小」に対応し、今後は、市内外における交流人口の増加による市域全体の賑わい創出を目指し、将来にわたって活気に溢れ魅力あるまちであり続けられるよう、犬山駅周辺に加えて、新たな交流拠点を形成する必要があると考えます。

具体的には、市民が将来にわたって心豊かに暮らし、利便性の高い生活を送ることができるよう、コミュニティバスの収束点であり、商業施設や医療施設が立地し多くの公共施設が隣接する橋爪・五郎丸地区と国道 41 号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような、新たな交流拠点の形成を目指します。

●目指す姿

将来の犬山市に必要な「新たな交流拠点」の姿が示されるとともに、望ましい整備のあり方と具体的な手法などについての検討を終え、実現に向けて民間活力を呼び込むなどのチャレンジを始めています。

●施策の展開方向

- ①**駅設置の可能性検討と公共交通の充実** 新たな交流拠点を形成するためには、公共交通のさらなる充実が必須であるため、手法の一つとして駅設置の可能性について検討します。加えて、バス等を含めた公共交通の利便性を高めるための取組みを進めます。
- ②**地産地消を促進し犬山市の特性を活かした施設誘致** 新たな交流拠点の魅力を高める要素あるいは、地産地消を促進する場として、犬山市の産業や歴史、文化、自然、立地等の特性を活かした施設の誘致を検討します。
- ③**魅力ある商業地の整備** 多くの市民から、市内での飲食や買い物の利便性向上が求められています。このため、幹線道路沿いに、気軽に飲食や買回り品の購入ができるような商業施設の誘導を図り、魅力ある商業地の形成を目指します。

●重点事業

駅設置の可能性検討	新たな交流拠点形成のため、駅設置の必要性と可能性について検討をします。
犬山の特性を活かした施設の誘致	「民のチカラ」を活かし、犬山市の特性を活かした施設の誘致を進めます。
幹線道路沿いへの商業施設の誘導	市内の幹線道路のうち、いくつかの路線を「商業集積ライン」とし、道路沿いに商業系施設を積極的に呼び込みます。

農業

- 1 農業生産基盤の保全
- 2 農業経営の確立
- 3 農地の活用
- 4 地産地消の推進

1 農業生産基盤の保全

施策 101

<整備課・土木管理課>

●現状・課題

本市の農地は、市域の20%弱を占めており、これまではほ場整備*により農業生産基盤の整備を進めてきました。

近年、食に対する安全意識の高まりなどから、農業の重要性が再認識されている一方、農業従事者の減少や高齢化が問題となっており、今後一層農業生産が健全に行われることが期待されます。

また、ほ場整備地区内に整備された道路や用排水路などの公共施設は、今後も引き続き維持管理が必要となっています。具体的には、資材の搬入や農産物の搬出のために、車両走行に適した道路舗装や草刈りなどの地区要望に基づいた整備が必要となっています。用排水路やため池も、地元要望に基づき草刈りや^{しゅんせつ}浚渫、老朽施設の修繕などの対策が必要となっています。

●目指す姿と目標指標

ほ場整備地内の道路整備や用排水路などの維持管理への市民参加が進み、農業生産基盤が整っています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆年間あたりの、地元要望による用排水路・ため池などの整備実施率	%	55.4	2009年度 45.7 (2015年度)	45.0
地元から要望のあった用排水路・ため池などの整備実施率。施設の老朽化に伴い地元要望は増加しており、地区により要望内容にばらつきがありますが、2015年度の実施率の維持を目指します。				

●施策の展開方向

①用排水路・ため池などの維持管理 用排水路やため池などの維持管理に対する地元要望を的確に把握し、地元土木常設員との施設管理や維持に関する協議を行い、市民参加により事業を推進します。草刈りなどの実施については、積極的に市民に参加してもらえよう地元と業務委託を締結していきます。

②ほ場整備地内道路の整備 ほ場整備地区内における道路の現状を的確に把握し、計画的な整備を推進します。



■ほ場整備 農地の基盤整備事業で、区画の規模・形状の変更、用排水、道路などの整備のほか、農地の利用集積や非農用地（道路や水路など）の創出による土地利用の秩序化などを行う。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市の農業は、水稻や桃・柿などの果樹を中心に行われています。兼業農家が多く、農家全体の90%を占めています（2015年農林業センサス）。また、本市農業を今後推し進めていくことが期待される担い手については、高齢化や後継者の他産業への流出などが進み、その減少が懸念されています。

優良農地での水田耕作は、徐々に専業農家や大規模農家に移りつつあります。そうしたなか、本市では、健全な農業経営を促進するため、農業近代化資金等利子補給補助*などにより財政面で農家の支援を行っています。

農業は国の政策に大きく左右されますが、本市としても、効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農用地の利用集積、認定農業者*や大規模経営者の育成、農産物ブランドの商品化、6次産業化*などを推進し、魅力ある農業を育成していくことが求められています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

犬山産農産物のブランドが確立され、認定農業者や大規模経営者を中心として農業経営が健全に行われています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度		2022年度
◆認定農業者数	人	11	2009年度	17 (2015年度)	20
認定農業者の数。2年間で1人の認定農業者の育成を目指します。					
◆農産物ブランド対象種数	件	2	2009年度	2 (2015年度)	4
ブランド化できそうな農産物の種類の数。現状の2種類（桃、じねんじょ）から倍増の4種類を目指します。					

●施策の展開方向

- ①認定農業者・大規模経営者の育成 水稻、野菜、果樹、花き園芸などの認定農業者を育成し、未利用農地の斡旋などを行い、農地の利用集積化の推進と大規模経営者の健全経営を支援します。
- ②農業の担い手育成 農家の後継者の確保・育成や新規就農者の養成に努め、関係機関と連携した営農支援を通じて農業の担い手を育成します。
- ③農産物ブランドの推進 果実ジャムやじねんじょ「夢とろろ」をはじめとした犬山産の農作物を活用（加工）した農産物のブランド化を推進します。



- 農業近代化資金等利子補給補助 農業者などが生産性の向上や農業経営の合理化に必要な施設資金などを融資機関から借りた農業近代化資金及び農業一般資金に係る利子の補給補助を行う制度。
- 認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づく制度により、農業経営改善計画が市の基本構想などの基準に適合していると、市が認定した農業者。
- 6次産業化 第一次産業である農林水産業が、農産物等の生産にとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売など、第二次産業や第三次産業を取り込むこと。

●現状・課題

市内の農業振興地域内農用地は、ほ場整備*がほぼ完了した集団的な優良農地となっています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化により農業の担い手が不足し、耕作放棄地や管理不十分な農地が増加しています。また、今井地区では、昭和 52 年に実施された今井開拓パイロット事業により 70ha 余りの果樹園が造成され、ブドウや柿の栽培が行われていましたが、採算性や後継者不足などの理由から農家も撤退し、現在では、大部分が山林・原野となっています。

このようななか、近年では野菜づくりを楽しむ人が増えてきており、また、平成 21 年の農地法改正により企業も農業参入しやすくなるなど、農業を取り巻く環境も変わってきたことから、耕作放棄地を活用するための新たな方策を打ち出す必要があります。

●目指す姿と目標指標

農業振興地域内の農用地が、食料の安定供給のための優良農地として、また、都市近郊における貴重な緑地空間や保水空間としての役割を發揮し、有効に活用されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2010 年度			2022 年度
◆農用地内耕作放棄地	ha	62.1	2010 年度	5.6 (2015 年度)	2.8
農地パトロール（現地調査）による耕作放棄地の面積。2015 年度実績値の半減を目指します。					

●施策の展開方向

①耕作放棄地の解消と有効活用 耕作放棄地の実態を的確に把握し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の活動を通じて、耕作できる人に斡旋するなど有効活用を図ります。また、民間企業による適正な農業参入を促進し、教育ファームや観光農園、福祉農園としての利用なども含め、農地の多面的な有効活用策を検討します。

②今井開拓パイロットの利活用 農業経営継続者に対する新たな農業展開や耕作放棄地を再生・解消する取組みを支援するほか、農業分野の枠にとらわれない新たな利活用等を含めた複合的な利用を支援します。

●重点事業

耕作放棄地解消事業 インターネット等で農地情報を公開し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者へ農地の集約化を促進するとともに、耕作放棄地を再生・利活用する取組みを支援します。



■ほ場整備 農地の基盤整備事業で、区画の規模・形状の変更、用排水、道路などの整備のほか、農地の利用集積や非農用地（道路や水路など）の創出による土地利用の秩序化などを行う。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

近年、食の安全・安心に対する意識が高まり、食料需給や環境問題なども含めて、地産地消^{*}の重要性が一層認識されています。これまで本市では、地元農産物を市内小中学校の給食に納入するためのシステムづくり、朝市の振興のための支援、農業講演会や農業実践講座の開催協力などを行ってきました。

一方、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、農業経営においては、機械を導入し大規模に作付けしないと採算がとれなくなってきました。また、犬山の土地は畑作に向いていないところが多く、農業者の高齢化という問題にも直面しています。市民からは、犬山特有の地産地消の推進や農産物の直売所の設置などを望む声も多く寄せられています。

●目指す姿と目標指標

地域の生産者によって安全・安心な農産物が作られ、朝市や農産物直売所を通して地域の消費者に届けられています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆学校給食での地元農産物使用量	kg	12,916	2009年度	9,254 (2015年度)	9,800
学校給食における市内の朝市出店農家が生産・納品した地元農産物の使用量。2015年度実績値から毎年1%の増加を目指します。					

●施策の展開方向

①**農業生産者の育成** 安全・安心な地元農産物の供給に向けて、関係機関・団体等と連携し農業生産者の育成や新規就農者の拡大を図ります。

また、新たな農業生産者の育成を目的として、公益社団法人犬山市シルバー人材センターが取り組む農業の事業化について、支援していきます。

②**地元農産物の消費促進** 地場の農産物を地域の消費者に届けるため、直売所の施設誘致を支援し、生産者の販売場所の確保や朝市の活性化を図ります。また、小中学校の給食食材として、地元農産物の利用を促進します。

③**農業に触れる機会の確保** 市民が自ら農産物の生産を行い、農業に触れることができ、農業の楽しさを認識することができる市民農園制度の普及を図るとともに、農業者と消費者や学校、行政などが一体となって、市民が気軽に農業に触れることができる機会の確保・充実を図ります。

●重点事業

「シルバーと若者が農業に挑戦！」事業	公益社団法人犬山市シルバー人材センターによる高齢農家の農作業支援やセンターによる農園事業の実施体制構築を支援します。 また、農業にチャレンジする若者への技術支援など、農業を中心とした異世代の交流活性化を目指します。
--------------------	--



■地産地消 地域で作られた農産物・水産物をその地域で消費すること。

用語解説

商業

- 1 魅力ある商業地の整備
- 2 中小事業者の育成

1 魅力ある商業地の整備

施策 111

<産業課・企画広報課>

●現状・課題

商業は、都市を形成する重要な要素の一つです。しかし、モータリゼーション*の進行や郊外型大型店舗への顧客の集中などにより、既存の商店街は衰退が進んでいます。

本市では、平成 12 年度から開始した商店街の販売促進事業や街路灯電灯料などの支援、平成 13 年度より城下町地区で展開を始めた空き店舗の活用への支援を平成 21 年度以降は対象を新たに広げて取り組んでいます。

より魅力ある商店街づくりのため、市民と商店街、関係団体との協働によりまちの活性化を図り、既存商店街のにぎわい創出に取り組むとともに、大型店舗の立地に対しては、地域商業の活性化・共存共栄が図られるよう努める必要があります。

●目指す姿と目標指標

地域資源の魅力を活かした商業機能とともに、子育てや介護などの保健・医療・福祉サービスやコミュニティ活動などの市民交流機能も備えた、集客性の高い魅力ある商業地が形成されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆市内の商店（店舗）で買い物をする人の割合	%	58.0	2010 年度	66.0 (2016 年度)	68.0
市民意識調査で『市内の商店（店舗）で買い物をしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。全世代で市内の商店（店舗）で買い物をする人の割合を高めるため、年齢別の集計結果のうち最も高い世代（70 歳代 67.8%）を上回ることを目指します。					
◆市内の商店が魅力あると思う人の割合	%	21.5	2010 年度	28.1 (2016 年度)	39.0
市民意識調査で『市内の商店街には、商品（品揃えや価格など）だけでなく、お店の人や雰囲気、人が交流する場（子育て、介護、コミュニティなど）としての魅力があると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。全地区で市内の商店が魅力あると思う人の割合を高めるため、地区別の集計結果のうち最も高い地区（池野地区 38.9%）を上回ることを目指します。					

●施策の展開方向

- ①**商業機能の充実** おもてなしの心のある商業機能の充実に向けて、城下町地区を中心とした中心市街地や駅周辺地区ではにぎわいの核を形成するとともに、地域では生活拠点として市民の交流や生活サービス提供の場の導入を図ります。
- ②**商店街の魅力づくり** 県や犬山まちづくり株式会社、犬山商工会議所をはじめとする関係機関との連携のもと、地域イベントなどとタイアップした活性化事業や空き店舗活用、商業団体等による販促活性化事業などへの補助を活用し、地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりを進めます。
- ③**犬山らしい特色ある商業の振興** 犬山市特産品協会をはじめとする関係機関と連携し、地酒や和菓子などの飲食料品、犬山焼などの伝統工芸品、犬山の農産物など地場製品の流通拡大と地域ブランド化、じねんじょや桃など地域資源を活用し、地産地消及び6次産業化を促進します。また、観光を含めた他産業と連携したイベントの開催による地場産業の普及啓発や新たな地場製品の開発、市外での大型商業施設等で特産品や商工業製品のPR活動を行うなど、犬山らしい特色ある商業を振興します。

●重点事業

空き店舗活用事業 費補助事業	城下町地区をはじめ 19 指定地域における空き店舗などを活用する事業で、その経費の一部の補助を実施します。
商業団体等事業費 補助事業	商業、サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体などが実施する事業に要する経費の一部の補助を実施します。
小規模企業設備投 資支援事業	犬山商工会議所と連携して、市内でがんばる小規模企業者の設備投資等を支援し、小規模企業者の持続的発展を図ります。
特産品・工業製品を 通じた市外への 犬山PR作戦	犬山の特産品を市外に向けて売り込むための営業活動を官民一体となってどんどん仕掛けます。また、市内で作る農産物等を加工して新たな地域ブランドや商品を開発する事業を応援します。
幹線道路沿いへの 商業施設の誘導	市内の幹線道路のうち、いくつかの路線を「商業集積ライン」とし、道路沿いへ商業系施設を積極的に呼び込みます。
水辺を活かしたま ちづくりプロジェ クト(河川空間活性 化事業)	歩道の有効活用によるにぎわいの創出や親水性向上のための方策について検討し、木曽川を中心とした河川空間の持つ豊富な資源を活かした地域の活性化につながる取組みを進めます。



■モータリゼーション 自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。

用語解説

●現状・課題

本市の商業は、平成 19 年の商業統計調査によると商店数 642 で従業者数 3,947 人、年間商品販売額 739 億 6,576 万円となっており、事業所の 66.5%が従業者数 5 人以下の小規模企業者となっています。

これまで、融資資金の預託や信用保証料・融資利子補給などの助成制度や中小企業相談所の運営費補助などに努めていますが、近年の景気悪化や地域間の競争の激化により、商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。大型店や量販店など郊外型・沿道型の店舗の進出などにより顧客の流出が進むなど、商店数は平成 9 年には 752 ありましたが、その数は減少を続けています。

商業の振興は、市民に豊かな生活をもたらすだけでなく、まちの魅力や活力をつくる重要な要素です。地域全体が活力あるまちになるように、国・県や犬山商工会議所などの関係機関との連携のもと、社会経済の動向に合わせた取組みを推進し、中小商業者の育成を進めることが求められています。

●目指す姿と目標指標

中小商業者の経営の安定化・合理化が図られ、魅力ある商店づくりが進み、まちの産業が活性化して、元気あふれる地域となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆商店数	事業所	642	2007 年度	431 (2014 年度)	431
「商業統計調査」による商店数。現在、商店数が減少している実態に加えて、これからの超高齢化及び人口減少社会の進展の中において、2014 年度現状値の維持を目指します。					
◆商工業融資件数	件	105	2010 年度	51 (2015 年度)	80
小規模企業等振興資金（旧商工業振興資金）の融資件数。社会経済の動向の影響が大きいため、リーマンショック後の融資件数の平均値の維持を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**経営の安定化・合理化の推進** 中小企業の経営の安定化・合理化を進めるため、中小企業相談所の運営費補助を行い、犬山商工会議所をはじめ関係機関と連携して、魅力ある商店経営のための経営診断、指導、研修などの充実を図ります。
- ②**融資制度の活用促進** 国・県や関係機関との連携のもと、中小商業者の運転資金及び設備資金のための融資資金の預託や信用保証料などの助成制度など、有効に活用できる取組みを展開するとともに広く周知し、中小商業者の基盤強化並びに活性化を図ります。
- ③**中小商業者の育成** 県や犬山まちづくり株式会社、犬山商工会議所をはじめとする関係機関との連携や財政的な支援・協力のもと、経営・技術改善支援、創業者支援、ソーシャルビジネス*支援、空き店舗活用支援、イベントの企画開催や交流の支援などを通して、中小商業者の育成を図るとともに、商店街などの組織基盤を強化します。



■ **ソーシャルビジネス** 少子高齢化や環境問題など様々な社会的課題を、ビジネスの手法で解決しようとする活動。

用語解説

写真・イラスト・データ

●重点事業

空き店舗活用事業 費補助事業	城下町地区をはじめ 19 指定地域における空き店舗などを活用する事業で、その経費の一部の補助を実施します。
小規模企業設備投資 支援事業	犬山商工会議所と連携して、市内でがんばる小規模企業者の設備投資等を支援し、小規模企業者の持続的発展を図ります。
創業支援事業	創業したい人を応援するために、創業支援事業計画を策定し、ワンストップ型の相談窓口を設置します。

工業

- 1 中小企業の振興
- 2 工業用地の確保と企業誘致

1 中小企業の振興

施策 121

<産業課>

●現状・課題

「平成 26 年経済センサス基礎調査」によると、製造業に携わる事業所数は 393、そこで働く従業者数は 11,983 となっています。小規模企業者と呼ばれる従業員数 20 人以下の事業所数は 303 あり、市内事業所の多くが小規模企業者となっています。こうした小規模企業者を含む中小企業者が日本のものづくりを下支えしている一方、大企業ほど経営・財政基盤が盤石ではないため、経営について相談する場、設備投資等のための資金調達手段を確保することが求められます。

犬山市では、中小企業者を支援するため、犬山商工会議所に設置されている中小企業相談所への運営費補助、中小企業者が円滑に事業資金の融資を受けられるように、愛知県、愛知県信用保証協会及び金融機関と連携した融資制度の実施、また、愛知県信用保証協会を利用した融資については、信用保証料の補助及び利子補給補助などを実施してきました。

しかし、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面し、売上げの減少、経営者の高齢化等の課題を抱えており、事業所数は減少傾向となっています。このような中、地域の経済や雇用を支える中小企業者を、国、県、商工会議所等の関係機関と連携して支援していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

設備の近代化や高度化などを含め、中小企業の経営力や技術力が向上し、まちの産業が活性化して、元気あふれる地域となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆事業所数	事業所	423	2009 年度	393 (2014 年度)	393
「経済センサス基礎調査」による事業所数。現在事業所数が減少している実態に加えて、これからの超高齢化人口減少社会の進展の中において、2014 年度現状値の維持を目指します。					
◆商工業融資件数	件	105	2010 年度	51 (2015 年度)	80
小規模企業等振興資金（旧商工業振興資金）の融資件数。社会経済の動向の影響が大きいため、リーマンショック後の融資件数の平均値の維持を目指します。					

●施策の展開方向

- ①経営の安定化・合理化の推進 中小企業の経営の安定化・合理化を進めるため、中小企業相談所の運営を補助し、犬山商工会議所をはじめ関係機関と連携して、企業相談・指導体制の充実を図るとともに、市内事業所への経営支援や技術改善のための支援などに努めます。
- ②融資制度の活用促進 国・県や関係機関との連携のもと、中小企業者の運転資金及び設備資金のための融資資金の預託や信用保証料などの助成制度など、有効に活用できる取組みを展開するとともに広く周知し、中小企業者の基盤強化並びに活性化を図ります。
- ③伝統産業の振興・活性化支援 犬山焼や犬山の地酒をはじめとした地域産業資源を活用することにより、業界や関係機関との農商工連携による 6 次産業化や創業支援、観光産業との連携の強化などに努め、地域ブランド化を促進するなど伝統産業の振興・活性化に取り組みます。

●重点事業

小規模企業設備投資支援事業	犬山商工会議所と連携して、市内でがんばる小規模企業者の設備投資等を支援し、小規模企業者の持続的発展を図ります。
特産品・工業製品を通じた市外への犬山PR作戦	犬山の特産品を市外に向けて売り込むための営業活動を官民一体となってどんどん仕掛けます。また、市内で作る農産物等を加工して新たな地域ブランドや商品を開発する事業を応援します。
創業支援事業	創業したい人を応援するために、創業支援事業計画を策定し、ワンストップ型の相談窓口を設置します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市の工業は、昭和 30 年代後半から急速な発展をとげてきました。これは、名古屋内陸工業地帯の外延化がこの時期に波及してきたことや、本市が昭和 34 年頃から積極的な企業受け入れ体制を整えてきたことによるものです。

市内の工業用地としては、愛知県企業庁の協力を得て、昭和 41 年から羽黒・楽田地区において、また、平成 15 年から高根洞地内において工業用地の分譲を開始し、企業立地を積極的に促進してきました。現在では、羽黒・楽田地区の犬山市工業団地では 39 企業、高根洞地内の犬山高根洞工業団地では 9 企業が操業しており、安定した雇用と地域経済の活性化につながっています。

地域経済を取り巻く環境が大きく変化し、地方分権が進展する中であって、各自治体においては自立に向けた健全な行財政基盤の確保が必要とされています。

将来に向けさらなる地域経済基盤の確立と雇用の確保のため、環境と調和した工業用地の確保と優良な企業の誘致をしていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

新たな工業用地が確保され、優良企業の誘致や市内企業の工場の拡張などが進み、地域経済を支える工業の振興が図られています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆公共により整備された工業用地面積	ha	92	2009 年度 92 (2015 年度)	112
県及び市により整備された工業用地と地区計画※の策定により整備された工業用地の合計面積。これまでの製造品出荷額等の伸び率を今後も確保するために必要な新しい工業用地の確保を目指します。				
◆工業用地に立地した事業所数	事業所	48	2009 年度 48 (2015 年度)	54
工業用地に立地した事業所の数。新たに拡大した工業用地や、既存の工業用地で未利用な用地へ新しい事業所を誘致することで、製造品出荷額等の伸び率の確保を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**工業用地の確保** 土地利用計画に基づき工業用地の確保を図り、環境と調和した工業団地の整備を進めます。
- ②**企業の誘致** 県や関係機関との連携のもと、地域の特性や強みを活かした優良企業の誘致を促進するとともに、市内企業の工場拡張など地元企業の基盤強化を支援します。また、企業誘致においては、国、県や関係機関との連携のもと有効な助成制度の活用を図ります。

●重点事業

工業用地造成事業	新しい優良な企業を誘致するため、環境と調和した工業用地の整備を行います。
企業誘致推進事業	新たに拡大する工業用地や既存の工業用地で未利用な用地などへ、国や県との連携のもと有効な助成制度の活用を図りながら、企業誘致を進めます。



■**地区計画** 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。

用語解説

観光

- 1 観光資源の整備・充実
- 2 観光宣伝・情報発信の充実
- 3 観光推進体制の充実

1 観光資源の整備・充実

施策 131

<観光交流課>

●現状・課題

本市の観光客は、その約 60%が県内から、約 80%が中部地方からの観光客が占めており、その多くが日帰りです。観光客による市内の経済効果を高めるには、名古屋から電車で 30 分、中部国際空港から約 1 時間という交通の利を活かして、国内外を問わず宿泊客をいかに獲得するかが重要な課題となっています。

写真・イラスト・データ

そのためには、犬山城を中心とした歴史文化や自然、さらには公共施設・民間を問わず既存の多彩な観光資源を活用した振興策の創造や新たな観光資源もさらに発掘し、観光客が市内の多くの観光施設を訪れることにより滞在時間を延ばすなど、観光需要を増やしていくための取組みを進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

それぞれの観光資源の魅力が増し、観光資源をめぐる滞在型の観光が定着しており、犬山城を中心とした城下町地区が観光客でにぎわっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆犬山城登閣者数	人	330,573	546,963 (2015 年度)	550,000	犬山城の年間登閣者数。2015 年度実績の維持を目指します。
◆木曾川うかい観覧者数	人	21,373	23,807 (2015 年度)	30,000	木曾川うかいの年間乗客数。年間 3 万人の水準を目指します。

●施策の展開方向

- ①観光資源の魅力向上と新たな資源の活用 犬山城を中心とした城下町地区の町並み、歴史、文化、伝統を活かした観光客増加を図ります。新たな観光振興として、整備が進んだ電線類等の地中化や道路の美装化により歩きやすくなった城下町地区や犬山遊園駅から犬山城への桜並木の遊歩道など、歩いて楽しむことができるまちづくりを進めるほか、1300 年の歴史をもつ伝統文化である「木曾川うかい」や伝統的建造物など「本物」を求めて訪れる人が増えるまちづくりを進めます。なお、鶺鴒については、老朽化した鶺鴒管理事務所の改築にあわせ、鶺鴒実演の機会や場を設ける検討を行います。
- ②滞在型観光の推進 木曾川を軸とする広域観光連携により、犬山での滞在時間を延ばすことで観光需要の増加を図ります。
- ③観光地を結ぶ交通体系の整備 関係機関等と連携し、来訪者が犬山城を拠点として博物館明治村、野外民族博物館リトルワールドや日本モンキーパークなど市内各地に点在している多彩なテーマパークや四季折々の豊かな自然などを楽しむことができ、円滑に観光地間を移動できる環境の充実を図ります。また、観光客用駐車場の充実を図りながら、観光地の渋滞緩和を促進し、観光

客の満足度の向上を図ります。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

現在、市や犬山市観光協会では、主にパンフレットやホームページ、観光宣伝キャンペーンなどを通して、観光宣伝の情報発信を行っています。

また、犬山・各務原広域観光推進協議会、木曽川夢空間事業連絡会など、複数の市町で広域観光圏を形成することで、遠方都市や近隣市町への宣伝活動を行ってきました。愛知万博・中部国際空港セントレア開港に向けて設立された名古屋圏観光宣伝協議会では、国内外からの誘客に向け、広域的に宣伝活動を行ってきました。その後、当初の目的を達成したことにより協議会は解散されましたが、現在は、名古屋市と連携を図りながら、遠方都市等への宣伝活動を行っています。近年では、行政だけでなく、企業とも連携して犬山の宣伝を行っており、こうした活動によって徐々に認知度は高まり、新規の観光客も増加傾向にあります。

しかし、都市間競争が激しさを増しており、他の観光地との差別化を図り、2度、3度と犬山を訪れたいように、多くの人々の注目を惹きつける新しい企画や、観光PR方法などの検討が課題となっています。近年は、観光ニーズが多様化し、情報媒体も多様化・高度化しており、また、犬山へ観光に訪れる人々の多くは、本市が平成22年度に実施した観光実態調査や市民意識調査によると、テレビ・ラジオの紹介や旅行雑誌、インターネットなど様々な方法で事前に調べて訪れています。今後は、観光客が求めるニーズを的確に把握するとともに、多様なメディアの有効活用やwi-fiによるインターネット環境整備等、効果的な情報発信が求められるため、城下町エリアでのwi-fi設置を進めるなど、外国人観光客の満足度向上に努める必要があります。

●目指す姿と目標指標

効果的に観光地犬山の宣伝や情報発信が行うことで、新規の観光客も増加し、近隣、遠方を問わず多くの観光客が訪れる観光地となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆ホームページ閲覧者数	人	6,392	2009年度	10,797 (2015年度)	12,000
市観光情報（犬山市観光協会）ホームページの1日の平均閲覧者数。スマートフォン用ホームページによる情報発信の充実を図ることで、年平均5%増を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**観光宣伝・情報発信の充実** 犬山観光に関するホームページの拡大、充実や多様なメディアの活用、wi-fi等のインターネット環境整備、地元大学の留学生との連携などにより、積極的な情報発信に努めます。また、ビジットジャパンキャンペーン*の目標に向け、外国人観光客の誘致に向けた海外への情報発信などインバウンド誘致活動*を推進します。
- ②**広域観光圏における誘客活動** 犬山・各務原広域観光推進協議会、木曽川夢空間事業連絡会、名古屋市との連携、昇龍道プロジェクトなどの広域観光圏による事業の実施を通して、観光客の集客や海外でのインバウンド誘致活動を積極的に進めます。
- ③**「犬山ブランド」の確立** 犬山観光のブランド力を高めるとともに、効果的に新しい企画を実施することでマスコミへの掲載を拡大するなど、県外での犬山の認知度や知名度を高め、イメージアップを図ります。

●重点事業

「犬山ブランド」推進事業	県外での認知度や知名度を高めるため、新たな企画を実施することでマスコミへの掲載を増強し、犬山の歴史、文化を活かした観光PRを国内外に向けて実施します。
---------------------	---



用語解説

- ビジットジャパンキャンペーン** 国（国土交通省）が主導する外国人旅行者の訪日推進キャンペーン。
- インバウンド誘致活動** 外国人旅行者の訪日推進活動全般を指す。
- 昇龍道** 中部北陸地域の形が、昇り龍のように見えることから名付けられた観光エリア。中華圏を中心とした外国人観光客の積極的な誘致を進めている。

●現状・課題

本市が実施した観光実態調査（平成 22 年度）の結果から、観光のきっかけとなるのは、家族や友人・知人からの紹介のほか、前回訪問時の印象が大きく影響していることがわかります。

また、訪問時の印象として、目的地の周辺まではたどり着くことができても、駐車場の場所がわからなかったり、入口が目立たなかったり、道路や建物などの形状が変わっていたりすることなどで、迷うことが多々あるとの意見も多く、効果的な案内看板の設置や観光案内所でのきめ細かい対応をしていく必要があります。

また、専門性が高いボランティアガイドの育成や、城下町地区などを散策する際に課題となっている観光客向けの休憩・食事場所の確保なども求められています。

●目指す姿と目標指標

案内看板や観光案内所を利用して、観光客が不便を感じることなく犬山観光を楽しむことができます。また、質の高い観光案内をいつでも聞くことができるようになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆観光案内所の利用者数	人	75,006	2009 年	191,013 (2015 年)	200,000
市内に設置されている観光案内所の利用者数。観光案内所の利便性を高めることにより利用者の拡大を図り、年間 20 万人の利用を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**わかりやすい看板の設置** 文字の大きさや色、絵や図の挿入、多言語表記などの工夫を行い、高齢者や障害者、外国人にもわかりやすい統一した案内看板を効率的に設置します。
- ②**観光案内所の充実** 様々な観光客の要望に応えられ、きめ細かな対応ができるように観光案内所の機能の強化やスタッフの増員を図るとともに、観光マップの充実やデジタルサイネージ等、新たな宣伝媒体の導入も検討しながら、案内機能の充実を図ります。
- ③**ボランティアガイドの充実** ボランティアガイドの知識や話術の向上を図ることに加え、海外からの観光客にも満足していただけるように、通訳ボランティアガイドを育成し、受入れ態勢を充実させます。
- ④**接客術の向上** 犬山に訪れた観光客へのおもてなしを強化するため、観光業に携わる人々の接客マナーの向上を図り、観光客による口コミ宣伝の効果を引き出します。
- ⑤**休憩・食事場所の充実** 城下町地区における休憩・食事場所を掲載したマップ作成や雑誌、ホームページを通じた様々な店舗紹介のほか、飲食店とタイアップしたサービスを行い、様々な方法での各店舗への誘客に努めます。また、来訪者が増加するキャンペーン時などには臨時の店舗を設置するなど、来訪者の利便性を高める休憩・食事場所づくりを進めます。
- ⑥**観光戦略会議の開催** 観光を産業として拡がりを持たせるために、戦略的な「観光まちづくり」を推進します。人、団体、企業等、多様な主体の参画と活躍を促します。

勤労

1 雇用環境の向上

1 雇用環境の向上

施策 141

<産業課・文化スポーツ課>

●現状・課題

市内の事業所に従事している従業者は、経済センサスによると平成 21 年度 33,502 人から平成 26 年度 31,354 人となっており、近年は減少傾向となっています。従業者数は社会経済の動向の影響を受けやすいものの、人口減少が予測される現状では、今後もこの傾向が続くものと予測されます。

また、近年、グローバル化*や情報化の進展などによる産業構造の変化、フリーター*やニート*の増加、非正規雇用や外国人労働力の増加など雇用形態の多様化による賃金格差の拡大など、雇用環境は大きく変化しています。

本市では、こうした環境の変化の中にあっても、誰もが安心して働くことができる雇用環境を確保するため、雇用情報の提供やキャリア形成*機会の創出など就労支援に努めてきました。

一方、平成 26 年の経済センサス基礎調査によると、市内の事業所の 76.4%が従業者数 10 人未満の事業所であり、このような小規模事業所は、大規模事業所と比べると景気動向の影響を受けやすく、また、福利厚生などの勤労者福祉の面でも格差が大きいと言われています。

これからも安定した雇用の確保と勤労者福祉に関する制度の周知・啓発を図るとともに、仕事と生活の調和を確保するワーク・ライフ・バランス*の推進などにより、市民一人ひとりが働きやすい環境を整備し、ゆとりある生活が実現されるよう勤労者福祉を充実させていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

性別や年齢を問わず、市民の勤労意欲に応じて誰もが働きやすい雇用環境が整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆従業者総数	人	33,502	2009 年度	31,354 (2014 年度)	32,000
「経済センサス基礎調査」による従業者総数。現在事業所数が減少している実態に加えて、これからの超高齢化及び人口減少社会の進展の中において、工業用地の拡大などにより新しい事業所を誘致することで従業者数の増加を目指します。					
◆仕事と生活の調和がとれていると思う市民割合	%	54.8	2010 年度	63.2 (2016 年度)	70.0
市民意識調査で『仕事と生活の調和がとれていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した働いている市民の割合。全世代で仕事と生活の調和を高めるため、年齢別の集計結果のうち最も高い世代（29 歳以下・69.6%）を上回ることを目指します。					

●施策の展開方向

- ①雇用の場の確保 地元企業の振興を図るとともに、工業団地の整備・商業施設の誘致を通じた新たな企業の誘致を推進することにより、雇用の場の確保に努めます。
- ②就労の支援 関係機関や企業との連携のもと、フリーターやニートなど、若年者や女性、高齢者、障害者などへの雇用情報の提供やキャリア形成機会の創出など、就労の支援に取り組みます。
- ③雇用環境の整備 事業者に対する人材活用や継続雇用制度、育児・介護休業制度の周知と啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、雇用環境の向上に取り組みます。

- ④**勤労者融資制度の活用** 勤労者生活資金や住宅融資制度などの勤労者融資制度をより利用しやすくするための金融機関への預託や取組みに対する周知を図ります。
- ⑤**勤労者福祉制度の周知と啓発** 関係機関や企業と連携し、勤労者福祉制度の充実を図るとともに、制度の有効活用に向けた周知・啓発に取り組みます。
- ⑥**勤労青少年ホームの有効活用** 勤労青少年を取り巻く環境の変化や余暇活動に対するニーズの変化により、施設利用が減少している勤労青少年ホームについては、施設のあり方を見直し、勤労青少年に限らず全ての市民が自主的な学びの活動やクラブ活動が行えるよう環境整備に努めていきます。

写真・イラスト・データ

●重点事業

工業用地造成事業	新しい優良な企業を誘致するため、環境と調和した工業用地の整備を行います。
企業誘致推進事業	新たに拡大する工業用地や既存の工業用地で未利用な用地などへ、国や県との連携のもと有効な助成制度の活用を図りながら、企業誘致を進めます。



用語解説

- グローバリゼーション** 経済、文化、政治、環境問題など人類の活動とその影響が、国家や地域の境界を超え、地球規模で一体化していく現象のこと。
- フリーター** 日本で正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人を指す言葉。和製の造語（「フリーランス・アルバイト」の略称）。
- ニート** 「仕事につかず、就学もしていないし、就労のための訓練も受けていない人」Not in Employment, Education or Trainingの略称。
- キャリア形成** 労働者が自らの職業生活設計に即して必要な職業訓練などを受ける機会が確保され、必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成すること。
- ワーク・ライフ・バランス** 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

地域福祉

- 1 福祉の心の醸成
- 2 地域福祉推進体制の充実
- 3 地域福祉施設の整備

1 福祉の心の醸成

施策 151

<福祉課>

●現状・課題

少子高齢化の急速な進行、家族形態の多様化、価値観の変化などにより、地域福祉の基盤となる地域における人と人とのつながりや、助け合い、支え合いは弱体化しています。

一方、地域における社会貢献活動などへの参画意識の高まりから、ボランティアなど市民の自主的な活動が活発になってきています。

こうした状況のなか、犬山市社会福祉協議会をはじめ福祉関係団体などが福祉の心の醸成に向けた普及・啓発活動に取り組んでおり、各種講座やボランティア活動、体験活動などを通して、福祉の心を育む機会を市民に提供しています。

また、学校においても、社会奉仕体験活動や総合的な学習の時間の中などで施設訪問やボランティア活動など福祉の心を養う学習や実習に取り組んでおり、その重要性は一層高まっています。

地域社会は、高齢者や障害者、子どもなど、多様な人々で構成されています。

誰もが安心して生活できる環境にしていくためには、助け合い、支え合う思いやりの心を醸成し、豊かな福祉社会を創造していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

高齢者や障害者などとわけへだてなく共に生きる心情と理念を育むことにより、福祉活動について関心を持ち、実践する人が多くいます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆福祉教育参加延べ人数	人	2,135	2009 年度	2,582 (2015 年度)	2,700
犬山市社会福祉協議会が行う福祉実践教室と福祉体験学習の参加延べ人数。福祉実践教室など福祉教育の充実や啓発を推進し、過去4年間の実績における最高参加者数を上回る2,700人を目指します。					
◆福祉ボランティア登録人数	人	1,033	2009 年度	1,058 (2015 年度)	1,150
犬山市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している福祉ボランティアの人数。当初目標値から約120人の増加を目指します。					

●施策の展開方向

①福祉教育の推進 学校教育でも福祉の心の醸成が必要であるため、各小中学校での福祉実践教育への講師派遣などに力を入れ、福祉教育を支援します。また、大学生などを対象とした福祉ボランティア学習についても関係機関と連携して実施します。

②ボランティアの確保・養成 犬山市社会福祉協議会によるボランティアセンターの活動支援や手話及び要約筆記、点字などの福祉ボランティアを養成する事業などを実施します。また、今後の有力な地域福祉の担い手として期待される団塊の世代の中から、ボランティアリーダーの育成に努めます。

③犬山市社会福祉協議会との連携 「福祉の心の醸成」を中核的に担う犬山市社会福祉協議会とより一層連携して事業を進めます。

●現状・課題

本市では、犬山市高齢者福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）や犬山市障害者基本計画（平成 24 年度～平成 29 年度）などの策定を通して、保健・医療・福祉の連携を図り、市民と行政の協働による福祉推進ネットワークの確立に向けた取組みを進めています。

地域でのつながりが希薄となる中で、自助・共助・公助の考え方にに基づき、家族や地域で支え合い、助け合っていくことの大切さも一層認識されてきています。そのため、行政、犬山市社会福祉協議会、民生児童委員、町内会などとの協力体制を構築するとともに、市民一人ひとりに自助・共助・公助の考え方をさらに浸透させながら、市民同士が支え合い、身近な地域で多様な福祉サービスを利用でき、安心とぬくもりを感じながら暮らしていける体制づくりを進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民が地域福祉活動に主体的に参加・協力し、みんなで支え合って暮らしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度			2022 年度
◆民生児童委員による相談・支援延べ件数	件	2,825	2009 年度	2,105 (2015 年度)	3,200
民生児童委員の活動記録票の集計数。過去 5 年間の平均増加件数を上回る毎年 30 件程度の増加で合計 380 件増を目指します。					
◆避難行動要支援者台帳登録人数	人	—	2009 年度	—	1,100
犬山市地域防災計画に基づく台帳に登録した人数。地域の支援者との連携を進め、支援体制の強化を図りながら、平成 29 年度対象者の約半数にあたる 1,100 人を目指します。					

●施策の展開方向

- ①地域支援ネットワークの構築 誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、行政、犬山市社会福祉協議会、民生児童委員、町内会、ボランティア、市民活動団体などとの協力体制の構築に努めます。また、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが困難な人に対して、平成 29 年度から「避難行動要支援者支援制度」を開始し、地域支援者と連携しながら支援する体制づくりを強化していきます。
- ②犬山市地域福祉計画の策定 社会福祉協議会などの関係機関や市内事業者と連携し、地域福祉を総合的に推進する上で基本となる犬山市地域福祉計画の策定を目指します。

●重点事業

避難行動要支援者 避難支援事業	災害時に自力で避難することが困難な人を事前に把握するため台帳を作成し、支援に必要な情報を、地域や、関係団体、行政などが共有することにより、支援体制の強化を図ります。
--------------------	--

写真・イラスト・データ

●現状・課題

福祉会館は、城下町地区に昭和 45 年に建築され、各種市民団体などの福祉活動や学習・集会の場をはじめ、犬山市社会福祉協議会や中央児童館、長寿館が併設され、各種相談事業など幅広いサービスを提供する施設として使用されています。また、地域の避難所としても位置づけられています。近年は、設備の老朽化が進行し、施設の維持管理が困難になっています。また、城下町地区を訪れる観光客の増加に伴う交通渋滞の発生や駐車場の不足、景観的な問題などの視点からも福祉会館機能の分散・移転が提案されています。

そのため、利用者のニーズに応えた機能を組み込んだ複合的な福祉施設の整備に向けて検討を進めていくとともに、年齢や身体能力など様々な状況にある誰もが、社会に参画し、活動できる環境を整えていく必要があります。ユニバーサルデザイン※に配慮した施設の整備や改修を進めていくことが求められています。

また、養護老人ホームは、昭和 51 年に移転建築された施設であり、便所や浴室をはじめ施設内のバリアフリー化がされておらず、空調などの設備も改修が必要となっています。

●目指す姿と目標指標

新たな福祉施設が整備されるなど地域福祉を支える環境整備が進み、市民誰もが快適に福祉サービスを受けることができるようになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆福祉会館機能の分散・移転 福祉会館の多様な業務や機能を目的別に集約し、既存の他施設への分散・移転を進めます。	%	— 2010 年度	—	100.0
◆養護老人ホームの整備方針の決定 平成 28 年度に「民営化計画」を策定し、プロポーザル方式により事業者（社会福祉法人）を選定して、平成 31 年度までに民営化を進めます。	%	— 2010 年度	—	100.0

●施策の展開方向

①福祉会館機能の分散・移転 今後、老朽化した施設の維持管理に多額の経費がかかることが予想されるため、現在の福祉会館が有する機能を目的別に集約して既存の他施設への分散、移転を進めます。

②養護老人ホームの整備 施設の老朽化や職員の確保等、課題解決のため、養護老人ホームの民営化を進めます。平成 28 年度に公募により選定した事業者が、市内の他の場所において施設を更新し、運営していきます。

●重点事業

養護老人ホームの整備	昭和 51 年に建築された養護老人ホームの老朽化に対応するため、施設を更新し、住環境を改善して、運営の質の向上を目的に民営化を進めていきます。
------------	---



用語解説

■ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

高齢者福祉

- 1 高齢者の生きがいくりと社会参加
- 2 高齢者福祉サービスの充実
- 3 地域包括ケア体制の確立
- 4 介護保険サービスの提供

1 高齢者の生きがいくりと社会参加

施策 161

<長寿社会課>

●現状・課題

今後、ますます高齢化が進展する中で、高齢者が持つ豊かな知識や技術、経験などを有効な社会資源として活用していくことが重要です。こうした資源の活用を提供することが、高齢者の生きがいくりと社会参加につながり、自立した高齢者の増加も期待できます。

また、生涯学習やスポーツなども、高齢者の生きがいくりにつながる重要なものです。生きがいを持つことで、心身ともに健康を保持・増進することができ、介護予防にもつながります。

そのため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターや老人クラブの円滑な運営のための支援や、各地区の民生児童委員・町内会などの地域の活動に対し、支援を行っています。

今後も、高齢者の生きがいくりと社会参加への支援や、生涯学習やスポーツの促進を積極的に行っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

就労対策、社会参加への支援、生涯学習やスポーツの促進など総合的な取組みが進められ、高齢者が生きがいを持って地域で安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆公益社団法人犬山市シルバー人材センター業務受託件数	件	5,596	2009年度	5,946 (2015年度)	6,500
高齢者への就業の提供及び健康増進と社会交流を図る公益社団法人犬山市シルバー人材センターの業務受託件数。安定した会員の確保と事業運営を図るため、就労機会を確保します。					

●施策の展開方向

①**高齢者の生きがいくりの支援** 公益社団法人犬山市シルバー人材センターや老人クラブが円滑に事業運営できるよう援助し、就労機会の提供や社会奉仕活動の推進など高齢者の社会参加を通して、高齢者の生きがいくりを支援します。

②**高齢者の社会参加の促進** 高齢者自らが積極的に学んだり、個性や能力を伸ばしたり、地域社会において豊富な知識や経験を活かして活躍できる場や機会を確保して、高齢者の社会参加を促進します。

③**高齢者の生涯学習・スポーツの促進** 市民総合大学を中心とする生涯学習事業や、さくら工房におけるものづくり講座など、高齢者の生きがいくりの一助として参加を促進します。また、身近な地域で、年齢を問わず誰もがができるスポーツを楽しめるようスポーツ教室への参加を推進します。

●重点事業

地域のつどいの場 開設支援事業	高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持って生活ができるよう、老人クラブや地域住民を主体としたグループなどが地域に集い、趣味、娯楽、地域貢献といった活動の場づくりを支援していきます。
--------------------	--

●現状・課題

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、日常生活上の不安解消に向けた支援や介護予防の取組みが必要であるとともに、要介護状態に陥った場合にも、介護保険サービスのほかに、在宅介護の負担を軽減するための支援が必要とされています。

そのためには、高齢者が、それぞれの身体状況や生活状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、高齢者福祉サービスの一層の充実を図っていくことが求められています。

今後、高齢化が急速に進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれるため、高齢者福祉サービスの内容や利用対象者、事業の効果的な周知方法などについての検討と、地域における見守り体制の強化を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

各種の高齢者福祉サービスの利用と、民生児童委員などによる見守り体制の強化により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆ 高齢者タクシー料金助成利用者	人	1,223	2009年度	1,142 (2015年度)	1,200
高齢者の足を確保し、外出支援、社会参加を促す事業として、85歳以上のタクシー利用料金の助成を行うもので、利用については、過去3年間の水準を維持します。					
◆ 緊急通報システム設置台数	台	107	2009年度	64 (2015年度)	100
緊急時に消防署へ通報が可能な機器を設置することで、高齢者の在宅での安心した生活を確保するため、設置台数を計画策定当初の設置水準まで伸ばします。					

●施策の展開方向

①ひとり暮らし高齢者などの生活支援の充実 高齢者食事サービス※やひとり暮らし高齢者安否確認事業※、緊急時に消防署へ通報できる緊急通報事業※など的高齢者福祉サービスについて、広報周知を進め、利用の促進を図ります。併せて、高齢者一人ひとりに合ったサービスを提供することで、安心して自立した生活を営めるように、サービスの内容などについて随時見直しを進めます。

②高齢者の見守り体制の強化 高齢者の生活を地域で支えるため、高齢者あんしん相談センターが中心となって、近隣住民、町内会、ボランティアなどと連携し、高齢者それぞれの状況に応じた見守り支援体制を強化します。



用語解説

■高齢者食事サービス 食生活への援助や見守りが必要な方に、食事の提供と安否確認、配達時の声かけ等のふれあいによる孤立感の解消のため、昼食を配達するサービス。

■ひとり暮らし高齢者安否確認事業 虚弱なひとり暮らし高齢者宅へ電話をかけ、安否確認する事業。

■緊急通報事業 身近に協力者を確保した方に対して、緊急時に消防署へ通報が可能な機器を貸与する事業。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

高齢期になっても安心して在宅で生活するためには、地域で保健・医療・福祉・介護のサービスが切れ目なく提供され、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支えていく地域包括ケアシステムの整備が必要となります。

現在、地域ケアの核として設置している地域包括支援センターは、市民にわかりやすい機関とするために「高齢者あんしん相談センター」と愛称をつけ、地域住民の保健・医療・福祉の向上や、虐待防止、介護予防マネジメントなど総合的な支援を行っています。

今後も、高齢者あんしん相談センターを中心としたワンストップ*によるケアマネジメント*や総合相談の体制を強化するとともに、地域にある社会資源と相互にネットワーク化された支援体制を確立していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

高齢者あんしん相談センターを中心としたワンストップによるケアマネジメントや総合相談体制とともに、地域の保健・医療・福祉に関する各資源とのネットワーク化による支援体制が確立され、高齢者が安心して在宅で生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度		2022年度
◆高齢者あんしん相談センター相談件数	件	4,428	2009年度	12,261 (2015年度)	13,000
来所・電話・訪問の相談援助実績。過去3年間の実績を維持できるよう相談体制を整えていきます。					
◆認知症サポーター*の人数	人	805	2009年度	3,993 (2015年度)	6,000
認知症サポーター養成講座を受講した人数。認知症の人や家族を見守り支援できる人として、地域住民をはじめ、市内で働く人、小・中・高校生など様々な人に受講してもらい、サポーター数を増やします。					

●施策の展開方向

地域包括ケアシステムの構築

①**保健・医療・福祉サービスの連携の充実** 高齢者がどんな状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるため、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会や、介護保険・高齢者福祉サービス関係者などとの協力・連携体制を強化し、早期段階の認知症の発見に加え、相談時に的確な対応や支援ができる体制を確立します。

②**高齢者あんしん相談センターの機能充実** 認知症高齢者や高齢者虐待などの問題に適切に対応するため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、虐待防止・権利擁護業務や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを実施する高齢者あんしん相談センターを中心に、連携体制・相談体制の強化を進めます。また、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを増やします。



- ワンストップ 一度の手続（単独の窓口）で、必要となる関連手続をすべて完了すること。
- ケアマネジメント 利用者や家族が必要とする各種サービスを組み合わせ、評価・調整・管理をすること。
- 認知症サポーター 認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守ることで暮らしやすい地域をつくっていく人。

●現状・課題

高齢化の進行に伴い、要介護認定者が増加している中で、特別養護老人ホームや地域密着型サービス*の整備を進めてきました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするためには、要介護状態の比較的軽い高齢者の状態が悪化、重度化しないように、身体能力の維持と改善に向けた介護予防の取組みや、増加する認知症高齢者への対応が重要となります。

状態が悪化した場合でも、可能な限り生きがいやゆとりを持った生活ができるように介護保険サービスの必要量を的確に把握して基盤整備を進めていく必要があります。

また、利用者の安心を確保するために、介護保険サービスの質の向上への取組みも重要となっています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

介護保険サービスについて量も質も充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆介護保険サービス利用者数	人	1,614	2,295 (2015年度)	2,310	
要介護認定を受けサービスを利用する人数。3年毎に策定する介護保険事業計画にて計上した将来的な見込値を目標値とし、サービスの充実を目指します。					
◆介護相談員受入事業所数	箇所	42	47 (2015年度)	50	
市内の介護保険サービス事業所のうち介護相談員の派遣を受入れた事業所数。8箇所の新規受入れを目指します。					

●施策の展開方向

- ①介護保険サービスの充実 3年ごとに策定する犬山市介護保険事業計画において、介護保険事業の枠組みや目標について、市民ニーズを踏まえながら適切に設定し、介護保険サービスの充実を図ります。
- ②介護保険サービスの質の向上 介護保険サービス事業所を訪問して、介護保険サービス内容などの調査や指導を実施します。また、相談員が事業所を訪問し、利用者からの疑問、不満及び不安の解消を図る介護相談員派遣事業により、介護保険サービスの質の向上を図ります。



用語解説

■地域密着型サービス 住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスで平成18年4月に創設され、原則市民のみが利用でき、市が指定・指導監督の権限を持つ。

子育て支援

- 1 地域における子育て支援
- 2 保育サービスの充実
- 3 子どもを育む環境整備

1 地域における子育て支援

施策 171

<子ども未来課>

●現状・課題

本市では、子育て支援センターを開設し、子育て相談の実施や子育て情報の提供など子育て支援の取組みを進めてきました。

しかし、核家族化や地域の連帯意識の希薄化が問題視されるようになって久しく、子育て家庭においては、子育てに対する不安や負担感が増えています。

子育てと仕事が両立でき、子どもたちが地域で健やかに育つためにも、地域と行政が連携して、子育てがしやすい地域環境づくりを進める必要があります。具体的には、地域における人的・物的な資源を活かした子育て支援を展開することにより、子育てへの不安や負担を軽減し、誰もが安心して子育てができ、子どもが健全に育成される環境を確保していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

地域と行政との連携により、子育てに関する支援体制が充実し、子育て家庭が孤立や負担を感じることなく、安心してゆとりを持って子育てをしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆地域子育て支援拠点施設利用者数	人	45,211	2009 年度	41,484 (2015 年度)	40,000
子育て支援の拠点となる 10 施設の年間延べ利用者数。乳幼児数の減少と女性の社会進出に伴う就園率の上昇による利用者実数の減少が予想されますが、拠点施設の機能充実を図ることで、一定の利用数を目指します。					
◆ファミリー・サポート・センター*援助会員数	人	546	2009 年度	596 (2015 年度)	610
ファミリー・サポート・センター事業の援助会員数。年度により依頼件数は増減するものの、いつでも対応できるようにするため、当初の登録者数から算出した毎年 5 人程度の増加を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**子育て支援の拠点機能の充実** 児童館・児童センターの子育て広場ぽんぽこや犬山市子育て支援センターなどの拠点施設において、子育て親子の遊び場・交流の場の提供、子育てに関する相談・情報提供、講習会などを実施するほか、出張型の地域子育て支援拠点事業の拡充に努めます。また、利用者の意見を反映し、ニーズに合った内容を実施します。
- ②**相互援助活動の拡充** ファミリー・サポート・センター事業の活動内容の拡充を図るため、依頼会員のニーズ把握と援助会員のさらなる確保に努めます。また、地域における自発的な相互援助活動の促進に努めます。
- ③**活動の世話人の確保** 児童館・児童センター、児童クラブ、子ども会など、子どもの育成に関わる活動に対し、地域住民の力を活かした子育て支援ができるようボランティアによる世話人の養成、確保に努めます。

●重点事業

わかりやすい子育て情報の発信にチャレンジ! 広報いぬやまにある「子育て情報コーナー」と、市ホームページ上の「子育ての専用ページ」を充実し、子育て世代にとって重要な情報を随時発信します。

0歳児のマイ保育園事業 母子手帳交付時にマイ保育園登録することで、保育園が、出産前は赤ちゃんに触れ合うプレ体験、出産後は赤ちゃんとの親の交流の場として、子育ての不安を和らげる身近な場所になります。



用語解説

■ファミリー・サポート・センター 保育園などの送迎や保護者の急用時の預かりなど、子育ての援助をして欲しい人(依頼会員)と援助をしてもよい人(援助会員)が会員となり、子育てに関し助けたり助けられたりできるよう、会員相互間をつなぐ仕組み。

●現状・課題

少子化や核家族化の進行、女性の就業率の高まりの中で、子育て支援に対する保護者のニーズは高まり、多様化しています。

本市では、子どもの自律「子育て」、親の子育て力向上「親育ち」の支援・充実を図るとともに、就学前から中学校までの一貫した教育の実現を目指し、幼保共通のカリキュラム*を実践しています。平成 19 年度には、幼保一体化を総合的かつ効果的に推進するため、子ども未来センターを設置しました。

また、待機児童をつくらないよう 0 歳児保育の拡充、保育時間の延長など子育て支援施策を推進するとともに、さらに園舎の耐震・大規模改修工事を計画的に実施するなど、安心・安全な保育環境づくりに努めてきました。

一方で、3 歳未満の園児が増加していることから、慢性的な保育士不足への対応や保育環境の整備が課題となっています。

今後も、保護者の多様なニーズに応えられるよう、職員の資質向上や保育内容の充実を図り、子どもの生活の場としてふさわしい保育環境を確保していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

多様な保育ニーズに対応した保育環境が整備され、充実した保育サービスが提供されています。また、保護者は、子育てと仕事を両立することができ、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てをしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆病児・病後児保育実施	園	0	2010 年度	0 (2015 年度)	1
病後児保育のみでなく、病児保育の実施を目指します。					
◆子ども未来園入園児数（0～2歳）	人	315	2009 年度	300 (2015 年度)	300
低年齢（0～2歳）の園児数。乳幼児数は年々減少していくことが予測されますが、低年齢児保育の需要は高くなっています。一方で、民間での受入れ枠が拡大したため、現状値（H27：300人）と同程度の乳幼児の受け入れ継続を目指します。					

●施策の展開方向

①多様な保育サービスの提供 乳幼児保育や一時保育の拡充、病児・病後児保育の推進など緊急時の保育サービスの提供を進めます。さらに、地域の未就園児と保護者、お年寄りなどとの交流を進めます。

②幼保小連携の推進 子ども未来園、犬山幼稚園（公立の幼稚園）では、幼保共通のカリキュラムに基づき、すべての園児に同一内容の養護・教育を実施し、発達や学びを小学校教育へつなげていきます。また、公立・私立の保育園、幼稚園及び小学校が合同で研修を行ったり、相互に情報交換を行ったりするなど、幼保小の連携を進めます。

写真・イラスト・データ

③**子育て力の向上** 地域住民の知識や技能をはじめとした地域の子育て力を活用するなど、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援を行い、家庭の子育て力の向上を図ります。

④**保育士の資質向上** 保育に関する研究や研修などに参加し、保育の専門知識や技術の習得に積極的に取り組み、保育士の一層の資質向上を図ります。

●重点事業

幼保小連携推進事業	子ども未来園、犬山幼稚園で実践している共通のカリキュラムについて、内容を検証・改訂しながら、発達や学びを小学校教育へつなぐために、幼児教育と学校教育の連携を図り、教育・保育・子育て支援のさらなる充実に努めます。
------------------	---



用語解説

■**幼保共通のカリキュラム** 幼稚園と保育園の一体化を推進するにあたり、子ども未来園、犬山幼稚園が「乳幼児期の教育」という観点から共通の教育・保育の指導目標、内容をまとめたもの。

●現状・課題

子どもの豊かな心や丈夫な身体を育むためには、家庭・地域・学校など多くの人との交わりの中で、様々な体験・経験をしていくことが必要です。

しかし、都市化や少子化の進行、遊び方の変化などにより、子どもたちが年齢の異なる友だちと集団で遊んだり、世代を超えた人たちと交流したりする機会が減少しています。

子どもの健全な発育を支援していくためには、交流・ふれあい・体験機会の拡充や放課後児童クラブ*の活動内容の充実、また、子どもの遊び場である児童遊園等の計画的な修繕や児童センターの整備などが求められています。

また、子育て家庭への様々な支援が求められる中で、増加傾向にあるひとり親家庭に対しては、自立を促すための経済的負担の軽減、就労相談などを適切に行っていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

子どもの成長・発達に寄与する「遊び」・「集い」・「交流・ふれあい」の機会や環境が整い、子どもたちが、地域での様々な体験活動を通して社会性を身につけています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆地域交流事業実施回数	回	49	2009年度	50 (2015年度)	70
児童館・児童センターが地域と連携して行う行事の開催回数。7つの児童館・児童センターが年間10回程程度の交流事業を継続して実施することを目指します。					
◆放課後児童クラブ延べ利用者数	人	—		107,105 (2015年度)	110,000
放課後児童クラブの年間延べ利用者数。児童クラブを統合し、小学校の余裕教室に移設することによって設置個所数は減少しますが、活動内容は2015年度の水準を維持します。					

●施策の展開方向

- ①児童館・児童センターの利用促進 放課後児童クラブの利用者ばかりでなく、一般児童の利用拡大を図ります。また、児童に関わる各種団体やボランティアなどと協力し、子育て支援の核となる施設運営や施設整備を図り、さらなる地域との交流を推進します。
- ②乳幼児との交流・ふれあい機会の充実 子どもを生み育てることや生命の大切さを学ぶことができるよう、中学生をはじめとして次代の親となる若い世代を対象に、乳幼児とのふれあい体験や、助産師・保健師・乳児を持つ母親などから直接話を聞く機会を設けるなどの拡充を図ります。
- ③子育て家庭への支援 子育てに関する情報提供の機会や出張型家庭児童相談室など各種相談機会を拡充するほか、児童手当・児童扶養手当など諸手当の適正な支給や、私学助成などによる経済的負担の軽減に努めます。また、ひとり親家庭の自立に向けた支援の推進を図ります。その他、児童虐待につながる養育不安のある家庭に対しては、特別な援助が必要なため、関係機関による見守り・支援を継続実施していきます。
- ④児童遊園・ちびっこ広場の維持管理 遊具や植栽などの設置状況や維持管理状況を台帳により管理し、定期的な点検と適切な修繕を行うとともに、PTAなどの地域ボランティアの協力を得ながら、安心して利用できる子どもの遊び場を整備します。草刈りやごみ拾いなどの日常管理は地元町内会などに管理委託し、地域住民の愛園精神の向上を図るとともに、子どもへの見守り意識を高めます。

●重点事業

中学生の子育て体験事業の強化	これから親になる将来の世代に子育ての喜びを伝えるため、中学生が赤ちゃんと触れ合う機会をつくります。
----------------	---



用語解説

■**放課後児童クラブ** 授業後や土曜日など、保護者が就労等の理由により不在となる家庭の児童（小学校に就学している児童）を対象に、児童館・児童センターの1室や学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る事業。

障害者(児)福祉

- 1 障害者の自立と社会参加の推進
- 2 障害福祉サービスの充実

1 障害者の自立と社会参加の推進

施策 181

<福祉課>

●現状・課題

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の適性や能力に応じた就労や地域活動、スポーツ・文化活動などへの社会参加ができる機会が必要です。

本市では、障害者の就労や地域活動などへの参加を支援するため、屋外での移動が困難な障害者に対して、外出時の援助を行う移動支援事業や手話通訳者の派遣事業などを行ってきました。

また、企業への就労について、民間企業には、障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者の雇用率 2.0%の確保が義務付けられています。犬山公共職業安定所管内における就業中の障害者数は、年々確実に増加していますが、平成 27 年の雇用率は 1.70%と、全国、愛知県と比較するとやや低くなっており、法定雇用率達成企業の割合も 53.2%にとどまっています。

そのため、今後も、障害者の雇用については、企業への啓発を進めるとともに、障害者自身の自立を助長するためのサービスとしては、移動手段や情報伝達の向上を工夫しながら障害者が社会参加しやすい環境を整備する必要があります。

●目指す姿と目標指標

障害者がそれぞれの能力に応じた活動を行い、地域で生きがいを持って自立し、安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆就業中の障害者数（犬山公共職業安定所管内） 犬山公共職業安定所の登録者の就業人数。H25-H27 の3年間における平均増加数は 92 人であるため、毎年 90 人ずつの増加を見込み 1,840 人を目指します。	人	683 2010 年度	1,216 (2015 年度)	1,840
◆障害者タクシー料金助成利用者数 障害者タクシー料金助成事業の利用者数。過去 3 年間におけるタクシー料金助成利用者の増加は年 3 人程度であるため、毎年 3 人程度の増加を目指します。	人	— 2009 年度	261 (2015 年度)	282

●施策の展開方向

- ①**就労支援の充実** 障害者の雇用については、犬山公共職業安定所や関係機関と連携し、障害者の適性に合致した働く場を斡旋できるように支援します。
- ②**社会活動への参加促進** 地域活動支援センターの利用を通じて、障害者が生きがいを見つけられるよう機能訓練や創作活動を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援し、社会参加できる機会や情報の伝達手段を充実します。
- ③**外出支援（交通手段などの確保）** 社会生活上必要不可欠な外出や障害者が安心して社会参加できるよう、移動支援の充実やタクシー料金の助成及びコミュニティバス*の利用促進を図るなど、交通手段などの確保に努めます。



用語解説

■コミュニティバス 自治体や地域共同体が、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。

●現状・課題

障害者の福祉サービス利用については、身体障害者及び知的障害者では、行政がサービス内容を決する「措置制度」から、利用者が事業者と対等な関係に基づいて、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する「支援費制度」に平成 15 年度から移行しました。

また、平成 18 年度からは、2 障害に加え精神障害者も含めた障害者自立支援法に基づくサービスの利用へと抜本的な改正が行われました。

この改正に伴い、利用者の相談内容やニーズに応じた生活の場の確保とサービスの提供が一層重要になっています。

国は平成 19 年、国連の障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）に署名した後、国内法整備を始めとする諸改革を進め、平成 23 年に障害者基本法を改正しました。そして、平成 25 年には、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正し、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正を行い、平成 26 年 1 月にこの条約に批准しました。今後も障害施策の改正は予定されており、動向を注視しながら適切に対応していくことが必要となります。

本市では単独事業として、在宅で生活する重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ重症心身障害者が通所する、心身障害者更正施設「いぶき」を開設しており、利用者の症状や健康状態に応じて身体介護や食事の提供、入浴介助などを提供しています。

市町村が設置した重症心身障害者の施設は全国的にも少なく、障害者の地域移行が進むなか、在宅で生活する重度の障害者の日中の生活の場として重要な役割を担っています。

また、心身の発達に何らかの援助が必要な児童と保護者が親子で通園するこすもす園（犬山市児童発達支援事業実施施設）では、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練など、遊び等を通して成長・発達を促す取組みを行っています。このような子どもたちへの対応は、何より早期療育につなげることが大切であり、子どもの発達の遅れなどを保護者の気持ちに配慮して伝え、理解してもらい、関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

障害のある人が、必要なときに必要なサービスが利用でき、地域で安心して生活をしています。また、保護者自身が子どもの障害や発達の遅れなどを受け止め、速やかに必要な療育を受けています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度			2022 年度
◆障害福祉サービス利用延べ件数	件	3,807	2009 年度	5,867 (2015 年度)	6,600
障害福祉サービスの延べ利用件数。H25-H27 の 3 年間における平均増加件数は 110 件であるため、毎年 110 件程度の増加を見込み 6,600 件を目指します。					
◆児童発達支援利用延べ回数	回	—		5,021 (2015 年度)	5,100
児童発達支援事業の延べ利用回数。平成 22 年度の施設増築以降、6 割弱の増加となりましたが、民間児童発達支援事業所の開設があることから、平成 27 年度の利用水準維持を目指します。					

写真・イラスト・データ

●施策の展開方向

- ①**障害福祉サービスの充実** 地域の関係機関やサービス提供事業所と連携し、障害者が安心して地域で生活することができるよう、障害福祉サービスなどを充実するとともに、利用に必要な支援を行う体制の強化を図ります。
- ②**グループホーム*の確保** 知的障害者や精神障害者の入所施設利用者の地域移行を図るため、グループホームなど、ひとり暮らしが困難な知的障害者や精神障害者の生活の場の確保に努めます。
- ③**児童発達支援の推進** 心身の発達に何らかの援助が必要な子どもたちに対し、その発達を助長することができるよう個別又は集団での療育や、集団生活に適應することができるよう訓練などを行う児童発達支援を推進します。また、療育備品・図書の充足、保育士等のスキルアップなど療育環境の充実を図ります。

●重点事業

障害福祉サービスの充実	障害福祉サービスには、障害者の地域生活や就業を支援するため、障害者総合支援で定められた介護給付と訓練等給付の2つのサービスと市が行う地域生活支援事業があり、障害者のニーズに合わせたサービスが提供できる体制等を整えるとともにサービスの充実を図ります。
--------------------	--



用語解説

- グループホーム** 障害者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障害者や精神障害者が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設をいう。施設において、主に夜間に相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

社会保障

- 1 低所得者への支援
- 2 国民健康保険の運営
- 3 国民年金の運営
- 4 福祉医療の充実

1 低所得者への支援

施策 191

<福祉課>

●現状・課題

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定された「生存権」の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための制度です。

本市の生活保護世帯は、景気後退で、派遣社員や期間従業員など非正規雇用の労働者が契約解除されるなどの経済雇用情勢の悪化や高齢化の進展に伴い、急激に増加しています。また、生活保護を受けるに至らない低所得者についても経済的にゆとりがなく、不安定な状況となっています。

そのため、犬山市社会福祉協議会や犬山公共職業安定所などと連携しながら、生活困窮者や低所得者の生活の安定と自立に向けた相談や指導などの支援体制をより一層強化していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

支援が必要な人に必要な援助と自立のための支援が行われており、低所得者などの生活の安定と向上が図られています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度	(2015 年度)	2022 年度
◆生活保護率	%	2.7	2.7	4.6 (2015 年度)	6.0

人口 1,000 人当たりの生活保護者数。% (パーミル) ※で表示。本市の保護率は国及び県よりも低い状況ですが、無年金の高齢者や非正規雇用の増加など、社会情勢の変化等によって、保護率は年々上昇しています。今後、保護率はさらに上昇していく見込みですが、被保護者の自立支援の取組みによって、増加率の上昇率の抑制を目指します。

●施策の展開方向

- ①要保護世帯の実態把握 民生児童委員、犬山市社会福祉協議会、犬山公共職業安定所など関係機関との連携をより一層強化し、要保護世帯の実態把握に努めます。
- ②相談・援助・指導の充実 生活保護システムを活用することにより、事務の効率化を図るとともに、経験を有した相談職員の適正配置に努め、自立に向けた相談・援助・指導の充実を図ります。
- ③低所得者の自立支援の促進 本人の自立意欲を大切にしながら相談事業を展開するとともに、犬山市社会福祉協議会や犬山公共職業安定所などの関係機関との連携を図り、生活福祉資金の活用や就労支援員による就労相談及び就労援助などを行い、自立に向けた適切な支援活動を推進します。加えて、保健・医療などの関係機関との連携を強化します。



■% (パーミル) 1,000 分の 1 を 1 とする単位 (千分率)。

用語解説

写真・イラスト・データ

●現状・課題

国民健康保険は、国民皆保険*実現のため昭和 36 年から始まった制度であり、これまでも様々な制度改正が行われてきましたが、平成 20 年度に後期高齢者医療制度*の創設を核とする大規模な医療制度改正が実施されました。

このため、本市の国民健康保険の加入状況は、平成 20 年度当初には、後期高齢者医療保険へ 5,562 人が移行し、19,851 人と激減しました。平成 21 年度に微増しましたが、その後、緩やかに減少し、平成 27 年度には 18,170 人となっています。

また、この改正により、保険加入者の生活習慣病*予防の自主的な取組みを促進する目的で、特定健康診査*の実施も定められました。本市における受診率は、平成 20 年度が 35.5%、平成 21 年度が 43.2%と向上しましたが、平成 24 年度の 44.9%をピークに、その後は低下し、平成 27 年度は 39.3%に下がっています。

平成 25 年度（2013 年度）を目指して国が廃止する予定だった後期高齢者医療制度は存続となり、国民健康保険は平成 30 年度に都道府県が財政運営をすることになりました。このことにより、市は県へ国民健康保険事業費納付金を納め、県が集めた納付金を各自治体へ分配する財政運営に変わります。

●目指す姿と目標指標

愛知県による保険制度の財政運営が行われ、財政的に安定した国民健康保険事業のもと、すべての人々が医療を安心して受けられる社会になっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆国民健康保険加入者数	人	20,056	18,170 (2015 年度)	18,170 (2015 年度)	16,331
国民健康保険の加入者数。当初、廃止が想定されていた後期高齢者医療制度が存続となり、75 歳以上の高齢者の国民健康保険への加入が見送られたため、加入者数に対応した国民健康保険体制を目指します。					
◆特定健康診査受診率	%	43.2	39.3 (2015 年度)	39.3 (2015 年度)	55.0
特定健康診査受診者数／対象者数。「特定健康診査等実施計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）及び実績値に基づいた目標値を目指します。					

●施策の展開方向

- ①国民健康保険の円滑な財政運営 愛知県による保険制度の財政運営が平成 30 年度から開始されます。県の提示する国保事業費納付金と、それを元にして算出する標準保険料率を参考に、被保険者や医師などから構成する国民健康保険運営協議会で協議を行い、税率を決定し、国民健康保険事業を行います。
- ②予防医療の推進 メタボリックシンドローム*に着目した特定健康診査の受診率を高め、その後に実施する保健師による保健指導と併せて予防医療を推進し、健康市民づくりに寄与します。
- ③新制度の情報収集と市民周知 国の進める新しい医療制度の情報を収集し、市民への周知に努めます。



- 国民皆保険 国民誰もが、何らかの医療保険に加入し、一定の自己負担で必要な医療を受けることができる制度。この制度の根幹を支えるものが国民健康保険制度である。
- 後期高齢者医療制度 高齢者の医療費を社会全体で支え、医療保険制度を持続可能なものとしていくことを目的に、平成 20 年度から導入された医療保険制度。75 歳以上の高齢者はすべてこの制度に加入しており、平成 25 年度（2013 年度）に向けて見直しが進められていたが、存続となっている。
- 生活習慣病 心臓病、高血圧症、糖尿病、がん、脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。

- **特定健康診査** 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される健診のこと。
- **メタボリックシンドローム** 内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。

●現状・課題

国民年金制度は、すべての国民が安定した生活を送ることができるよう、世代間でお互いに助け合う仕組みであり、少子高齢化が進むなか、老後の生活を支える制度として大きな役割を果たしています。

しかし、年金記録問題による制度に対する信頼感の低下や長引く景気の低迷、若年者の年金離れなどにより、国民年金を取り巻く状況は厳しさを増しています。本市においても、未加入者や保険料未納者が増え、愛知県全体の保険料納付率も、平成 20 年度の 64.4%と比較して平成 27 年度も 64.4%と増加しておらず、年金制度のあり方が根本から問われています。

このため、国による年金記録問題の解決に向けた様々な取組みに加え、年金相談や広報啓発活動などの実施により、市民の制度に対する正しい理解を深め、信頼を回復していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

国民年金制度に対する不安や不信の解消が図られたことにより、未加入者や保険料未納者が減少し、制度が安定的に運営され、市民は老後の心配をすることなく安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2009 年度	(2015 年度)	2022 年度
◆年金相談件数	件	1,161	2009 年度	728 (2015 年度)	1,200
各種年金相談の利用件数。通常相談（死亡時の相談が多い）に加え、今後、国が行なう年金制度改革等に対応するため、相談体制の充実を目指します。					
◆保険料納付率	%	66.7	2009 年度	71.5 (2015 年度)	70.6
国民年金保険料の納付率。これまで低下し続けている納付率に歯止めをかけ、平成 21 年度の実績値から、毎年 0.5%の向上を目指します。					

●施策の展開方向

①相談体制の充実 市民の国民年金制度に対する理解を深め、加入者の受給権を確保するため、年金相談員による相談、一宮年金事務所による出張相談を開設するなど相談窓口の充実に努め、専門的な相談にも対応できる態勢を確保し、市民の利便性の向上を図ります。

②年金加入・保険料納付の推進 年金への未加入や保険料の未納を防ぐため、広報紙、市ホームページやパンフレットなどを活用して周知に努めるとともに、年金事務所との協力体制を強化し、国民年金制度の啓蒙・啓発活動を推進します。また、納付困難者に対して、申請免除や納付猶予などの制度を周知します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

福祉医療制度は、社会的・経済的に弱い立場にある心身障害者や子ども、ひとり親家庭、高齢者に対し、医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、心身の健康保持と生活の安定を図るものです。

急速に進む少子高齢化や大規模な医療制度改革など社会情勢は大きく変化し、対象者のニーズも多様化しており、こうした状況に対応するため福祉医療制度の適切な運用と一層の充実が求められています。

また、今後も厳しい財政状況のなか、医療費は年々増加すると見込まれることから、福祉医療制度を将来にわたり安定的に継続できるように給付と負担の均衡を考慮し、対象者に一部の負担を求めていくなど助成のあり方を検討することも必要です。

●目指す姿と目標指標

市民ニーズにあった福祉医療費助成が実施され、市民誰もが経済的な心配をすることなく、医療機関を受診することができ、安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆福祉医療助成対象者数	人	8,756 2009年度	16,198 (2015年度)	16,900
障害者、子ども、母子父子家庭、精神障害者、後期高齢者福祉医療の対象者数の合計。平成21年度以降の各福祉医療制度助成対象の拡大を踏まえ、人口の増減率や障害者手帳発行数の伸び率などを加味して目標値を設定し、福祉医療の充実を目指します。				
◆福祉医療助成額	千円	520,468 2009年度	708,512 (2015年度)	977,000
障害者、子ども、母子父子家庭、精神障害者、後期高齢者福祉医療の助成額の合計。平成21年度以降の各福祉医療制度助成対象の拡大を踏まえ、人口の増減率や障害者手帳発行数の伸び率などを加味して目標値を設定し、福祉医療の充実を目指します。				

●施策の展開方向

①福祉医療制度の円滑な実施 医療制度改革など社会情勢の変化に合わせて適切に制度を見直し、市民ニーズにあった医療費助成を実施します。高校3年生までを対象とした子ども医療費の助成制度を安定的、継続的に実施するとともに、他の福祉医療助成制度と併せて国に補助制度の創設を要望していきます。また、後期高齢者医療制度との連携を密にし、後期高齢者福祉医療費助成事業の円滑な実施を図ります。

②福祉医療制度の広報啓発 適正な適用や受付事務を進めるとともに、制度の周知に努めます。

●重点事業

子ども医療費助成事業	子どもたちの健全育成を支援するため、高校3年生までを対象とした子ども医療費助成制度を継続して実施します。
------------	--

治山・治水

- 1 河川・ため池の保全・管理
- 2 雨水排水対策
- 3 治山対策
- 4 土石流・急傾斜地対策

1 河川・ため池の保全・管理

施策 201

<整備課・土木管理課>

●現状・課題

砂防河川の改修は、平成 24 年度に虎熊川、平成 25 年度に落洞南池川において、環境の保全・再生に配慮した改修工事が行われています。

また、平成 20 年度には、自然環境や桜並木の景観の再生を取り入れた郷瀬川圏域の河川整備計画も策定されました。新郷瀬川の改修は、昭和 55 年から進めてきましたが、平成 22 年 7 月 15 日に発生した豪雨を契機として、社会資本整備総合交付金を活用して事業促進を図っており、引き続き県による河川整備の推進を働きかけていく必要があります。

本市には、農業用ため池として全国でも最大規模であり、世界かんがい施設遺産に登録された入鹿池をはじめ市内に約 150 箇所のため池があり、その数は県内で最も多い状況です。そうしたなか、平成 21 年度には、ため池の持つ多面的な機能を保全、整備するため、犬山市ため池保全計画を策定し、計画に基づき整備を進めてきました。また、ため池耐震調査に基づき、順次、耐震工事を進めています。

河川、ため池の中には、地域住民活動によって、周辺のごみ拾い、除草作業などの保全活動を行っているところもありますが、漏水点検や草刈りなどの河川やため池の通常管理は、施設の老朽化や農業関係者の高齢化により困難になってきており、今後の適切な管理方法の検討を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

環境の保全・再生に配慮された河川が整備され、集中豪雨時でも安全に暮らせるまちになっています。また、ため池が適切に維持・管理され、緊急時の水源としての機能や豪雨時の保水・遊水機能を持つとともに、市民の憩いの場となっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆砂防河川工事件数	件	3	2009 年度 5 (2015 年度)	7
県による砂防河川工事の件数。未整備箇所について現状値を上まわる整備を目指します。				
◆ため池の耐震対策必要箇所数	箇所	5	2009 年度 23 (2015 年度)	3
耐震対策が必要な市内のため池の数。安全・安心な生活を築くため、改修工事を行い、耐震性に不安のあるため池を解消することを目指します。 ※平成 25 年度～平成 26 年度にため池耐震調査を実施した結果、対策が必要なため池が増加したことにより、実績値(2015 年度)が増加。				
◆新郷瀬川の整備進捗率	%	30.0	2009 年度 48.8 (2015 年度)	100.0
郷瀬川と新郷瀬川の合流地点から富士橋までの整備延長(4.4km)に対する実施率。平成 34 年(2022 年)までの完成を目指します。				

●施策の展開方向

①河川・ため池の適正な維持管理 県管理河川は、県と連携して、適正な河川改修や維持管理に努めるほか、市管理の河川やため池についても、地元関係者との調整を図りながら、計画的な維持

管理や周辺環境と調和した利活用の検討を行います。

②**協働による維持管理** 河川やため池に必要な改修工事を実施するとともに、草刈りなどの通常管理については、地区住民との協働による管理を推進します。

●現状・課題

本市の雨水排水は、新郷瀬川を境に木曾川流域と木津用水などを經由して流れる新川流域に大別されます。平成12年の東海豪雨による水害の発生を契機として、新川流域では、様々な対策が取られています。木津用水路は下流に一級河川の合瀬川や五条川と合流する区間が存在するとともに、農業用水路と雨水排水路としての両方の機能を有していますが、国営新濃尾農地防災事業に基づく改修事業を実施することにより、流下能力が28.16トン/秒まで確保できることになりました。このため、木津用水の流下能力を十分に発揮するために、下流にある合瀬川の改修、新郷瀬川の改修及び郷瀬川の改修を早期に完了することが求められています。

一方で、近年、突発的で局地的に激しい雨が降るゲリラ豪雨の発生が増加しており、市内各地において道路冠水などの問題が発生しています。雨水排水対策として、西凶師地区、五郎丸地区、内田地区において、対策事業を順次実施してきており、今後も、市内における雨水排水路や雨水貯留施設などの整備を計画的に進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

新郷瀬川や合瀬川、新木津用水の改修が完成し、計画どおりに雨水の放流ができ、雨水貯留対策も進んでいます。市街地では、局地的な道路冠水が発生せず、安心して暮らせるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆道路冠水発生区域対策数	地区	2	2009年度	5 (2015年度)	10
市内で雨水排水状況が悪く道路冠水などが発生する地区への対策数。これらの地区へ計画的に対策措置を実施することで目標値である10地区での実施を目指します。					

●施策の展開方向

- ①木津用水路・新郷瀬川の整備促進 木津用水の流下能力を十分に発揮するため、下流にある合瀬川の改修、新郷瀬川の改修及び郷瀬川の改修を早期に完了するよう県に要望していきます。また、荒井堰で分流される新木津用水路の排水能力を向上させるため、新木津用水路改修の事業化に向けて取り組みます。
- ②雨水排水路などの整備促進 新濃尾農地防災事業や合瀬川改修計画に合わせた雨水貯留施設と排水路の具体的な整備計画を策定し、雨水排水路などの整備を推進します。
- ③道路冠水発生への対策促進 市内で雨水排水状況が悪く、道路冠水などが発生する地区に対して調査を行い道路冠水などの発生を軽減するための対策を進めます。
- ④雨水貯留浸透施設の普及推進 大雨による浸水被害からまちを守るため、各家庭に雨水浸透貯留槽・浸透枳の設置を呼びかけ、普及に努めます。

●重点事業

雨水排水路対策事業	雨水排水状況が悪く、ゲリラ豪雨で道路冠水などが発生する地区（橋爪地区、五箇村地区など）に対する整備計画を策定し、対策措置を行います。
-----------	--

●現状・課題

治山対策は、山地災害の発生の危険性が高い集落や市街地などの地域に対し、治山施設の設置や森林の整備を行い、山地災害から市民の生命・財産を守るために実施するものです。本市は約 45%が森林であるため、治山対策が必要な箇所が多く存在し、これまで森林の整備や山崩れを防ぐ施設設置などの対策を進めてきています。

また、平成 12 年の東海豪雨や、近年の突発的で局地的に激しい雨が降るゲリラ豪雨による災害発生などから、山地災害を防止する治山対策の重要性は高まっており、地元からの治山対策に対する要望も増えています。

今後は、山地災害の発生の危険性が高い地域周辺住民の生命・財産を守り、安心して生活できるよう地元要望や現地調査を通して治山対策が適切に実施されていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

森林が守り育てられ、山崩れなどを防ぐ治山施設が設置され、山地災害を防ぎ、住民の生命・財産が守られています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆地元要望危険箇所数	箇所	14	2010 年 8 (2015 年度)	0
地元から要望のあった治山工事対象となる危険箇所数。これらの箇所に治山対策を実施することで地元から要望のあった危険箇所を無くすことを目指します。				

●施策の展開方向

①治山事業の推進 住民の生命・財産を守るため、地元との協議を踏まえて要望を的確に把握し、県への要望を行い、危険箇所の解消を早急に図るよう治山対策を推進します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づき、県において、土砂災害の恐れがある箇所を航空測量などにより調査を行った結果、市内には、警戒すべき箇所である「急傾斜地崩壊危険箇所^{*}」が 371 箇所（人家あり：151 箇所）、「土石流危険渓流^{*}箇所」が 107 箇所（人家あり：51 箇所）ありました。県では平成 17 年度から、これらの箇所を詳細に把握するための基礎調査が行われ、その中で土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」、住宅などが損壊し住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に順次指定しています。

市内には「急傾斜地崩壊危険箇所」及び「土石流危険渓流箇所」が数多くあるため、今後も継続して基礎調査を実施するよう県に要望していきます。また、その結果については速やかに住民へ周知するとともに、地域の警戒避難態勢を見直し、住民の防災意識を高めるよう、ソフト対策の充実を住民と協働して進める必要があります。平成 27 年度に今井地区、平成 28 年度には栗栖地区で土砂災害防災訓練を実施しています。

さらに、基礎調査により「土砂災害警戒区域等」に指定された箇所については、要支援者施設がある地域を優先して対策事業を実施するよう国及び県に要望し、事業の推進を図ることが求められています。

●目指す姿と目標指標

「土砂災害警戒区域等」が明確にされ、周辺住民が警戒区域の危険性を把握した上で警戒避難体制などが整備されています。また、危険箇所の対策工事が実施され、住民が安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆急傾斜地崩壊危険箇所における基礎調査実施割合 市内の「急傾斜地崩壊危険箇所」(371 箇所：(人家あり：151 箇所)) に対する現地調査の実施状況の割合。災害が発生する危険性の高い箇所や人家が周辺にある箇所を優先的に行い、平成 31 年度には基礎調査実施割合 100%の達成を目指します。	%	17.0 2010 年度	87.1 (2015 年度)	100.0
◆土石流危険渓流箇所における基礎調査実施割合 市内の「土石流危険渓流箇所」(107 箇所：(人家あり：51 箇所)) に対する現地調査の実施状況割合。災害が発生する危険性の高い箇所や要支援者施設、人家が周辺にある箇所を優先的に行い、平成 31 年度には基礎調査実施割合 100%の達成を目指します。	%	26.0 2010 年度	89.7 (2015 年度)	100.0

●施策の展開方向

- ①**急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流箇所の基礎調査の推進** 土砂災害防止法により県が実施する危険箇所等の基礎調査実施を支援し、市内の危険箇所について詳細を明確にします。
- ②**土砂災害警戒区域等における防災体制の確立** 土砂災害警戒区域等に指定された地区住民に対して、危険箇所の周知及び警戒避難体制の整備を重点的に実施し、防災体制の確立を図ります。
- ③**土石流・急傾斜地対策事業の推進** 国及び県は、土砂災害警戒区域等に指定された区域のうち、人家があり危険性の高い箇所、特に要支援者施設がある箇所から順次整備する方針であるため、本市として土石流・急傾斜地の対策が早期に実現できるよう国及び県へ要望していきます。



- 急傾斜地崩壊危険箇所 傾斜度 30 度以上、高さ 5メートル以上の急傾斜地。
- 土石流危険渓流 土石流の発生の危険がある渓流。

防犯・交通安全

- 1 交通安全意識の高揚
- 2 交通環境の整備
- 3 防犯体制・環境の整備

1 交通安全意識の高揚

施策 211

<地域安全課>

●現状・課題

現代において、車は、私たちが生活するうえで必要不可欠なものとなっており、交通事故や交通渋滞などの社会問題も深刻化してきました。

本市では、反射鏡設置などの安全対策工事や継続的な啓発事業を行った結果、増加傾向であった交通事故件数も平成 16 年度をピークに減少傾向にあります。

しかし、自動車台数や運転免許保有者数の増加、生活様式の夜型・レジャー志向型への移行、高齢ドライバーの増加、自転車利用者の増加などを背景とした、運転者の基本的な交通ルール違反や、交通マナーやモラルの欠如を改善するために、市民の交通安全意識の高揚が不可欠です。一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを奪う交通事故を撲滅するため、交通安全教育、啓発活動を推進するなど、今後も市民の交通安全の意識を高めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりが他人を思いやる意識を持ち、運転者の交通マナーの向上と歩行者や自転車の交通ルールの遵守により、路上駐車や放置自転車などがなくなり、交通事故の少ない安全なまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆交通事故(人身)発生件数	件	379	312	312 (2015 年度)	300
愛知県警察本部の発表による犬山市内における交通事故(人身)の発生件数。様々な交通安全運動を実施することで現状値に対して約 20%発生件数を減らすことを目指します。					
◆交通事故による死亡者数	人	2	3	3 (2015 年度)	0
愛知県警察本部の発表による犬山市内における交通事故による死亡者数。交通安全対策を推進し、死亡者 0 を目指します。					

●施策の展開方向

- ①交通安全運動と教育の推進 警察や事業所、町内会などと連携して官民一斉大監視やシートベルト・チャイルドシート関所を実施するなど交通安全運動の展開や、身の回りの危険箇所の点検などを通して、市民の交通ルールの遵守と交通安全に関する意識の高揚に努めます。交通事故ゼロの日や交通安全運動期間中には、市民と協働で街頭監視や広報活動を行い啓発に努めます。
- ②交通安全運動推進組織の育成 交通安全運動を展開するにあたり、愛知県交通安全協会犬山支部や犬山安全運転管理協議会に対して、交通事故の発生状況や特徴に基づく交通安全教育などの支援・育成を進めます。
- ③監視活動の充実 良好な生活環境を阻害しないよう、交通ルールや駐車マナーの啓発に努めるとともに、放置自転車の監視に努め、駐輪場の利用を促進します。
- ④被害者救済対策の充実 市民交通災害見舞金制度により、被害者救済の強化に努めます。また、県の被害者支援制度との連携を図ります。

●現状・課題

本市では、交通環境の向上のため、生活道路を中心に反射鏡や街路灯の設置、道路の区画線の設置工事などを地元と協議しながら進めてきました。その成果もあり、平成 16 年度をピークに交通事故発生件数は減少傾向にあります。

こうした交通環境の整備を進めてきた一方で、放置自転車による通行の妨げの問題も発生しており、引き続き自転車の駐輪場対策を実施する必要があります。

また、近年は、これまでの車を中心とした道づくりから、歩行者が安全に歩くことができ、潤いを感じることでできる道路空間づくりが求められるようになってきました。そのため、都市計画道路の歩道部についても、歩行者・自転車などが安全に通行できる幅員の確保や道路整備に伴う景観に配慮した植樹帯の設置など、沿道の良好な景観づくりや安全な交通環境に配慮した道づくりが求められています。

●目指す姿と目標指標

都市計画道路の歩車道分離や生活道路の危険な箇所への反射鏡の設置など、安全で快適な交通環境が整備され、さらには放置自転車もなく安全・安心に人々が行き交っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2009 年度		2022 年度
◆都市計画道路における歩道整備率	%	52.9	2009 年度	58.6 (2015 年度)	65.0
都市計画道路の歩道整備済延長／歩道整備計画延長。都市計画道路の整備を進めるとともに歩道整備を進めることで現状値の上昇を目指します。					
◆放置自転車数	台	346	2009 年度	236 (2015 年度)	150
17 箇所の駐輪場における放置自転車の数。交通指導員が毎週駐輪場の整理を実施することにより減少を目指します。					
◆反射鏡設置	箇所	1,639	2009 年度	1,816 (2015 年度)	1,930
反射鏡の設置数。地元要望を調整しながら毎年 15 基程度の設置を目指します。					

●施策の展開方向

- ①交通安全事業の推進 交通安全施設などに関する住民の要望や事故多発危険箇所を把握し、事故防止対策を講じます。また、駅周辺の歩行者や車両の通行環境の向上を目指し、放置自転車対策等を推進するなど安全確保に努めます。
- ②登下校時の安全確保 登下校時の危険箇所では交通指導員やボランティアによる見守りを行い、小学生の登下校時の安全対策を充実します。
- ③都市計画道路等の整備推進 富岡荒井線、楽田桃花台線などの道路整備を推進することで、景観に配慮した植樹帯の設置などにより、潤いを感じることでできる歩道空間づくりに努めます。

●重点事業

交通安全事業	交通事故を防止するため、反射鏡や通学路標識などの交通安全施設を整備するとともに、駅周辺の歩行者や車両の通行環境を向上するため、自転車の駐輪場の整備を進めます。
--------	---

●現状・課題

社会構造の変化に伴い、犯罪も多様化しており、防犯活動も時代に即したものでなければなりません。本市は、警察と連携を図りながら、自助、共助を基本に、各町会長宅を防犯連絡所とする自主防犯組織、市内事業所などが加入している犬山扶桑防犯協会、公益社団法人愛知県防犯協会連合会との協働のもと防犯活動を展開しています。活動内容は、犯罪の防止、青少年の健全な育成、暴力の追放キャンペーンなどの啓発活動を積極的に推進しています。

これらの活動の成果もあり、刑法犯の発生件数は平成 15 年をピークに減少傾向にありますが、依然として自転車盗や住宅等侵入盗は多発しています。

今後は、従来の防犯活動に加え、主に高齢者をターゲットとする特殊詐欺など新たな犯罪の防止も課題となり、市民、行政、警察、学校、事業所などが連携し、地域が一体となって犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民、行政、警察、学校、事業所が一体となって、防犯活動を行い、誰もが安全に安心して暮らせるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆自主防犯パトロール団体数	団体	23	2009 年度	35 (2015 年度)	46
愛知県の発表による自主防犯パトロール団体数。犬山警察署と連携して、策定当初の実績値から毎年 2 団体程度の増加を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**全市的な防犯運動の推進** 防犯対策には地域の「住民の目」が有効です。地域の防犯力を強化するために、防犯カメラの設置や青色回転灯を装備した自動車（青パト）による自主防犯パトロールなどの防犯活動を支援します。
- ②**被害者救済対策の充実** 犯罪被害者見舞金制度により、被害者救済の強化に努めます。また、県の被害者支援制度との連携を図ります。

●重点事業

防犯活動事業	自助・共助の精神を基本に犯罪の少ないまちづくりを推進するため、警察・地域・行政が連携して行う防犯教室や地域住民の協力を得た自主防犯パトロールなどの防犯活動を実施します。
--------	--

写真・イラスト・データ

防災

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 防災体制の充実
- 3 防災意識の高揚と防災組織の育成強化

1 災害に強いまちづくり

施策 221

<地域安全課・整備課・土木管理課・都市計画課・水道課・下水道課・学校教育課・子ども未来課>

●現状・課題

近い将来、発生が予想される東海地震、東南海地震などの大規模地震に備え、市民の生命や財産を守るため、防災関係機関と連携した危険箇所の整備など、防災対策を進めてきました。また、小中学校や子ども未来園（公立の保育園）の耐震化、民間木造住宅の耐震診断や耐震改修補助などの取組みも推進してきました。

しかし、昨今の地球環境の変化に伴い、これまで以上の防災体制の強化と対策が求められています。

今後は、予測のつかない災害に対し、被害を最小限に食い止め、迅速に対応できる災害に強いまちを目指すため、防災計画を整備し、市民や防災関係機関との連携を深め、自助・共助・公助の意識の向上を図る必要があります。

また、災害時に必要となる物資などを運搬する輸送路や避難場所まで安全に移動できる避難路を確保するため、都市計画道路のさらなる整備を推進するとともに、安全な避難場所の確保、被災者生活に密着した重要なライフライン[※]である上下水道施設の耐震化などを推進していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

災害時でも緊急輸送路や安全な避難路、避難場所が確保され、多くの避難所において上下水道も使用できる災害に強いまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆水道施設の耐震化率	%	0.0	2010 年度	30.8 (2015 年度)	38.5
耐震済主要水道施設／主要水道施設（13 施設）。主要水道施設の耐震化を進め、目標年次の平成 34 年度（2022 年度）においては耐震化率 38.5%の達成を目指します。					
◆下水道管きょ重要路線の耐震率	%	23.5	2010 年度	51.8 (2015 年度)	77.0
重要路線耐震延長／重要路線。犬山市下水道地震対策基本計画（平成 23 年度（2011 年度）～平成 35 年度（2023 年度））に基づき、重要路線の耐震化率 77%の達成を目指します。					


●施策の展開方向

①都市施設の耐震化推進 主要な道路の橋りょうや上下水道施設をはじめとする都市施設について、震災時においても安全・安心に利用できるよう耐震化を進めます。

②都市計画道路等の整備推進 富岡荒井線（羽黒字高見交差点から字上小針交差点）、楽田桃花台線（市道富岡荒井・春日井犬山線から県道荒井大草線間）の整備を推進します。

●重点事業

水道施設耐震化事業	災害時においても安定した給水を確保するため、水道施設の耐震化を実施します。
下水道施設耐震化事業	重要な下水道施設の耐震化を図り（防災）、トイレ機能確保による（減災）総合的な地震対策を実施します。

 ■ライフライン 生活の維持に必要な、電気・ガス・水道・電話・道路などの総称。
用語解説

●現状・課題

身の回りに起こる災害には、地震やゲリラ豪雨のように被害が予測できないもの、台風や長雨などのあらかじめ雨量などが予測できるもの、インフルエンザのような感染症の流行などが想定されます。

本市では、地震やゲリラ豪雨、台風や長雨などの対策に関しては、犬山市地域防災計画を策定し、各種の防災対策を計画的に実施し、防災体制の充実を図ってきました。総合防災訓練や土砂災害防災訓練の実施、災害時には迅速な災害情報の発信や応急復旧活動など、市民の安全・安心の確保に努めてきました。

今後も、非常食などの防災備蓄品の継続的な確保や防災関係機関との連携を強化していきます。また、災害時において優先すべき業務を特定し、それらを行うための体制や対応手順、必要な資源の確保等についてあらかじめ定める業務継続計画を策定していきます。インフルエンザなどの感染症対策に関しては、初動マニュアル[※]を作成し、日頃から市民への情報提供に努めるなど、感染症の流行予防対策の推進が求められています。

●目指す姿と目標指標

災害時には、安心情報メール、テレビ、ラジオ、電話などの手段を用いて、住民へ災害情報が迅速かつ的確に提供されています。また、住民が避難所へ避難した際には、隣接した防災倉庫から食料、毛布などが配給できるまちなっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度		2022年度
◆防災倉庫の設置数	箇所	16	2009年度	45 (2015年度)	52
主に避難所、広域避難場所に隣接した防災倉庫の設置箇所数。毎年1箇所ずつ増加を目指します。					
◆防災備蓄食料数	食	15,000	2009年度	39,430 (2015年度)	67,000
市が備蓄する非常食（主食）の数。人口の10%の3日分の非常食備蓄を目標に毎年4,000食の増加を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**防災関係機関と連携した防災力の向上** 総合防災訓練や土砂災害防災訓練など、災害の特性や地域性に応じた防災訓練を市民と一体となって行うことにより防災力の向上を図ります。また、企業や防災関係機関などと連携した防災体制の構築に努めます。
- ②**災害予防体制の充実** 避難路の確保をはじめ、飲料水や食料などの物資、資機材の備蓄、防災倉庫の整備・充実に努めるとともに、防災ボランティア組織や市民組織など関係団体との連携による災害予防体制の充実・強化を図ります。また、高齢者や障害者など災害時に特に支援を必要とする人の援護が地域一帯で行えるよう、支援体制を充実します。
- ③**情報の収集伝達体制の確立** 地震災害や風水害の状況及び避難などに関する情報を市民に迅速に提供できるよう、市のホームページからの情報発信や災害時緊急メール提供サービスの登録利用者の拡大、携帯電話やテレビ、ラジオなどを活用した防災情報の収集・伝達体制を確立します。



■**初動マニュアル** 災害は発生直後に対応すれば、被害拡大を最小限にとどめることができるため、災害発生の可能性が高い場合や災害発生直後のとるべき行動をまとめたもの。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

西日本の太平洋岸に大きな被害をもたらすとされている南海トラフ地震は、今後 30 年以内の発生確率が 70%程度とされており、この地震で、本市では、多くの地域が震度 5 強、一部地域では、震度 6 弱と予想されています。被害を少なくし、家の中で身を守る方法として、家具の転倒を防ぐなど被害を少なくするための自助の取組みは大切なことです。

また、平成 28 年 4 月現在、市内の 318 の町内会の中で 275 の町内会において自主防災組織が設置され、設置率は約 86%となっています。非常時において迅速な応急復旧活動を行うためには、地域における自主防災組織による共助が不可欠です。

平常時から自主防災訓練を実施するとともに、防災備蓄品の拡充などを行うことで、さらなる防災意識や危機管理意識の高揚を目指し、自主防災組織の育成を図っていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりが高い防災意識と危機管理意識を持ち、日頃より自主防災組織が主体となって行う防災訓練などに積極的に参加しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆自主防災組織設立町内会数	町内会	270	209 年度 275 (2015 年度)	290
市内全町内会のうち自主防災組織を設立している町内会数。毎年 2 箇所程度の増加を目指します。				
◆防災用倉庫設置補助団体数	団体	5	209 年度 14 (2015 年度)	17
防災用倉庫設置補助金交付要綱に基づく防災用倉庫設置補助団体数。2 年に 1 箇所ずつの設置を目指します。				
◆家庭で災害への備えをしている市民の割合	%	39.5	2010 年度 42.5 (2016 年度)	60.0
市民意識調査で『家庭で防災グッズ（非常持ち出し品）の備えをしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**防災意識の高揚と防災啓発** 総合防災訓練を毎年開催し、住民や防災関係機関との連携を推進することで、防災意識の高揚と防災啓発の向上に努めます。
- ②**自主防災組織の育成** 既設自主防災組織に対し、消防署員や防災担当職員のほか、防災リーダーが自主防災訓練において指導・協力を行うことで組織の育成強化を図るとともに、未設立の町内会には組織化を促します。新設の際には、担架、ヘルメット、懐中電灯などの防災備蓄品の現物支給を行うほか、既存組織に対しては、防災用倉庫の設置助成を行い、自主防災力・地域防災力の向上に努めます。
- ③**総合防災マップによる危機管理意識の高揚** 地震、台風、洪水、土砂災害、豪雨などの様々な災害に対して市民が日頃から対応できるよう、災害への対策方法、避難場所や病院、さらには、災害時における危険箇所を示した総合防災マップを作成し、自助による危険管理意識の向上を図ります。

消防・救急

- 1 消防体制の整備・充実
- 2 火災予防の充実
- 3 救急・救助体制の充実

1 消防体制の整備・充実

施策 231

<消防総務課>

●現状・課題

近年、災害などの緊急事案の様相が複雑かつ多様化する中で、発生する災害も昼夜を問わず多岐にわたる傾向が顕著になっています。

このような状況のもと、本市では本署、北出張所、南出張所を拠点に市民が安全・安心に生活できるように、ソフト面においては地域防災力の要となる消防団員の確保を行い、ハード面では現在ある北出張所を内田防災公園（旧名古屋証券グラウンド）整備事業により移設し、平成 30 年度中（2018 年度）の開設を目指します。また、消防車両の購入、消防水利（防火水槽又は消火栓）の設置などに取り組んでいきます。

今後は、災害時の防災拠点となる消防庁舎などの消防施設が、常時機能できるように老朽化した建物の整備を行うほか、消防水利の設置を計画的に進めるとともに、既存の消防水利についても常時使用できる状態にしておく必要があります。

さらに、大規模な災害が発生した場合にも十分な消防活動を行うため、近隣市町との連携による消防広域体制の確立などの検討を行い、より一層の消防力の強化・充実を図ることが必要です。

●目指す姿と目標指標

災害対策が強化され、災害時には、消防署と消防団が緊密に連携し、迅速かつ的確に活動をしています。大規模災害時には、近隣市町と連携し適切に対応ができるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆消防水利の充足率	%	80.3	2015 年度	80.3 (2015 年度)	83.0
現有消防水利数／基準数（消防水利の基準により算出した市街地に必要な消防水利数 670 基）。消防水利（防火水槽・消火栓）を年 3 基以上設置し、既存の消防水利についても、常時使用できるように維持管理、更新などを行います。愛知県内消防本部の充足率の平均（平成 27 年度 80%）は上回りましたが、今後も充足率の上昇を目指します。					
◆消防団員の充足率	%	99.4	2015 年度	99.4 (2015 年度)	100.0
現有消防団員数／条例定数（178 人）。地域防災力の要となる消防団員を常に確保することを目指します。					

●施策の展開方向

①**消防力の充実・強化** 最新の装備を搭載した消防車両を計画的に購入します。さらに消防水利の充足率向上のため、防火水槽は、公園や公共施設の駐車場などに、消火栓は、都市整備部水道課と連携した設置を計画的に行い、既存の消防水利については、常に使用できるように維持管理に努めます。また、消防庁舎などの消防施設が、常時機能できるように、老朽化した消防施設については、建替えなども視野に入れた整備を図ります。

②**消防団の充実・強化** 地域防災力の要となる消防団員の人員確保に務め、さらには、地域の消防・防災のリーダーとして市民の信頼に応えられる人材の育成を図ります。また、消防団施設の整備・充実及び消防団員の技能・知識向上を目的とした訓練・研修などを実施するなど消防団組織の強化に努めます。

写真・イラスト・データ

③消防広域体制の推進 平成28年4月から6市3町で共同運用している、尾張中北消防指令センターによる消防通信指令業務の共同化により近隣市町との連携、大規模災害等の迅速な対応ができる体制となりました。

●重点事業

消防自動車等購入事業	消防活動が円滑に行えるよう消防本部・消防団の消防自動車や救急自動車などを計画的に購入(新規・更新)します。
消防水利整備事業	火災による被害を最小限に抑えるため、消防水利(防火水槽・消火栓)を計画的に整備します。

●現状・課題

全国で発生する建物火災による死者数のうち、住宅火災によるものが9割を占め、その半数以上が65歳以上の高齢者で、原因の約6割が逃げ遅れとなっています。本市の過去10年（平成18年～平成27年）における建物火災による死者（放火自殺者を除く）の発生状況は、火災件数10件に対し、死者は11名でありました。そのうち、8名（72.7%）は、逃げ遅れによるものであり、また、死者11名のうち、9名（81.8%）は、65歳以上の高齢者、又は身体障害者などの身体弱者であり、全国と同様な傾向が見られています。

火災による被害者を減少させるためには、住宅への火災警報器の設置の普及促進に加え、婦人消防クラブや少年消防クラブといった民間消防組織による効果的な啓発を図り、地域防災力を強化するとともに、防火管理者や防災管理者の養成、専門知識を有する予防技術資格取得者などの育成をしていく必要があります。

また、本市では、約87%の町内会で自主防災組織（275町内（平成28年4月現在））が設置され、災害時の組織的な初動体制を確立するため、各自主防災組織からの依頼により、消防署・消防団・市防災担当職員や防災リーダー等が指導にあたり、実践的な訓練を行っています。

今後、地域の防災力をさらに向上させていくためには、地域の自主防災組織が創意工夫し、自主的な運営活動ができるように、行政と消防機関がその体制づくりをサポートしていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

火災の未然防止と被害を軽減するための予防対策が充実し、火災から市民生活の安全が確保されたまちになっています。また、自主防災組織が自主的に防災訓練などを実施し、地域に密着した防災組織として活動できるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆自主防災訓練指導実施率	%	55.0	62.9	62.9 (2015年度)	65.0
訓練実施数/自主防災組織。自主防災組織の65%での実施を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**自主防火管理体制の強化** 火災などの災害を未然に防ぐため、予防技術資格取得者による防火対象物や危険物施設の査察を充実し、防火避難施設の点検の励行、防火・防災管理者や危険物保安監督者を中心に自主防火管理体制の強化を促進します。
- ②**防火意識の高揚と出火危険の排除** 住宅防火推進町内の防火指導及びアンケートによる住宅防火診断を実施するとともに、住宅用火災警報器の効果をPRすることで設置世帯の増加を図り、住宅火災による身体弱者などの死傷事故防止と、住民一人ひとりの火災予防の意識向上を図ります。また、平成5年から実施している住宅防火推進町内の指定を継続するとともに、市内全域での防火意識の高揚を図ることにより、出火危険の排除に努めます。
- ③**市民・民間組織との連携による地域防災力の強化** 地域防災の担い手となる婦人消防クラブや少年消防クラブ、民間消防組織などと連携し、市民と一体となった初期消火体制の確立や地域防災における災害弱者の安全対策を図ります。また、専門知識の習得、訓練の実施などを通して、自主防災組織の一層の防火・防災意識の向上を図り、災害時の組織的な初動体制を確立します。

写真・イラスト・データ

●重点事業

住宅防火対策推進事業	住宅防火対策を推進するため、各種住宅での住宅用火災警報器設置の促進・啓蒙を行うほか、住宅防火推進町内の指定拡充（地区町内を一定期間指定して、集中して防火などに関係する指導を行い、地区の防火意識・知識の高揚を図る）や高齢者などの住宅防火診断によって、火災発生などの危険排除の助言指導を実施します。
-------------------	---

●現状・課題

救急・救助出動時における人命救助には、専門知識や技能を有した救急隊員、救急救命士及び救助隊員による迅速・的確な対応が必要不可欠であることから、その養成を計画的に実施しています。今後も、救急救命士の行う特定行為に対する処置範囲の拡大が予想されることから、それに対応できる救急資機材の高度化と人材の育成が必要です。

本市における救急業務は、傷病者の生命に危険が予想される場合や事故等に対して、消防車と救急車を同時出動させ、傷病者の救命を主眼とし、苦痛の軽減や症状悪化の防止を最大限考慮した救急活動を、相互の隊員が連携して行い、円滑に医療機関へ搬送しています。

近年の救助事案は、複雑・多様化しており、その対応策として都市型救助、交通救助などの新技術の導入や救助資機材の充実、救助隊員の知識・技術の強化を進める必要があります。

また、突然の心停止に対応するため、市内のコンビニエンスストアにAED（自動体外式除細動器）を設置し、市民がいつでも誰でも使用できる環境を整備しました。今後もAED設置箇所の増加、適正配置の考慮や市民への救命処置・応急手当の普及啓発を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

救急救命士数を増加し、3台ある救急車に、常時2人の救急救命士が乗車できる状態になっているなど、人材の確保と養成が進んでいるほか、救急・救助及び基幹病院、さらには防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター※、DMAT（災害派遣医療チーム）※が連携し、専門性を活かした救急・救助体制が確立されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2016年度	2016年度	2022年度
◆運用救命士（消防署に配備され、現場に出場する救急救命士）	人	14	20	15 (2016年度)	20
実際に救急車に搭乗する救急救命士の人数。3台の救急車に常時2人の救急救命士が乗車することが可能となる数を目指します。					

●施策の展開方向

①救急・救助業務の高度化 救急業務においては、高度救命処置の習得を図るため、救急救命士の一層の人員確保を図り、特定行為（薬剤投与・気管挿管・処置範囲拡大※）認定者の養成を進めます。また、メディカルコントロール体制※の充実や病院などでの研修、救急搬送時の処置に関する検証などを基に救急活動レベルの向上に努めます。救助業務においては、消防学校等関係機関での都市型救助、交通救助などの研修により専門的人材の養成を進めるとともに高度救助技術に関する検証なども行い、さらなる救助技術レベルの向上に努めます。

②応急手当の指導・啓発 市内におけるAEDの設置場所や救急車適正利用のあり方について、市民に対する周知・啓発を行います。また、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、応急手当指導員の資格を有する女性消防団員を活用し、定期的の実施している上級・普通救命講習や応急手当講習会、公民館などでの地域住民に対する随時講習会に加えて、事業所・学校等への救急講習会についても積極的に行います。



用語解説

■処置範囲拡大：血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、心肺機能停止前の静脈路確保と輸液が新たに追加され、平成27年度から運用を開始した。救命効果の向上が期待される。

- ドクターヘリコプター 医師、看護師がヘリコプターに搭乗して災害現場に向かい、現場での救急医療の開始、必要に応じて医療機関への搬送を行う。また、病院間の搬送も行う。
- DMAT（災害派遣医療チーム） 医師、看護師、調整員で構成され、大災害や事故現場などに迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。
- メディカルコントロール体制 救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、医師以外の者が医療行為を実施する場合、当該医行為を医師が指示又は指導・助言及び検証して、それらの医行為の質を保障する体制

写真・イラスト・データ

●重点事業

救急救命士の育成事業	救急救命士の新規養成に併せて、現任救急救命士の再教育を実施するとともに、特定行為（薬剤投与、気管挿管、処置範囲拡大）認定者の養成を進めます。
救命講習・応急手当講習の普及事業	突然のケガや病気が発生した場合、そばに居合わせた人が積極的に救命処置や応急手当ができるよう講習会を開催します。

自然環境

- 1 自然環境の保全と活用
- 2 里山文化の育成

1 自然環境の保全と活用

施策 241

<環境課>

●現状・課題

市域の6割を占める東部の丘陵地は、自然公園法による国定公園や森林法による保安林指定などの法制度による規制に加え、国有林や大学林としての公的な監視により乱開発が防がれてきました。これらの自然資源は、本市の貴重な財産であり、市民の誇りとなっています。この豊かな自然を保全し、共有の財産として次世代に引き継いでいくため、自然を活かした健康づくりの場としての機能も含めて、将来的な利活用を検討していく必要があります。

市民一人ひとりがその大切さや尊さを正しく認識するとともに、行政と市民による適正な役割分担を進める中で、人と自然が調和した豊かな自然環境を保全していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山市の自然の実態と利活用に関する方針が明らかにされ、豊かな自然が健全な状態に保たれています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆自然環境が、大切に保全されていると感じている市民割合 市民意識調査で『犬山市の自然環境は、大切に保全されていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。	%	62.9 2010年度	69.4 (2016年度)	70.0
◆外来種駆除実施回数 外来種駆除事業を実施した回数。実施回数の上昇を目指します。	回	1 2009年度	1 (2015年度)	3

●施策の展開方向

- ①**里山の実態の把握** 犬山里山学センターを拠点として、NPOや市民ボランティアが協働して里山の樹木相や健康度、里山に生きる希少な動植物の系統的な実態調査を行います。
- ②**希少動植物の保護の推進** 希少な動植物を、次世代へ引き継ぐ自然資産として積極的に保護します。定期的な外来種駆除や絶滅危惧種であるウシモツゴなどの在来種の保護・増殖などの取り組みを進めます。
- ③**自然環境の活用** 豊かな自然環境の保全に留意しながら、環境学習の場として、また、自然散策、遊歩道ウォーキング、エコツーリズム※などの観光・レクリエーション・健康づくりの場として、積極的に活用します。

●重点事業

外来魚駆除事業	ため池での外来魚の駆除を行うことにより、従来の生態系を取り戻し後世につなげます。
---------	--



■**エコツーリズム** 地域ぐるみで、自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

●現状・課題

本市の緑豊かな丘陵地は、古くから地域の農業生産の場や薪炭という形で日常の暮らしでも利用され、その中で多様な生き物も育まれてきました。しかし、江戸時代後期から戦後まもなくまでは一面のはげ山となり、洪水と干ばつが繰り返されていました。そこで、地元住民と国や東京大学が協力して植林を行って管理してきた結果、現在の緑豊かな姿となっています。このように地域で育まれてきた里山の保全と、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で示された「SATOYAMAイニシアティブ*」が目指す里山文化の育成に取り組んでいます。拠点となる犬山里山学センターでは、環境ボランティアの育成と環境教育の普及を行い、ボランティアによる里山保全活動も行っています。

今後も、犬山里山学センターを中心として、里山文化の保全に向けた活動の一層の拡大と活動内容の充実が求められています。

●目指す姿と目標指標

市民・行政・NPO・企業が協働した維持管理体制により、市民が直接ふれあえる里山が守られています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆環境学習・人材育成講座などの開催	回	34	2010年度 39 (2015年度)	52
環境学習や人材育成講座の実施回数。週1回の学習講座などの実施を目指します。				

●施策の展開方向

- ①里山学センターの機能充実 市民が自然を身近に感じ、動植物の健全な生態系の維持により豊かな環境が保たれていることを実感できるような学習・展示機能を充実させることにより利用者の拡大を図ります。
- ②自然資源のネットワーク化 木曾川、東部丘陵、入鹿池などの自然環境と地域に点在する歴史・文化資源をつなぐ散策道を整備し、自然資源のネットワーク化を進めます。
- ③里山を守る市民活動の活性化 環境フェアや里山自然学校を通して、子どもからお年寄りまで幅広い市民に対して、里山の自然への理解を深めるとともに、自然環境の保全に自主的に取り組むボランティアの育成に努め、市民との協働による環境保全の取組みを推進します。また、学校などへの出前講座により、子どもたちの環境意識を高めるとともに、子どもを中心とした自主的な環境保全活動を支援します。

●重点事業

里山保全活動・活性化事業 先人が育ててきた里山という自然の重要性を理解し、自らの財産として守っていく市民活動を支援します。



用語解説

■SATOYAMAイニシアティブ 古来から受け継がれてきた農業と天然資源の持続的な管理により、地域の生態系の恩恵を引き出してきた日本の里山文化を国際的な生物多様性保全活動の中に取り込んでいこうという考え。また、この考えが先のCOP10の場で提案され、日本の里山をモデルに人と自然の共生を目指す国際組織が設立された。

公園緑地・緑化

- 1 公園の整備・管理
- 2 水と緑のネットワークの形成
- 3 緑の創造と緑化の推進

1 公園の整備・管理

施策 251

<整備課・土木管理課>

●現状・課題

公園は、潤いある地域コミュニティや市民の健康維持、身近な自然とのふれあいの増進などの役割を担うものであり、本市においても、都市公園・緑地のほか、地域の子どもたちの身近な遊び場としてのちびっ子広場などが整備されています。

しかし、多くは宅地開発に伴って整備された小規模で画一化された街区公園であることに加えて、鎮守の森や丘陵地の豊かな自然空間自身が地域の憩いの場所として位置づけられてきたこともあり、本市の1人当たりの都市公園面積5.2㎡/人は、県平均の7.63㎡/人に比べ、低い水準にあります。

少子高齢化の進行や健康意識の高まりなどの中で、市民がゆとりを持って生活していくための憩いの場となる公園を整備していくことが一層求められています。

今後、遊具など公園施設の老朽化に伴い、不良箇所の増加が予測されますので、利用者の安全確保を図るためには、定期的に行う点検回数を増やし、計画的な修繕や改修に努めていく必要があります。

地域の実状や市民のニーズを視野に入れた計画的な施設の更新に併せて、健康増進のための遊具の見直しなどが重要となり、特に、犬山ひばりヶ丘公園など広域的な利用者が多い公園は、適切な維持補修等を行うことにより魅力ある公園としての整備が求められています。

●目指す姿と目標指標

自治会長や町会長を中心とした地域役員との連携により、清潔で魅力ある公園としての維持管理が行われ、高齢者には生活のゆとりと憩いの場として、児童などには健全に活動・運動のできる場として、また、災害時には避難場所として利用されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2010年度	2015年度		2022年度
◆新しく整備する公園の数	箇所	0	2010年度	1 (2015年度)	5
市内に新しく整備する公園の数。新しく公園を5箇所整備することを目指します。					
◆点検による遊具などの修繕率	%	70.0	2010年度	81.0 (2015年度)	100.0
前年度の点検において修繕が必要と判断された遊具の修繕率。安全に安心して遊具を利用できるよう修繕率100%を目指します。					

●施策の展開方向

①**公園の整備推進** 五条川で進めているウォーキングトレイル事業に合わせた休憩などの中継場所として、また、各地区における潤いや憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、計画的に地区公園*などの整備を推進します。また、木曽川犬山緑地については、国に対して木曽川上流域公園整備促進期成同盟会などを通じて国営木曽三川公園としての新たな整備を要望していくとともに、木曽川沿いの他市町緑地への広域的なネットワークの形成を図り、緑地の利活用に努めます。

②**市民協働の維持管理** 街区公園やちびっこ広場などの日常管理を地元町内会や市民ボランティアと協働して行うことを通して、住民の公園に対する愛着を高めます。また、地域と行政が連携しながら、維持管理ができる連絡体制を確立します。

③**安全で利用しやすい公園づくり** 都市公園として指定された公園施設については、公園長寿命化計画や更新計画を策定し、老朽化に対する安全対策や適切な維持補修を計画的に実施し、安全で利用しやすい公園管理を推進します。

写真・イラスト・データ

●重点事業

公園施設長寿命化 計画策定事業	公園内の施設を安全に利用ができるよう長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を行います。
----------------------------	---



用語解説

■**街区公園** もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とし、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として設置される公園。

■**地区公園** 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とし、誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置される公園。

●現状・課題

近年、市民の健康意識が高まり、身近な場所で自ら健康づくりを行う市民も増えてきており、ネットワーク化された遊歩道など、歩行者空間の整備が求められています。

本市においては、市民生活に潤いをもたらす水辺や森林などの自然資源として東部に広がる丘陵地や木曽川、五条川、新郷瀬川といった自然によって結ばれる軸と、犬山城・入鹿池・木曽川犬山緑地・犬山ひばりヶ丘公園などの拠点施設があります。これらの軸や拠点をネットワーク化するため、平成19年度に歩行者ネットワーク構想「犬山さくらねっと・うおーく」を策定しました。構想に基づき、犬山市西古券地内の尾張広域緑道整備や五条川左岸の堤防を利用した遊歩道整備が順次完了する予定です。

一方で、自然歩道は急な階段や斜路も多く、さらに、降雨や車両の通行によるわだちや路面崩壊、雑草木の繁茂などもあり、歩行者が安全に利用できる状況にはない箇所もあります。

今後は、歩行者ネットワーク構想に基づいた新たなルート整備に向けて、土地所有者や河川、道路などの管理者との調整を行い、東海自然歩道や尾張広域緑道、河川敷の整備などを円滑に実施し、ネットワークの形成を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

緑道・自然歩道・河川などによるネットワークが形成され、市民が生活スタイルに合わせて水辺や緑の中で心の潤いを実感しながら、緑道や遊歩道を歩くことができるまちなまになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆ウォーキングトレイル事業整備率	%	3.0	2009年度 74.0 (2015年度)	100.0
ウォーキングトレイル事業（五条川左岸堤防を利用した遊歩道 2.96km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長すべての整備完了を目指します。				
◆緑道整備率（犬山地内）	%	78.0	2009年度 78.0 (2015年度)	100.0
犬山地内の緑道（尾張広域緑道 2.82km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長のすべての整備完了を目指します。				

●施策の展開方向

- ①河川堤防を利用した遊歩道の整備 新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までを結ぶ五条川の左岸堤防や半ノ木川、新郷瀬川などの河川堤防を利用した遊歩道の整備を推進します。
- ②拠点緑の保全・育成 拠点的な公園の緑や河川敷などの桜並木や樹木の緑を保全するため、桜・モミジの植樹や剪定、また、市民組織による保全体制の整備などを実施するさくらねっと・うおーく事業を推進し、適切な維持管理を進めます。

●重点事業

さくらねっとうお 豊かな自然を健全な状態にし、活用を図るため、市の花でもある桜の維持管理、
一く事業 植樹、樹木診断を市民組織と協働して計画的に行います。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

緑は、環境保全や災害防止機能など多くの公益的機能を有しており、市街地の緑の整備・保存には、街路樹を充実させることが効果的です。

しかし、植樹されてから長い期間が経過していることに加えて、街路という厳しい生育環境の中で病害虫に侵されたりして、倒れやすくなっている街路樹も増えています。

また、市街地では冬季の落葉樹による落ち葉の問題や樹木を住み家とする野鳥の糞や羽毛などの苦情も増えています。

市街化調整区域の住宅団地などにおいては、地区計画^{*}を活用し、周辺自然環境と調和した良好な住環境を保全していくため、生け垣や在来種など地域の自然環境に配慮した植栽を誘導し、緑化推進に努めています。また、羽黒・楽田地区の犬山市工業団地などの大規模な工業地においては造成当時から緑地協定^{*}が結ばれ、良好な環境整備が進められてきました。しかし、既成市街地においては緑地協定を結ぶことは難しく、緑化が進んでいない状況です。

そのため、街路樹の適切な更新を計画的に進めていくとともに、市民一人ひとりの緑化に対する理解を深め、公空間・私空間を合わせて、緑化を推進していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

道路や河川、公園などの公共施設においては、豊かで健全な緑が創出され、潤いと憩いが感じられる快適な生活環境と緑の空間が創り出されています。また、民有地についても市民の緑化意識が高まり、市内各地で緑を感じることでできるまちになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆民有地緑化の推進	件	0	2 (2015年度)	12
あいち森と緑づくり補助事業に基づいて緑化などがされた民地の件数。新たな施策の展開により当初目標の達成を目指します。				

●施策の展開方向

①街路樹の整備・保全 市街地における快適な生活環境と緑の空間の確保のため、既存の街路樹の実態把握を行い、地域の特性に応じた緑の整備・保全を推進します。

②民有地の緑化推進 森と緑が有する環境保全や災害防止などの公益的機能の維持増進のために導入されたあいち森と緑づくり税により設立された基金を活用した、あいち森と緑づくり補助事業による生け垣や壁面・屋上緑化など、民有地の緑化を広報紙などでPRし、住民の協力を得て進めていきます。また、新規に住宅団地や工業団地の整備にあたって、地区計画制度や緑地協定などを活用し、緑化推進を図ります。



■地区計画 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。

■緑地協定 都市緑地法に定められた制度で、住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもの。

環境衛生

- 1 環境の保全と美化
- 2 地球環境保全の対策
- 3 公害対策の推進
- 4 し尿・生活排水の適正処理

1 環境の保全と美化

施策 261

<環境課・土木管理課>

●現状・課題

本市では、散乱するごみの問題に対して、環境パトロール員による市内巡回や監視カメラによる不法投棄の監視、不法投棄抑制看板の設置などにより、生活環境の保全を図ってきました。

しかし、空き缶などのポイ捨てをはじめ、粗大ごみや家電4品目などの不法投棄は依然として多い状況です。

そのため、自ら出したごみについては、自らが責任を持って、決まった方法により排出するといった、ごみの排出についてのモラルの向上を促していくことが必要です。

近年、環境に対する意識が高まるなか、町内会や子ども会、ボランティアグループによる清掃活動、アダプトプログラム※による道路美化が活発に行われており、今後も市民と協働したきれいなまちづくりを進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

環境に対する市民意識が向上し、ごみの不法投棄が少なくなり、より多くの市民が身近な道路をはじめとした公共空間を管理する、快適なまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆クリーンタウン犬山推進事業※の参加者 地域などの美化活動への参加延べ人数。現状値に対して年間80人の上昇を目指します。	人	17,990	2009年度	18,681 (2015年度)	19,000
◆アダプトプログラムの参加団体 清掃活動への参加延べ団体数。2015年度実績値に対して年間3団体程度の上昇を目指します。	団体	51	2009年度	57 (2015年度)	75

●施策の展開方向

①不法投棄の発生抑制 監視カメラの設置や環境パトロールを通して、不法投棄の発生抑制、早期発見に努めます。中でも、不法投棄多発地区において不法投棄発生状況を分析し、最適な抑制及び監視体制を整え、町会長やクリーンキーパー、郵便配達員、タクシードライバーなどからの不法投棄発見通報に対して、迅速な対応対応を実施していきます。また、家電リサイクル法に基づいた処理方法や適正なごみ処理方法について、広報紙や市のホームページ、チラシの作成などを通じ普及啓発を推進します。

②地域力を活かした生活環境の保全 クリーンタウン犬山推進事業としてボランティアによる清掃活動など地域の美化活動を支援し、また、地域住民によるアダプトプログラムによって身近な道路の美化活動や維持管理を進めるなど、地域力を活かした生活環境の保全を推進します。



- アダプトプログラム 親が子どもを大切にするように“まち”の世話をする制度。アダプト (adopt) とは、養子にすることの意味。
- クリーンタウン犬山推進事業 市民などが行う自主的な地域環境美化活動を認定し、活動の奨励と必要な支援を行う事業。

●現状・課題

本市は、これまで地球環境問題に対する市民の意識を高めていくため、地球温暖化をテーマとしたイベント、環境学習出前講座、環境フェアなどの様々な機会を通して多くの市民に対して環境意識の向上に向けた啓発を行ってきました。

しかし、生活実態の違いなどにより、市民や事業者における環境への意識や関心には違いがあるため、今後は、さらに市民ボランティアと連携した環境教育システムを充実させ、広く市民に啓発を行っていくとともに、身近な生活の中での温暖化対策を進めていく必要があります。

また、第2次犬山市地球温暖化対策実行計画（平成26年度～平成30年度）に基づく、市庁舎における地球温暖化対策の取組みを推進し、CO₂の排出削減目標の達成に向けた取組みを一層推進していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

地球温暖化をはじめとした地球環境に対する市民一人ひとりの意識が向上し、地球環境問題を地域の課題として捉え、市民が課題の解決に対して自主的に取り組み、地球環境にやさしい快適なまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆環境フェアなどの地球環境に関するイベントに参加した市民	人	500	715 (2015年度)	800	
地球環境に係る催事への参加延べ人数。環境フェアに加え、市民ボランティアなどとの協働による啓発講座を開設し、計画策定時の現状値に対して年間25人の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

①**地球環境問題の意識向上** 環境フェアなどのイベントや講座を通して市民の地球環境問題に対する意識の向上を図ります。また、あいち森と緑づくり事業などを活用した市民による植樹活動や公共施設・家庭・事業所などでの緑のカーテンの設置など、家庭における省エネ対策や環境負荷の軽減に向けた取組みを促進するとともに、事業者やボランティア団体などとの協働による取組みができる体制づくりを推進します。

②**地球温暖化対策地域推進計画の検討** 地球温暖化対策をより実効性のあるものにするため、行政だけでなく市民や事業者も含めた全市が一体となった取組みを推進し、地域推進計画の策定を検討します。また、環境学習のメニュー化を図り、地球温暖化防止活動推進員などの市民ボランティアと協働した環境教育システムの充実を図ります。

③**再生可能エネルギーの推進** 地球温暖化防止を目的とした住宅用太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設置費補助事業や小中学校への太陽光発電設備の設置を推進します。

●重点事業

環境イベント・講座 開催事業	市民や事業者の地球環境に対する意識の向上を図り、地球温暖化対策を進めるため、各種の環境イベントや出前講座などを実施します。
-------------------	---

●現状・課題

本市では、市内の主要な工場・事業所と公害防止協定※を締結し、公害の事前防止に努めています。

また、市内の河川、道路などで環境測定を実施し、監視に努めるほか、公害苦情に対しては、聞取調査、現地調査など原因調査を実施し、公害の除去、解決を図っています。

今後も引き続き、主要な事業所との公害防止協定の締結を進めるとともに、地域ごとに騒音・振動・水質などの環境項目について、継続的に調査を実施し、市民が快適に暮らせる環境を守るための監視体制を充実させることが求められています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

事業所の公害対策が充実し、主要箇所での水質・騒音調査が定期的に行われており、市民が安心して生活できる環境が保たれています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆公害防止協定の締結事業所数	事業所	22	2010年度	21 (2015年度)	28
公害防止協定を締結した事業所数。新たな事業者との締結を行うとともに、水質などへの影響が指摘されている事業所との協定締結に向けた協議を進めることにより、締結事業所数の増加を目指します。					
◆環境調査結果で基準を満たしている割合	%	90.0	2009年度	95.9 (2015年度)	100.0
主要河川水質調査、主要道路交通騒音調査の調査結果に基づく環境基準を満たしている箇所の割合。すべての箇所で環境基準を達成することを目指します。					
◆公害苦情申し立て件数	件	64	2009年度	28 (2015年度)	52
公害に対する苦情の申し立て件数。近年、近隣での生活騒音などの苦情が増加傾向にあり、今後、工業団地造成実現後に事業所が増加することなども勘案した上で、計画策定時の現状値に対して年間1件の減少を目指します。					

●施策の展開方向

- ①発生源対策の推進 道路交通騒音や主要河川などの水質、底質の分析調査をはじめとする環境調査を実施することにより、環境基準を満たしていない地点を明確にし、県との連携を図りながら発生源対策を推進します。
- ②協定推進と内容の充実 工業団地に参入する事業所をはじめとする事業所と公害防止協定を締結するとともに、過去に締結した事業所についても定期的に内容を見直します。
- ③公害監視体制整備と意識の高揚 身近な環境の監視体制を整えるとともに、市民生活に起因する公害苦情や近隣苦情の防止について啓発に努めます。



用語解説

◆公害防止協定 公害防止の手法として自治体又は、住民と企業との間で締結される協定。法令による規制基準を補完し、地域に応じた公害防止のための目標値を設定して、定期的な公表などを行っていくもの。

●現状・課題

河川や海の汚染原因の一つは、生活雑排水であるといわれていますが、浄化槽のうち、平成12年まで製造されていた単独浄化槽は、生活雑排水を処理しない構造になっていたため水環境に影響を及ぼす要因の1つとなっています。

この単独浄化槽の新規設置は既に禁止されていますが、今後は、既設の単独浄化槽から、し尿と生活雑排水を合わせて処理できる合併浄化槽への切替えを一層推進していく必要があります。

設置された浄化槽についても、定期的な点検や清掃を適切に実施していないことにより、浄化槽の機能低下による悪臭などの問題を引き起こす恐れがあるため、浄化槽の適正な維持管理について、市民への周知・徹底を図っていく必要があります。

また、公共下水道計画区域では、平成元年10月に供用を開始して以降、五条川左岸処理区の市街化区域から順次整備を進めており、整備完了区域では、各世帯への接続促進を図っています。

今後は、住宅が密集する五条川右岸処理区の污水管きよの早期整備を進めていく必要がありますが、その一方で、計画区域外については、合併浄化槽の普及と浄化槽の適正な管理を推進しています。

●目指す姿と目標指標

公共下水道計画区域外では、合併浄化槽の設置が進み、浄化槽管理者は責任を持って維持管理を実施しており、悪臭がなく、河川や海にも汚れた水が流れ込まない、きれいな水環境が保たれています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆合併浄化槽の普及率	%	21.7	2009年度	27.5 (2015年度)	31.0
下水道接続以外の合併処理浄化槽の設置割合（合併浄化槽設置基数／（くみ取り戸数＋単独基数＋合併基数）×100）。2015年度実績値から毎年度、0.5%の増加を目指します。					

●施策の展開方向

- ①水環境の保全 浄化槽からの排水先となっている側溝の掃除について、土のう袋を支給し、清掃後の回収などにより地域の清掃活動を引き続き支援します。また、川や海の汚れの原因が生活雑排水であることを再認識できるよう、効果的なPRと意識改革に取り組みます。
- ②浄化槽の適切な維持管理の推進 ホームページや広報紙を有効活用し、浄化槽の維持管理の重要性を啓発します。10月1日の「浄化槽の日」に合わせて特集を組み、周知・徹底を図っていきます。
- ③浄化槽設置補助制度の周知 合併浄化槽への切替え工事に対する補助額の引き上げ等、制度の充実を図り、利用率の向上に向けて制度の周知を図ります。

循環型社会

- 1 ごみの適正処理
- 2 ごみの減量化とリサイクル

1 ごみの適正処理

施策 271

<環境課>

●現状・課題

昭和 58 年に稼働を開始した本市のごみ処理施設である都市美化センターは、その老朽化に伴い、平成 18 年度から大規模補修工事を実施し、ごみの安定的な処理ができるように、施設の適正な管理を行っています。

しかし、大規模補修工事は老朽化問題を根本的に解決するものではなく、新施設の建設には長期の年数が必要になることも考慮して、早急に将来の方向性を確定していく必要があります。

本市では、これまで単独でごみ処理施設の運営を行ってきましたが、新たなごみ処理施設建設を検討する上では、ごみ処理の効率化や、建設費用や維持管理費用などの財政的な側面などから、複数の自治体が協力して事業実施をすることが有効な方法です。これまでも国からの施設整備に関する指針や県のごみ焼却処理広域化計画においてブロック区割（本市を含む 4 市 2 町）が決められています。

現在は、2 市 2 町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）で一つのブロックを形成し、共同で事業推進に取り組んでおり、今後も着実に事業を継続していく必要があります。

また、事業系ごみについても、適正処理を促していくため、関係機関と連携し、その周知に努めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

ごみの分別と減量により、都市美化センターにおける処理量が減少し施設の延命化が図られ、ごみの安定した処理が維持できています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆美化センターへ搬入されるごみの量	t	19,093	18,619 (2015 年度)	17,343	
都市美化センターへ搬入されるごみのうち、リサイクルされる資源物や危険ごみ・有害ごみを除いた量。平成 27 年 3 月に策定した犬山市一般廃棄物処理基本計画のごみ排出目標値以下を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**新ごみ処理施設の整備推進** 新ごみ処理施設の建設に向け、尾張北部地域の 2 市 2 町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）が共同で事業推進に取り組みます。
- ②**現有施設の適正な管理運営** 新ごみ処理施設が稼働するまで、安全・安心にごみを処理していくため、都市美化センターの計画的な補修を行い、施設の機能を維持していきます。また、工事に係る費用や用役費の削減と安定した施設の運転管理を行う手法を検討していきます。
- ③**事業者への普及啓発** 事業系一般ごみに関するパンフレットを作成し、市内事業者に配布することにより適正な処理を促すとともに、犬山商工会議所などの関連機関と連携し、周知・徹底に取り組みます。

●重点事業

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化事業	ごみ質の均一化による安定した燃焼で、ダイオキシン類の排出削減、ごみ焼却施設の集約化によるごみ発電などの余熱利用、広域的なごみ処理における公共事業のコスト縮減を図るため、2 市 2 町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）が一つのブロックとなって、ごみ処理事業に取り組みます。
-------------------	---

●現状・課題

本市のごみの中で最も多いごみは、家庭から排出される可燃ごみとなっており、その量は平成 20 年度で 12,685 t にのぼり、全体のごみ収集量の約 52% を占めています。

このようななか、本市では、昭和 53 年度以降、分別収集を実施し、平成 17 年度からは 18 分別による収集を実施し、ごみの減量とリサイクルを推進しています。平成 21 年度には、ごみの減量とリサイクルの促進、ごみ処理費用負担の公平性のため、家庭系可燃ごみの指定ごみ袋制度を導入しています。

また、家庭から出る剪定樹木を可燃ごみとして焼却処分するのではなく、チップ化し、堆肥やマルチング材*として有効活用するよう家庭用樹木粉碎機の貸出を実施しており、都市美化センターに搬入される剪定樹木についても、チップ化を事業として委託し、可燃ごみの減量とリサイクルをしています。

しかしながら、家庭から排出される可燃ごみについては、資源物が混入するなど分別が徹底されずに処理されている状況であり、今後も、市民のごみ問題に対する意識の向上とともに分別リサイクルについて市民への啓発を積極的に行い、ごみ分別の習慣づけを徹底し、ごみの減量化、資源のリサイクルを一層推進していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりの環境意識が高まり、ごみの適正な分別が行われ、排出量が少なくなるとともに、ごみ総排出量中の資源物としての官民回収量の割合が増加し、リサイクルが進んでいます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆市民 1 人当たりの家庭系可燃ごみ排出量	kg	163	2009 年度	160 (2015 年度)	156
人口当たりの都市美化センターに搬入される可燃ごみの量。平成 27 年 3 月に策定した犬山市一般廃棄物処理基本計画のごみ排出目標値以下を目指します					
◆資源物のリサイクル率	%	26.0	2008 年度	22.7 (2015 年度)	25.0
ごみ総排出量中の資源物としての市による回収量の割合（県の廃棄物処理事業実態調査に基づく数値）。小売店店頭での資源物回収も行われていますが、市による回収割合も現状値に近い 25% の維持を目指します。					

●施策の展開方向

- ① **ごみ問題への理解の向上** 市民が自発的にごみの減量に向けて行動するよう、出前講座の実施、広報紙やホームページの有効活用、わかりやすいチラシの作成・配布などにより、ごみの諸問題に関して様々な情報発信をするとともに、分別方法の周知・徹底を図ります。
- ② **リサイクル事情の周知徹底** リサイクルの現状をわかりやすく周知するため、企業に協力を得て、リサイクル工場の施設見学を取り入れた市民講座を開催します。
- ③ **ごみの減量化とリサイクルの推進** 市民に対する剪定樹木粉碎機貸出、剪定樹木のチップ化事業や生ごみ堆肥への補助事業を継続し、減量とリサイクルに結び付く施策を検討し、市民と協働して取り組める体制づくりを推進します。



■ **マルチング材** 雑草の防除、地温の安定、病害虫の発生抑制などを目的に、植物の周囲や遊歩道などに敷設する土壌被覆材。

写真・イラスト・データ

既存ストック

1 眠る資源の活用(既存ストック活用)

1 眠る資源の活用(既存ストック活用)

施策 281

<都市計画課・経営改善課・産業課・企画広報課・地域安全課>

●現状・課題

近年の社会情勢により、市街化区域内の都市的低・未利用地や空き家、遊休農地、企業が保有する土地・施設など、市内には活用されていない「土地」・「建物」等が増えています。これらは利活用の方法を工夫したり、新たな視点や価値を付与したりすることで、市民サービスの向上や地域の新たな活力創出につながる可能性のある「資源」になり得ると考えられます。今後は、こうした貴重な資源を「地域の宝」として、利活用を促進し、魅力あるまちの形成のために役立てる必要があります。加えて、公共施設については、今ある施設を有効に活用する視点を持ち、多機能・多用途化も検討するなど、効率的かつ効果的な施設管理が必要とされています。

また、土地・建物等だけでなく、このまちに活力を与え魅力を高めるのは、女性を始めとして、若者、高齢者などの「人」であり、それは本市にとってもっとも重要な「資源」であり「財産」です。今後は、様々な主体が、あらゆる場や機会を得て「活躍の出番」と「居場所」のあるまちづくりを進めていく必要があります。

●目指す姿

地域の資源が効果的に活用できるよう、それぞれの分野において適切な手法が整理され、積極的な利活用が進められています。

●施策の展開方向

- ①市街化区域内の低・未利用地の活用 市街化区域内の都市的低・未利用地における無秩序な開発を防止するとともに、一定規模以上の土地の宅地化を促進するため、土地の有効活用と公共施設の整備を推進します。
- ②空き家の流通促進 所有者に対して住宅活用に関する情報提供を行うことにより、空き家を資源として認識してもらえよう啓発を行いながら、「空き家情報提供サイト(空き家バンク)」の活用による流通の促進を図ります。
- ③遊休農地の活用 耕作放棄地の実態を的確に把握し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の活動を通じて、耕作できる人に斡旋するなど有効活用を図ります。また、民間企業による適正な農業参入を促進し、教育ファームや観光農園、福祉農園としての利用なども含めた農地の多面的な有効活用策を検討します。
- ④民間資産の活用 活力ある地域づくりのためには、今後は、市内企業等の「民のチカラ」の重要性がさらに増してきます。企業等が所有する様々な資産のうち、活用されていないものを市民サービスに寄与する貴重な資源として捉え、有効な活用を図ります。
- ⑤公共施設の効果的な活用・運営 新たな機能を持った新たな施設を作るのではなく、今ある施設を有効活用する視点を持つことが重要です。現在の施設を適正に管理することと併せて、利用率や維持費用など多角的な視点に立ち、施設自体のあり方や機能の見直しも含めた検討を実施します。効率的な施設の維持管理・整備を行い、誰もが使いやすい施設を目指します。

⑥人材の登用・活用(活躍の場づくり) 最大の資源は「人」です。犬山市は、市民活動や地域の伝統文化の保全をはじめとしたまちづくりに携わる貴重な人材が豊富です。まちの魅力と活力を高めるため、女性や若者、高齢者を始め、多様な主体が生き活きと輝き、活動できるような居場所や出番をつくります。

●重点事業

空き家活用促進事業	所有者に対し住宅活用に関する情報提供を行うことにより、空き家を資源として認識してもらうよう啓発を行いながら、「空家情報提供サイト(空き家バンク)」を活用することで流通の促進を図ります。
耕作放棄地解消事業	インターネット等で農地情報を公開し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集約化を促進するとともに、耕作放棄地を再生・利活用する取組みを支援します。
人材バンクの構築(活躍の場づくり事業)	様々な特技を持ち、多様な活動を行っている人・団体など、豊富な「人材」の情報を取りまとめるとともに、公共施設を始め、店舗、空き地、自然など、多様な地域資源を「活躍できる場」として設定します。また、こうした「人」と「場」、「モノ」等のマッチングが円滑に進むような体制を整えることで、市域全体が「活躍の場」となり、さらなる賑わいと活力を高めます。

市街地・景観

- 1 駅周辺地区の整備
- 2 市街地の整備
- 3 地域特性を活かした景観づくり

1 駅周辺地区の整備

施策 291

<都市計画課・整備課・歴史まちづくり課・産業課>

●現状・課題

本市においても、車社会の進展や郊外型大型店舗の出店などにより、駅周辺の既存の商店街では、一時のにぎわいが失われつつあります。こうしたことから、駅周辺は、今後とも地域の拠点として地域交通の利便性の向上を図るなど効果的な整備を進めていくことが求められています。

近年では、楽田駅及び羽黒駅の駅前広場を整備するなど各種整備を実施していますが、今後一層、駅を核とした魅力あるまちづくりを進めるためには、市民と協働でまちの活性化を図り、にぎわい創出に取り組む必要があります。

中でも、城下町地区を含む犬山駅西地区は、市の玄関口として犬山祭や犬山城のほか登録有形文化財など歴史的資源が数多く残っており、今後も歴史的なまちなみを保全することが必要です。

また、城下町地区の最寄り駅である犬山駅や犬山口駅から城下町地区に至る動線には来訪者などが安全に行き交うことのできる歩道や案内看板が統一されていないなど設備面が不十分な箇所もあるため、地域住民と合意形成を図りながら、来訪者を迎え入れるための適切な動線確保や誘導対策が求められています。

さらに、羽黒駅、楽田駅においても、駅周辺地区の活性化や市民の利便性の向上、歩行者などの安全確保に向け、住民との協働による整備を進める必要があります。

●目指す姿と目標指標

各駅が地域特性を活かした拠点施設としての機能を十分に発揮した利便性の高い駅となり、活力とにぎわいあふれる地域となっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆駅前広場の整備箇所数	箇所	2	2008年度 3 (2015年度)	5
駅前広場が整備されている箇所数（市内駅数7箇所）。整備箇所の拡大を目指します。				

●施策の展開方向

①**駅周辺の魅力づくり** 商業地をにぎわいの核とするために、商業機能の充実を図るとともに、地域住民との協働によりまちづくりの課題などを検討しながら、生活拠点として市民交流の場や生活サービス提供の場の導入を進め、駅周辺の魅力づくりに取り組みます。

②**来訪者に対応した駅周辺の整備推進** 犬山口駅から城下町地区、犬山城への道路上の案内看板の整備など、来訪者を意識した駅周辺の整備を進めます。

③**駅周辺の整備推進** 楽田駅や羽黒駅において、周辺の基盤整備を推進します。

●現状・課題

本市の市街化区域は、住居系用途地域が約 66%、商業系用途地域が約 11%、工業系用途地域が約 23%の割合となっています。市街化区域における都市的低・未利用地^{*}は市街化区域全体の約 10%となっています。

また、本市の人口は平成 21 年をピークに減少傾向にあります。そのため、土地利用ニーズに対応しつつ、拡大型から集約型まちづくりへの転換が求められています。

また、今後は、少子高齢化の一層の進展が見込まれることから、財源の確保に向けた地域経済基盤の確立と雇用機会の確保が重要であり、本市においても、羽黒・楽田地区（昭和 41 年～）、高根洞地内（平成 15 年～）の工業用地のほか、環境と調和した新たな工業用地の確保が求められています。併せて、まちの魅力向上に伴う新たな定住人口向けの宅地化などを想定した市街化区域内の都市的低・未利用地の有効活用も求められています。

また、市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、既存市街地における地区計画^{*}区域内での計画的な一路線ごとの道路整備計画の立案、展開が必要です。

●目指す姿と目標指標

既成市街地の公共施設や生活利便施設などの既存ストックを活用し、その機能を維持、向上させつつ、計画的な都市基盤整備や土地利用が図られ、市民が安全・快適で住みやすい生活を送っています。また、新たな工業用地が確保され、優良企業の誘致や市内企業の工場拡張などが進み、活力のあるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2008 年度		2022 年度
◆公共により整備された工業用地面積	ha	92	2009 年度	92 (2015 年度)	112
県及び市により整備された工業用地と地区計画の策定により整備された工業用地の合計面積。これまでの製造品出荷額等の伸び率を今後も確保するために必要な新しい工業用地の確保を目指します。					
◆地区計画区域内道路の整備率	%	0.0	2008 年度	2.7 (2015 年度)	12.0
地区計画区域内における道路の整備計画延長（5,772m）に対する整備済み延長の割合。整備済み延長の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**工業用地の確保** 土地利用計画のもとに新たな工業用地の確保を図り、環境と調和した工業団地の整備や企業誘致を進めます。
- ②**市街化区域内都市的低・未利用地の整備促進** 市街化区域内の都市的低・未利用地における無秩序な開発を防止し、特に一定規模以上の土地の宅地化を促進するとともに、貴重な緑などの保全も含めた土地の有効活用と公共施設の整備を推進します。
- ③**計画的な土地利用の推進** 地域の特性、住民ニーズに応じて、適切な用途地域や地区計画の活用などを検討し、計画的な土地利用を図っていきます。

●重点事業

市街化区域内都市的・未利用地の整備促進の関連事業	土地区画整理事業等により面的整備を図ることが困難であると判断される市街化区域内農地などについて、無秩序な開発を防止し、土地の有効利用と公共施設の整備を図るため「市街化区域内農地等の整備促進に関する指導要綱」に基づく申請による、面積が0.5ha以上1ha未満で、農地などを概ね70%以上有している地区の公共施設の整備を図ります。
---------------------------------	---



用語解説

- **都市的・未利用地** 道路、鉄道、水面などの公共空間以外で、駐車場、農地などのように、宅地などの都市的土地利用のかたちで有効利用されていない土地。
- **地区計画** 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。
- **土地区画整理事業** 公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市は、平成5年に犬山市都市景観条例を制定し、良好な景観形成のために独自の取組みを行ってきました。平成17年に景観行政団体*となり、平成19年に犬山市景観条例を施行し、犬山市景観計画（平成20年度～）を策定しました。さらに、平成21年に、地域における歴史的風致*の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づく犬山市歴史的風致維持向上計画（平成20年度～平成30年度）の認定を受けるなど、景観に対する取組みを進めてきました。

その一方で、歴史的価値の高い建造物と周辺市街地の良好な環境形成を図る城下町地区において、歴史的風致の観点から景観阻害要因となっている公共施設が立地しているなどの課題もあります。

今後も、犬山市景観計画の積極的な推進や良好な景観形成への取組みを通じ、市内のすべての地域が美しく、市民が将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちになるように、市民・事業者、行政が協働で景観形成に取り組むことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山らしい良好な景観を創るため、市民や来訪者をはじめとした誰もが、市全域に広がる歴史的風致が市の共有財産であることを認識し、市民・事業者、行政などが一体となりそれぞれの役割を担いながら、景観を創り、守り、育て、これを後世に引き継いでいます。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆景観地区*数	地区	0 2009年度	0 (2015年度)	1
景観地区に指定された地区数。景観形成促進地区*に指定された地区において、さらに積極的に良好な景観の形成を図っていくため1地区の指定を目指します。				
◆景観形成促進地区数	地区	6 2009年度	11 (2015年度)	15
景観形成促進地区に指定された地区数。犬山市景観計画に定める城下町ゾーンにおいて期限を定め意欲的に良好な景観形成を推進する地区の増加を目指します。				

●施策の展開方向

- ①地域の特性を活かした景観づくり 犬山市景観条例、犬山市景観計画に基づき、それぞれの地域の特色や景観的特性を活かし、景観地区などの指定や良好な景観形成に著しく寄与する建造物の修景などに対する助成を行うなど、まちづくりを通じた景観づくりを進めます。また、犬山市歴史的風致維持向上計画を推進し、重点区域の拡大や見直しのほか、歴史的風致維持向上施設（道路、公園、歴史紹介施設などの公共施設）の整備を行います。
- ②城下町地区の景観保全と創造 城下町地区の景観保全と創造を図るため、歴史的建物の保全や復元整備、公共施設の移転・整備を促進します。
- ③市民参加の景観づくり 地域住民が誇りと愛着をもてるまちづくりを進めるため、市民組織の育成・支援に努めます。



- **景観行政団体** 景観法により定義される景観行政を司る行政機構。景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。
- **歴史的風致** 歴史まちづくり法では「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境」とされており、地域にある城、神社などの歴史的な建物や町家などの町並みと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒などが一体となったもの。
- **景観地区** 都市計画法で定める地域地区のひとつであり、一定の区域内の建築物の姿、かたち、高さなどの制限を定めて、良好な景観の形成を図ろうとするもの。
- **景観形成促進地区** 犬山市景観計画の城下町ゾーンにおいて土地所有者等の合意を受けて、計画的かつ重点的に景観を創造し、又は保全する必要があると市長が認める区域。

道路・橋りょう

- 1 幹線道路の整備
- 2 生活道路の整備
- 3 安全な道づくり
- 4 橋りょうの整備

1 幹線道路の整備

施策 301

＜都市計画課・整備課・土木管理課＞

●現状・課題

経済の活性化、都市の健全な発展や市民生活の利便性向上に必要な役割を担っているのが道路であり、本市は広域幹線道路の国道 41 号が東西に横断し、南北に都市間連絡道として主要地方道春日井各務原線が縦断しています。

また、都市計画道路は、28 路線が決定されており、現在は富岡荒井線や楽田桃花台線などの整備を積極的に進めています。現在の都市計画道路整備率（平成 27 年 3 月現在）は、区画道路及び歩行者専用道路は 100%となっている一方で、幹線道路については、整備率が約 59%に留まっており、一部で朝夕に渋滞が恒常的に発生しています。

そのため、市街地への通過交通の流入軽減対策、鉄道との立体交差の整備を図るなど、さらなる道路整備が必要です。

また、車社会の進展と大型車両の増加により幹線道路の舗装の傷みが顕在化してきており、今後ますます幹線道路の適正な維持管理の推進が必要となります。

●目指す姿と目標指標

市街地内環状線や地域間交通軸など幹線道路が整備され、また、維持管理が行き届き、市民がより快適かつ安全で安心して移動でき、市民生活の利便性が高いまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2008 年度	2015 年度		2022 年度
◆都市計画道路（幹線道路）の整備率	%	52.5	59.4	59.4 (2015 年度)	65.0
都市計画道路（幹線道路）の総延長に対する整備済み延長の割合。整備済み延長の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

①都市計画道路等の整備推進と適切な維持管理 富岡荒井線（羽黒字高見交差点から字上小針交差点）、楽田桃花台線（市道富岡荒井・春日井犬山線から県道荒井大草線間）の整備を推進することで、市街地への流入軽減や渋滞の解消を図るとともに幹線道路の適切な維持管理に努め、良好な道路環境を保持します。また、必要に応じて、まちづくりの観点等から都市計画道路の見直しを検討します。

②広域的な交通軸の整備 名濃バイパス建設促進期成同盟会を通じて国への要望を行い、広域幹線道路である国道 41 号の拡幅事業や、地域高規格道路である名濃道路（自動車専用道路）の建設を促進します。また、国道 21 号と接続するため、木曽川に新しい架橋を要望していきます。

③都市間連絡道の整備 愛知県への要望を行い、市の南北軸となる主要地方道春日井各務原線、成田富士入鹿線及び岐阜県多治見市とを結ぶ主要地方道多治見犬山線などの建設を促進します。

写真・イラスト・データ

●重点事業

富岡荒井線道路整備事業

市の南北市街地を連絡する本路線の羽黒高見交差点から県道大県神社線に至る区間を整備し、消火活動困難地域の解消や交通の緩和及び地域の発展を図ります。

楽田桃花台線道路整備事業

市南部地域の交通需要に対応するため、市道富岡荒井・春日井犬山線と県道荒井大草線間の東西交通軸である楽田桃花台線を整備し、渋滞緩和や歩行者などの安全を確保します。

●現状・課題

生活道路は、市民生活の日常を支える最も身近で重要な生活基盤であり、災害時などは安全な避難路への導線となっています。

しかし、既成市街地内においては、道路境界まで建物が建ち並び、災害時に建物が倒壊し通行できない恐れのある地域もあり、緊急車両が通行可能な道路幅員を確保することが求められています。

また、災害時だけでなく、日常生活を送る上でも、歩道の設置など人にやさしい街づくりに対する要望は高く、道路の拡幅や歩車道分離など利便性の向上や街路灯の設置など安全・安心で快適な環境空間の形成に向けた道路整備の推進が求められています。

●目指す姿と目標指標

市民生活に密着した身近な道路として安全性確保のための良好な維持管理とともに、歩行者や自転車と自動車が共存し安全かつ快適に利用できるよう、歩道・車道を新設、拡幅するなど道路環境が整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆犬山市の道路は徒歩や自転車で安全・快適に通行できると思う市民割合	%	20.9	2010年度	24.7 (2016年度)	30.0
市民意識調査で『市内の道路は、徒歩や自転車で安全・快適に通行できると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①生活道路の新設・拡幅整備 地区の要望に基づき、生活道路の現状と課題を把握し、地区にあった生活道路の新設・拡幅整備を推進します。
- ②交通安全施設の整備 街路灯や反射鏡・区画線などの交通安全施設を整備するとともに、必要に応じて信号機の設置や交通規制の実施を関係機関に要請します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市では、急速に高齢化が進んでいるなか、高齢者や障害者はもちろん、歩行者の誰もが安全で安心して歩くことができるような環境が求められています。そのため、反射鏡などの安全施設が設置された交差点や段差が解消された歩道など、歩行者が安全で安心して通行できる歩行空間を目指し整備を進めています。

また、近年は、歩くことを通じた健康維持などのための遊歩道の設置や潤いある道路空間なども求められるようになってきています。そのため、歩車道が分離された都市計画道路の歩道など、歩行者空間のネットワーク化の形成とともに修景に配慮した道づくりが必要となっています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

通学路をはじめ市民生活に密着した身近な道路の安全性が確保され、歩行者や自転車と自動車が共存する安全かつ快適に利用できる道路環境が整っています。また、駅や公共施設周辺道路が、ネットワーク化され、景観に配慮された歩行者空間として整備され、市民が散策しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		3.0	2009年度		2022年度
◆ウォーキングトレイル事業整備率	%	3.0	2009年度	74.0 (2015年度)	100.0
ウォーキングトレイル事業（五条川左岸堤防を利用した遊歩道 2.96km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長すべての整備完了を目指します。					

●施策の展開方向

- ①歩行空間の創出とバリアフリー化の推進 歩行空間が確保されていない道路や市街地での歩行空間としての用地確保が困難な箇所においては、路側帯のカラー化など簡易的な手法により歩行空間を視覚的に創出するとともに、道路から歩行者の通行に対する障害をなくすなどバリアフリー化を進めます。
- ②交通安全施設の整備 街路灯や反射鏡、区画線などの交通安全施設を整備するとともに、必要に応じて信号機の設置や交通規制の実施を関係機関に要請します。
- ③五条川左岸堤防を利用した遊歩道の整備 新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までを結ぶ五条川の左岸堤防を利用した遊歩道の整備を推進します。

●重点事業

歩道整備事業(ウォーキングトレイル事業)	健康づくりをするための遊歩道として、新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までの総延長 2.96km の五条川沿い左岸堤防を整備します。
----------------------	---

●現状・課題

市民生活の日常を支える最も身近で重要な道路施設の一つである橋りょうは、拡幅及び歩車道分離など利便性の向上や安全性の向上はもちろんのこと、災害時などには安全な避難路としての重要な施設であり、本市では、地震時に落橋せず緊急車両などが安全に通行できるよう、耐震化が必要な橋りょうについてこれまで耐震対策を進めています。

平成 26 年度に道路法が改正され、長寿命化を図る対象橋りょうが橋長 2 メートル以上となり、対象橋りょう数が増加するとともに、5 年に 1 回の橋りょう点検が義務付けられました。個々の橋りょうに対して最も効率的・効果的な修繕計画を立て、計画的に実施することで、橋りょうの延命化や修繕・架け替えに係る費用の縮減につなげていくことが必要です。

また、県が実施する災害対策事業である新郷瀬川などの河川改修工事に併せて、市管理の橋りょうについて計画的に改築することで、万一の災害時においても安全・安心な避難路として利用できることが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民生活に密着した身近な生活道路の新設・拡幅に伴う橋りょうの新設・改築や橋りょうの長寿命化計画による定期的な点検に基づく修繕・改築（架け替え）が実施され、橋りょうの安全性が確保され、万一の災害時においても安全・安心な避難路として利用できるまちなっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2009 年度		2022 年度
◆改築計画橋りょうの整備率	%	6.0	2009 年度	55.6 (2015 年度)	100.0
県が実施する新郷瀬川などの改修工事に伴う改築計画における改築済み橋りょうの割合。計画的に改築を実施することで 100% を目指します。					
◆長寿命化修繕計画による修繕箇所数	箇所	0	2009 年度	1 (2015 年度)	8
長寿命化修繕計画を策定した橋りょうに対する修繕済み橋りょうの数。建設後 50 年以上を経過した橋りょうの修繕を計画通り実施します。					

●施策の展開方向

- ①橋りょうの改築 車が通れないような狭い生活道路の拡幅及び道路新設改良に伴う橋りょうの改築・新設、また、県管理の一級河川（新郷瀬川・郷瀬川・合瀬川）や砂防河川の改修工事に伴う橋りょうの改築などで整備の推進を図ります。
- ②橋りょうの長寿命化対策の推進 橋長 2 メートル以上の橋りょうにおいて長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づいた定期点検や修繕などの維持管理を実施し、延命化を図ります。

写真・イラスト・データ

公共交通

- 1 鉄道の利便性の向上
- 2 バスの利便性の向上

1 鉄道の利便性の向上

施策 311

<地域安全課・都市計画課・整備課>

●現状・課題

車社会が定着し、子どもや高齢者など車を利用できない人にとって、公共交通は日常生活を支える重要な役割を担っています。また、地球環境への負荷軽減といった環境面からも、公共交通の重要性はますます高くなっています。

本市は、名古屋鉄道の3路線（犬山線・小牧線・広見線）が通り、便数も多く、小牧線の一部は単線であるものの、その他の路線は全線複線化されており、名古屋市や岐阜市へ大変至便な環境にあります。また、市内には7つの駅が設置されていますが、中でも犬山駅はターミナル（結節点）として、鉄道のみならず、バス、タクシーの拠点でもあることから多数の利用者があり、利便性向上のため、平成22年にはエレベーターの設置が完了し、駅のバリアフリー化にも努めています。

また、平成24年度に楽田駅東広場整備、平成25年度に羽黒駅西広場整備を実施し、利便性の向上を図りました。今後は、羽黒駅、楽田駅、犬山口駅の駅周辺地区の活性化や歩行者などの安全確保などのため、駅周辺の整備を推進するとともに、引き続き、鉄道交通の利便性を活かした輸送能力の強化や輸送サービスの向上を図っていくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

名鉄小牧線が全線複線化されるなど、鉄道交通の輸送機能や輸送サービスが強化され、利便性が高く、多くの市民が鉄道を利用するまちなっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆鉄道利用者（乗降人員）	人	25,838	29,017 (2015年度)	29,017 (2015年度)	29,000

市内全駅での1日当たりの鉄道利用者（乗降人員）数。各駅周辺の活性化や輸送サービスの向上などを図ることで、2015年度現状値29,000人前後の維持を目指します。

●施策の展開方向

①**主要駅の機能強化** 羽黒駅、楽田駅、犬山口駅の駅周辺地区の活性化事業に合わせて、バリアフリー化を推進するとともに、放置自転車対策等利便性の向上を図ります。

②**輸送機能の強化や輸送サービスの向上** 本市をはじめ、江南市、小牧市など4市2町で構成される尾北地区広域交通網対策連絡協議会などを通じて、国や県などの関係機関への要望を行い、名鉄小牧線全線複線化を促進します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

バス交通は、住民の最も身近な交通手段としての役割と鉄道を補完し市内の公共交通網を構成する役割を併せて担ってきましたが、近年は、車社会の定着などにより、利用者が減少し、民間事業者も路線バス事業から撤退していくようになりました。そのため、本市においては、平成 12 年度より、既存の公共交通機関が存在しない交通空白地に在住する高齢者や自ら交通手段を持たない交通弱者に対するサービスとして、主要な公共施設や市街地などへ移動する手段となるコミュニティバス[※]の運行を 4 路線から開始しました。

平成 25 年 11 月からは、バスを 3 台増車し、5 台 8 路線による新運行を開始しました。

乗車人数も平成 27 年度は 84,091 人となり、新運行導入前の平成 21 年度の 23,480 人と比べて約 60,000 人増加しました。

今後は、「まちづくり」の視点から地域公共交通全体の在り方を検討し、地域性や市民ニーズ等を考慮した上で、交通手段の一つとしてコミュニティバスを考えていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

効率的、効果的にコミュニティバスが運行され、交通空白地が解消し、誰もが安心して利用できる親しみ深い移動手段になっています。また、必要に応じて他の公共交通と連携した新たなバス運行の検討や導入も進んでいます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆コミュニティバスの利用者数	人	23,480	2009 年度	84,091 (2015 年度)	85,000
コミュニティバスの年間利用者数。地域公共交通として最適な方法により利用者数が約 3.6 倍に増加することを目指します。					
◆犬山市に住み続けたい理由として、公共交通の利便性を選択する市民の割合	%	14.7	2009 年度	17.7 (2016 年度)	25.0
市民意識調査で「これからも犬山市に住み続けたいと思いますか」の設問に対して、「これからも住み続けたい」「住み続けたいが、他の場所に移るかもしれない」と回答した市民が、「住み続けたいと思う理由は何ですか」という設問に対して「公共交通の便が良い」を選択した割合。4 人に 1 人が選択することを目指します。					

●施策の展開方向

- ①コミュニティバスの効果的な運行 現行運行に対する様々な意見や要望に対してアンケート等を行い、利便性の向上に向けてダイヤ、運行路線、運行形態などを見直し、市民ニーズに合った運行を図るほか、広報紙などでコミュニティバスの運行を PR し、利用者の拡大を図ります。
- ②コミュニティバスの運営・運行形態の点検と新たなバス運行の検討 交通空白地に対して地域の実情に応じた地域公共交通運行を検証します。また、市民ニーズを捉え、費用対効果を考慮し、利用者の利便性向上を図り、市民が満足いく新たなバス運行の検討も行います。
- ③公共交通ネットワークの形成 地域にとって望ましい公共交通網のすがたを、「まちづくり」の視点から明らかにし、地域の実情に即した輸送サービス（鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーなど）を組み合わせることにより、最適な公共交通ネットワークの形成を目指します。

●重点事業

コミュニティバスの運営・運行形態の見直し事業	高齢化が進展する中で、交通弱者の移動手段として使いやすいコミュニティバスの運行を目指し、利用実績やアンケート調査などによるニーズ把握を行い、見直しを実施し、利便性の向上を図ります。
------------------------	--



用語解説

■コミュニティバス 自治体や地域共同体が、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。

住宅・宅地

- 1 暮らしの場・住まいの場の提供
- 2 良好な住環境の形成

1 暮らしの場・住まいの場の提供

施策 321

＜都市計画課・歴史まちづくり課・産業課＞

●現状・課題

本市では、これまでに8箇所の土地区画整理事業^{*}の施行により約140haが整備され、また、市街化調整区域では大規模住宅団地が造成され、多くの宅地を供給してきました。

しかし、近年は、市街化調整区域における大規模開発に関する許可基準の改正などにより、新規の住宅地の供給は難しい状況となっています。

こうしたなかで、定住人口の維持は市の大きな課題となっており、市街化調整区域の集落においては後継者不足から学校や地域コミュニティーの維持も不安視されています。

その他にも、本市は城下町の町家を中心として歴史的な建築物も多くあり、それらに魅力を感じて新たに店舗や住宅を希望する人も増えてきています。

そこで、名古屋などの職場から近く、自然豊かな里山や歴史ある城下町を抱えている本市の特徴を活かしながら、それぞれの人に合った多様な暮らし方を提案して、犬山で暮らしたいと思う方々を迎え入れることが重要となります。

そのためには市街化区域内において、都市的低・未利用地^{*}を活用した民間事業者による宅地造成や団地開発等を誘導していくことが必要に応じて求められます。

また今後増加が予想される空き家については、平成27年度に策定した「空き家等対策計画」に基づいて流通促進や利活用を積極的に図ることにより、バランスの取れた住宅供給を行うことも求められます。

一方で、低廉な家賃で住宅を供給するため、昭和25年～昭和34年に建築した8箇所の市営住宅を維持管理していますが、建設から50年以上を経過した木造住宅であり、老朽化が著しいため、移転集約化を図りながら、団地毎の方針に基づいた活用を推進していきます。

●目指す姿と目標指標

市街化区域内の低・未利用地や空き家の利活用などにより、「犬山らしい暮らしができる適切な住宅供給を行う」ことで定住人口の維持を目指すと共に、公営住宅は移転集約され、誰もが安心して生活できる住宅が供給されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
			2016年度		(2015年度)
◆空き家バンクの成約件数	件	新規	2016年度	0 (2015年度)	30
「空き家等対策計画」に基づき空き家等の流通促進のために設置した「空き家情報提供サイト(空き家バンク)」の積極活用を図りながら、成約件数の増加を目指します。(年間5件を目標)					
◆集約化により廃止した市営住宅団地数	団地	0	2009年度	1 (2015年度)	3
「公営住宅の取り組み」に基づき市営住宅の集約を図るため、移転等により小規模団地の廃止を目指します。					

●施策の展開方向

①空き家の流通促進 所有者に対して住宅活用に関する情報提供を行うことにより、空き家を資源として認識してもらうよう啓発を行いながら、「空き家情報提供サイト(空き家バンク)」を活用することで流通の促進を図ります。

②市街化調整区域における住宅供給 犬山で自然とともに暮らしたいと思う人に、市街化調整区域の住宅供給を行うための方案について研究を進めます。例えば、農業ができなくなり不要となった既存住宅を受け継いでもらうことや優良田園住宅制度などの新規住宅に対する施策の検討を行います。

③歴史的建造物の保存・活用 犬山城下町を中心に存在する歴史的建築物は、単に保存するだけでなく、活用することで、活きた資産として将来へ引き継ぐ手法の検討を図ります。建築物が持つ時代・地域の生活を体験できるような、歴史を感じられる暮らしの場の保全を図ります。

④市営住宅の適切な維持管理 市営住宅の適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、老朽化した市営住宅については、将来需要を見据えて、建替えや複合化などの検討を図ります。小規模な団地は、移転集約を行い廃止することにより、それらの用地を、公共施設用地としたり、売却したりするなど、計画的な活用を図ります。

●重点事業

ふるさと定住促進サポート事業	犬山市に魅力や愛着を感じ、犬山市にいる親とともに暮らすことで、よりゆとりある快適生活を目指すため、市外から市内に移住する人たちを支援します。
働きて定住促進サポート事業	犬山市で働きながら市外で暮らしている人が犬山市の魅力にひかれて市内に移住することを支援します。



用語解説

■土地区画整理事業 公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。

■都市的低・未利用地 道路、鉄道、水面などの公共空間以外で、駐車場、農地などのように、宅地などの都市的土地利用のかたちで有効利用されていない土地。

●現状・課題

本市では、事業者や住民の合意形成により地区計画^{*}制度を導入し、地区施設の指定、建築物の高さ・用途制限などを実施して、良好な住環境の保全、形成を図っています。地区施設道路については、一路線ごとの道路整備計画を立案し、道路拡幅を進めていくことなどの取組みを引き続き進めていく必要があります。

また、地震への対策としては、平成 27 年度に第 2 次犬山市建築物耐震改修促進計画（～平成 32 年度）を策定し、既存住宅の耐震診断及び耐震改修に関する施策や基本的な方針を示し、耐震化を進めています。中でも、昭和 56 年 5 月末以前に着工した民間木造住宅は、地震による建物倒壊の恐れがあることから、特に耐震化率の向上を図っていく必要があります。

さらに、本市では、犬山市建築設計事務所協会などと連携して「住宅相談」を行っており、市民が住宅に対して抱える不安を解消し、住宅耐震化・空き家の解消・定住の促進について啓発や相談を続けていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

地区計画制度の誘導などにより、豊かでゆとりある住まいと、良好で安全な住環境づくりが進んでいます。また、市内建築物の耐震化が進み、災害に強いまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆住宅の耐震化率	%	76.0	2007 年度	82.6 (2015 年度)	95.0
住宅の耐震化率。犬山市耐震改修促進計画に基づき、耐震性を満たす住宅が 95%となることを目指します。(参考：平成 25 年現在 住宅総数 25,690 戸)					

●施策の展開方向

①地区計画による住環境形成 新規の大規模住宅団地において、事業者や住民との合意形成による地区計画制度の導入を促進し、建築物の高さや用途制限などを実施します。既存の住宅団地以外の地区計画区域においては、住宅などの建替え時における用地の取得を引き続き行い、地区計画内の道路拡幅整備工事を推進し、良好な住環境の保全、形成に努めます。

②良好な住環境の形成 住宅の安全性の向上を図るため、市内の住宅事業者との連携により、民間木造住宅に対する耐震診断や昭和 56 年 5 月末以前に着工した民間木造住宅を対象とした耐震改修補助を行い、耐震化の促進を図るほか、関係機関と連携した「住宅相談」を実施し、市民の安全な家づくりの指導・相談を行います。

●重点事業

民間木造住宅耐震改修補助事業	住宅の安全性の向上を図るため、昭和 56 年 5 月末以前に着工した耐震性の低い民間木造住宅を対象に耐震改修補助を行い、耐震化を促進します。
----------------	--



用語解説

■地区計画 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。

上水道

- 1 水道施設の整備と維持管理
- 2 安全でおいしい水の供給
- 3 効率的な事業運営

1 水道施設の整備と維持管理

施策 331

<水道課>

●現状・課題

本市の上水道は、昭和 7 年に給水を開始して以来、使用者に良質な水を安定的に供給するために昭和 26 年より 5 期にわたる水道施設の拡張や統合を行って今日に至っています。一方、既存の水道施設は、簡易水道から引き継いだものに加え、昭和 40 年代から 50 年代にかけて造成された大規模住宅団地の管路についても老朽化が進んできています。現在は、犬山市水道ビジョン*（平成 21 年度～平成 30 年度（2018 年度））などに基づいて、災害時においても常に安定して給水ができるように耐震化も含め、老朽化した管路の布設替を毎年実施しているほか、浄配水施設の更新改良事業なども行っています。

しかし、今後、管路及び浄配水施設の老朽化が急速に進行することから、今まで以上に、老朽管布設替事業や浄配水施設の更新改良事業を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

老朽化した管路及び浄配水施設の更新改良が進み、市民に対して安全な水が安定して供給されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆年間配水管布設替延長	km	5.9	6.8	6.8 (2015 年度)	7.5

年間の配水管布設替延長。水道ビジョンの目標値を上回る 7.5km を目指します。

●施策の展開方向

- ①老朽管の布設替・浄配水施設の更新改良の推進 日常生活だけでなく、災害時であっても常に安定した給水が可能となるよう、「犬山市水道ビジョン」などに基づき、計画的な整備と改良を進めます。

●重点事業

老朽管の布設替・浄配水施設の更新改良事業 水道水を安定して供給し続けるために、老朽化した管路及び浄配水施設の計画的な更新を行い、災害時においても安全な水が安定して供給できるよう更新改良事業を進めます。



■水道ビジョン 水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、その実現のための具体的な施策や工程を包括的に示したものの。

用語解説

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市の水道供給は、自己水[※]である羽黒、城東、楽田、楽田東部の各地下水系及び木曾川表流水の白山水系と愛知県営水道から受水する県水系からなっています。

これらの水道供給施設については、平成 14 年度に水質に関する危機管理マニュアルを策定し、平成 20 年度には水道供給施設への侵入防止を目的としたセキュリティ設備を設置しました。また、厚生労働省の登録機関による詳細な水質検査の実施や浄水場等運転管理業務委託業者による日常的な管理によって、安全な水を供給できる施設として維持管理を行っています。

市民がいつでもおいしく安心して利用できる水道水を安定的に供給することは、市民の健康を維持する上で最も重要です。

今後も、水質検査計画に基づき、水質管理の強化を図り、水源から給水栓に至るまでの水の安全性を確保し、また、引き続き地下水系や白山水系など自己水の効率的な活用を図ることが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民がいつでもおいしく安心して水道水を利用できるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆自己水率	%	42.7	37.4	37.4 (2015 年度)	38.0

年間自己水配水量／年間総配水量。給水区域の見直しにより自己水の確保を図り、目標年次において自己水率 38%の確保を目指します。

●施策の展開方向

①**水質管理の強化** 水質管理は、市民の健康を維持する上でも最も重要なことであり、水質検査計画に基づき、市民がいつでもおいしく安心して利用できる水道水を供給するため、適切な水質検査に努めます。

②**自己水の有効活用** 災害時においても安定した給水ができるよう、自己水の維持管理を適切に行い、最大限の有効活用を図ります。



■自己水 犬山市が自前で生産した上水道。

用語解説

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市の水道事業は、水道使用者からの水道料金により事業運営を行っており、常に効率的な経営を行っております。その1つとして、平成12年度から浄水場などの運転管理業務、平成15年度から料金徴収業務について外部委託を進め、経費の削減に努めています。

一方、施設や管路については老朽化が進み、今後の施設更新や耐震化事業が、将来の水道事業に影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、今後の施設などの更新や耐震化が計画的に実施できるよう、将来を見据えた効率的な事業運営と安定的な経営が求められています。

●目指す姿と目標指標

計画的な施設などの更新や耐震化と安定的な経営がなされ、効率的に水道事業が運営されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度			2022年度
◆年間有収率*	%	88.6	2009年度	88.7 (2015年度)	92.6

年間有収水量／年間配水量。水道ビジョン*の計画値を目指します。

●施策の展開方向

- ①**有収率の向上及び環境への配慮** 経営基盤の強化を図るため、市内を計画的に調査し、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図り、水道事業の効率化に努めます。また、この取組みにより電力消費量の抑制をし、地球温暖化防止など環境改善も推進します。
- ②**業務の効率化** 水道事業は水道料金で運営していることから、無駄を省いた経営を行う必要があり、システムなどの改善や民間への一部業務委託の継続などにより、効率的な経営を図ります。
- ③**水道施設整備の計画的な更新** 計画的に施設などの更新や耐震化を図るとともに、将来の水需要や経済性などを勘案し、効率的な水道施設の更新を図ります。



- 有収率 給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。
- 用語解説 ■水道ビジョン 水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、その実現のための具体的な施策や工程を包括的に示したもの。

写真・イラスト・データ

下水道	1 公共下水道の整備 2 公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な維持管理 3 下水道事業の健全経営
-----	---

1	公共下水道の整備	施策 341
		<下水道課>

●現状・課題

本市の公共下水道は、平成元年に供用を開始して以降、整備を進め、五条川左岸処理区（計画面積 1,320ha）については、平成 21 年度末で 882.8ha を整備し、市街化区域の整備は完了しました。

また、五条川右岸処理区（計画面積 258ha）については、平成 17 年度より事業着手し、平成 27 年度末までに 139.2ha の整備を行いました。

しかし、下水道人口普及率は、65.4%に留まっており、全国平均の 77.8%を下回っています。

下水道整備は生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を図るための重要な都市基盤であることから、特に全域が市街化区域で、住宅が密集する五条川右岸処理区については、汚水管きよの早期整備を進める必要があります。

●目指す姿と目標指標

五条川右岸処理区の 70%（180ha）の整備が完了し、五条川左岸処理区の整備完了済の区域と合わせ、約 5 万人の市民が下水道を使えるまちになっています。

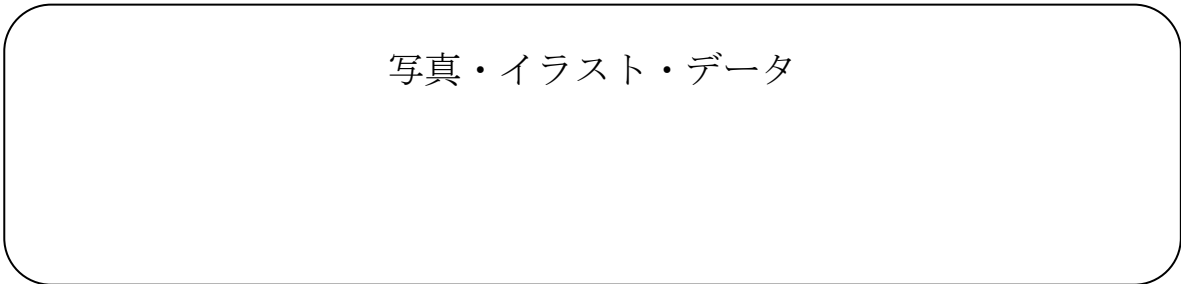
目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆五条川右岸処理区下水道人口普及率	%	19.7	2009 年度 56.6 (2015 年度)	88.0
右岸処理区の全人口に対する右岸処理区整備完了区域内の人口割合。人口普及率 88.0%の達成を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**五条川右岸処理区の整備促進** 流域幹線の整備に合わせて上坂地区、橋爪・五郎丸地区、上野地区、三笠地区の整備促進を図ります。また、右岸処理区全域の事業認可の取得を行います。
- ②**前原台団地の下水道整備** 事業認可区域の前原台団地では集中浄化槽の老朽化により維持管理が困難となったため、市の整備方針を見直し、早期に事業着手できるように地元協議を進めます。

●重点事業

五条川右岸処理区 の整備事業	流域幹線の整備により橋爪・五郎丸地区 56ha、上野地区 23ha、三笠地区 7 ha の整備を行います。
-------------------	---



●現状・課題

本市では、公共下水道施設及び農業集落排水施設の円滑な機能を保持するために、更生工事、部分補修工事、人孔補修工事や管きよの清掃を実施しています。また、マンホール蓋の取替工事による長寿命化も行い、施設の適切な維持管理を行っています。

しかし、楽田地区においては、管きよの建設後 30 年を迎え、長者町団地地区においては、管きよの建設後 40 年を迎えようとしています。これらの老朽管については、調査を実施し、必要に応じて、更新、補修工事を行っていく必要があります。

公共下水道施設及び農業集落排水施設に起因する道路陥没や、マンホールポンプの機能停止による事故などは市民生活に直接影響を及ぼします。そこで、汚水処理機能の保持を図るため、公共下水道施設及び農業集落排水施設の計画的な点検・管理を行うことにより、施設の延命化を図り、管きよ破損などに起因する事故を未然に防止することが必要です。

また、接続後の事業場排水の水質検査を定期的実施し、適切な水質基準での排水を指導していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な管理、計画的な補修が行われ、管きよ破損などによる汚水処理機能の停止がなく、市民が快適に下水道を使用しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度		2022 年度
◆不明水率	%	26.0	29.0 (2015 年度)	29.0 (2015 年度)	20.0
地下水、雨水などの下水道管きよへの侵入率。国の下水道設計指針に基づき、不明水率 20%の達成を目指します。					

●施策の展開方向

①**修繕計画に基づく計画的な維持管理** 管きよやマンホールの点検、調査を行い、不良箇所については、計画的に修繕工事を実施し、道路陥没事故や管きよ閉塞による機能停止を未然に防ぎます。また、マンホールポンプの長期修繕計画を作成し、計画的に修繕を行うとともに、保守・点検を定期的に行います。

②**排水への意識啓発** 有害物質を排水する事業所については、下水排除基準に基づき、除害施設の設置を指導し、定期的な水質検査を実施します。特に水質基準を上まわる事業所については、指導勧告を行います。

③**入鹿浄化センターの適切な維持管理** 入鹿浄化センターの運転業務を委託し、定期的に保守・点検を行い適切に運転管理します。また、長期修繕計画を作成し、計画的に修繕工事を行い、浄化センターの延命化を図ります。

●現状・課題

下水道事業を継続的に行っていくためには、健全な経営状態を維持することが不可欠となります。下水道事業の健全経営に向けては、整備を行った地区の水洗化率を上げ、安定した使用料収入を得ることが必要です。本市における水洗化率をみると、平成 27 年度末で 83.8%となっており、約 15%程度の世帯や事業所が、下水道に接続していない状況です。今後、未接続の世帯や事業所に対しては、面談やチラシ配布による P R 活動を積極的に進め、接続促進を図っていく必要があります。

一方で、近年の節水型機器の普及や節水意識の向上により、1 世帯当たりの下水道使用量は減少傾向にあり、接続件数が増加しても使用料収入は伸びにくい状況になっています。使用料収入は、下水道施設の修繕工事や県への維持管理負担金にあてられることから、これらの収入が著しく不足すると、下水道施設の適切な維持管理に支障をきたす恐れもあります。

そのため、下水道使用料の着実な徴収を実施するとともに、適正な事業計画のもとに事業を進めていくことが求められています。

また、平成 30 年度を目標に、下水道事業に公営企業会計を適用させ、経営状況の把握に努めます。

●目指す姿と目標指標

下水道事業が健全に経営され、下水道施設の維持管理が計画的に実施されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆水洗化率	%	84.1	2009 年度	83.8 (2015 年度)	87.0
下水道整備区域内人口に対する下水道へ接続し水洗化した人口の割合。同等規模人口の全国平均 87%の達成を目指します。					

●施策の展開方向

- ①未接続世帯、事業所の接続促進 下水道整備により供用開始した区域には、早期に下水道へ接続してもらうため、各世帯や事業所への訪問による接続依頼を行って、接続の促進を図り、収入原資の増加に努めます。
- ②下水道使用料の徴収 下水道使用料について、支払い方法の簡略化や、未収納な世帯への督促の強化を図るなどにより着実な徴収を行い、収納率の向上を図ります。

写真・イラスト・データ

学校教育

- 1 幼児教育の充実
- 2 義務教育の充実
- 3 教育施設の整備・充実

1 幼児教育の充実

施策 351

<学校教育課>

●現状・課題

幼稚園は、学校教育の始まりの幼児期を担う教育施設です。とりわけ幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期と位置づけ、教育内容を一層充実していくことが求められています。市内には私立4園・公立1園の幼稚園があり、なかでも、公立の幼稚園である犬山幼稚園と子ども未来園(公立の保育園)が連携し、同じカリキュラムで保育をするなど教育内容の充実を図っています。私立幼稚園では、それぞれの特徴を活かしながら、教育内容の充実を図っています。

近年、幼稚園においても、保護者の経済的自立や自己発揮のため就労する母親が増えていることから、預かり保育(延長保育)を実施している園もあり、保護者の労働時間に合わせて対応しています。

しかし、家族の介護や授業参観などによる就労以外の預かり保育利用者も増えており、様々なニーズに合わせた受入れができるように、預かり保育の拡充が求められています。また、保護者の要望に応じて特別支援教育*を実施している園もありますが、今後も一人ひとりに合わせた支援計画を作成するなど、特別支援教育の充実を図ることが必要です。

●目指す姿と目標指標

整備された施設で、質の高い幼児教育が実践されているとともに、園行事などに保護者や地域の人々が計画的に参加できる環境が整い、子どもたちが多くの人に見守られ心豊かに成長しています。また、預かり保育や特別支援教育の充実が図られ、保護者が安心して子育てをしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022年度
◆預かり保育利用者数(犬山幼稚園)	人	839	2009年度	1,238 (2015年度)	1,200
預かり保育利用者の年間延べ人数。利用者が増加傾向にあるため、保護者の様々なニーズに合わせ利用しやすい条件を整えて積極的に受け入れ、子育てを支援していくために利用者の増加を目指します。					
◆特別支援児受入れ数(犬山幼稚園)	人	1	2010年度	7 (2015年度)	7
実際に特別支援児として受入れている園児の数。対象児の入園希望者が増加傾向にあるため、保護者の要望に応え、条件を整えて受け入れの枠を広げ、入園児の増加を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**保育サービスの充実** 預かり保育の拡充、特別支援教育の充実を図ります。育児相談を受ける際の慎重な対応や専門機関との連携強化、未就園児親子への園庭開放など保育サービスの充実を図ります。
- ②**教師の資質向上** 幼児一人ひとりの発達過程に即した教育内容を充実するため、課題研究への取組みや研修などへの参加、専門知識や保育技術の習得を支援するなど、教師の一層の資質向上を図ります。
- ③**幼保小連携の推進** 子ども未来園、犬山幼稚園では、幼保共通のカリキュラム*に基づき、すべての園児に同一内容の養護・教育を実施し、発達や学びを小学校教育へつなげていきます。また、公立・私立の保育園、幼稚園及び小学校が合同で研修を行ったり、相互に情報交換を行ったりするなど、幼保小の連携を進めます。



- **特別支援教育** 障害のある子どもの自立などに向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うもの。
- **幼保共通のカリキュラム** 幼稚園と保育園の一体化を推進するにあたり、子ども未来園、犬山幼稚園が「乳幼児期の教育」という観点から共通の教育・保育の指導目標、内容をまとめたもの。

●現状・課題

義務教育のねらいは「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」にあります。本市では、「自ら学ぶ力」を重要な柱と位置づけ、「犬山の子は犬山で育てる」という考えのもとで、すべての子どもの人格形成と学力保障を目指し、少人数学級や少人数授業、ティーム・ティーチング※、2学期制の導入、学び合いの授業づくり、地域の素材を生かした学習の展開など、様々な取組みを進めてきました。

こうしたなか、小学校では平成32年度（2020年度）、中学校では平成33年度（2021年度）から新学習指導要領が全面実施され、「何を学ぶか」以上に「どのように学ぶか」を重視し、育成すべき資質や能力を育む観点から学習評価の充実が求められます。外国語活動が小学校5・6年生では教科として「英語」となり、3・4年生から外国語活動が実施されます。また、小中学校ともに「道徳」が特別な教科として位置づけられ、よりよく生きるための道徳性を養うことが目標とされます。

こうした新しい学習指導要領に対応しながら、これまでの犬山の教育を深化・発展させていくことが求められます。

●目指す姿と目標指標

学校に学びの文化が根つき、子ども同士、教師と子ども、教師相互の豊かな人間関係が地域社会と一体となって生まれ、幅広い人間性と学力の形成、教師の資質・能力の向上が図られることにより、学校が活性化しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆保護者の学校教育に対する満足度	%	小 65.7 中 66.4 2009年度	小 82.1 中 75.8 (2016年度)	85.0
保護者に対するアンケートで『学校教育に対して満足していますか。』の設問に対し、「はい」と回答した保護者の割合。2016年度現状値の上昇を目指します。				
◆学校を楽しんでいる児童・生徒の割合	%	小 74.7 中 73.1 2009年度	81.2 (2016年度)	95.0
児童・生徒に対するアンケートで『学校を楽しんでいますか。』の設問に対し、「はい」と回答した児童・生徒の割合。2016年度現状値の上昇を目指します。				

●施策の展開方向

①**特色ある学校づくり** 保護者や地域の理解を得ながら、学校、家庭、地域が一体となった教育活動を展開するとともに、学校内、学校間の授業研究を深めます。また授業改善をさらに進め、教師の資質向上と日々の学び合いの授業を充実し、特色ある学校づくりを進めます。さらにこれからの時代を見通し、豊かな感性と人間性の育成に努めます。

②**特別支援教育※の充実** 学校と特別支援教育に関わる関係機関との連携を密にし、特別支援教育支援員を配置するなど障害を持つ児童生徒の自立を図る支援を進めます。

●重点事業

特色ある学校づくり事業	英語指導講師や常勤講師・非常勤講師を配置し、少人数学級、少人数授業・ティーム・ティーチングを展開するとともに、副教材の作成・活用などを通して、学び合いの授業を中心にした子どもを主体とした授業づくりを図り、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます。
-------------	--



用語解説

■**チーム・ティーチング** 複数の教師が協力して行う授業方式の一つ。

■**特別支援教育** 障害のある子どもの自立などに向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うもの。

●現状・課題

本市には、現在公立の小学校 10 校、中学校 4 校、幼稚園 1 園の 15 施設があり、校舎（園舎）、体育館、給食室、運動場、プール、クラブハウス、遊具、給排水設備、電気設備など、その施設は多岐にわたっています。それらの施設は、昭和 30 年代から 50 年代に建設されたものが多く、築後 30 年から 50 年が経過し老朽化が著しくなっています。

今後、大規模な地震による被害が懸念されますが、体育館や校舎については、羽黒小学校の改修・改築事業が完了し、全小中学校の耐震補強は完了しました。しかしながら、その他の施設については、様々な故障や不具合が報告されており、建物については、雨漏りや壁の亀裂などが多くなっています。

今後は、教育ニーズや情報の高度化に伴う学習環境の多様化といった課題と照らし合わせながら、これら施設の維持・整備を進めていくことが必要です。

また、近年子どもの体力低下が叫ばれるなか、体育施設の維持、充実についても重要となってきています。

●目指す姿と目標指標

老朽化した校舎や施設の全面的な改修や改築が行われ、園児や児童生徒が安全に教育を受けることができ、地域住民も快適に利用できる環境が整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆老朽校舎改修箇所数	箇所	0	2009 年度	2 (2015 年度)	9
耐用年数を超えているなど老朽化が進んでいる校舎を対象に、羽黒小学校の改修・改築工事が終了後、施設の状況に合わせて計画的に改修等を実施し目標値の達成を目指します。					
◆老朽付属建物等改修箇所数(体育館・プールなど)	箇所	0	2009 年度	7 (2015 年度)	11
耐用年数を超えているなど老朽化が進んでいる付属建物（体育館・プール・給食室・クラブハウス）を対象に、施設の状況に合わせて計画的に改修を実施し、目標値の達成を目指します。					
◆太陽光発電設備設置箇所数	箇所	4	2010 年度	11	14
太陽光発電設備が未設置な小学校（3 施設）を対象に、年間 1 校を目途に設置し目標値の達成を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**教育施設の整備** 園児や児童生徒が 1 日の大半を過ごす学習の場、生活の場である小中学校や幼稚園の施設は、学習環境の多様化に適応できるよう、耐用年数などの状況に応じて整備を行います。
- ②**環境に配慮した施設づくり** 太陽光発電設備や、学校建物の外側に植物を生育させ、建築物の温度上昇抑制を図る事業を実施するなど、子どもが学校生活の中で身近に自然科学を学べる環境を整備します。
- ③**時代に合った学校の利用** 少人数授業や総合学習など様々な授業形態に即した教室の利活用を推進し、きめ細かな学習を目指します。また、調理室や会議室を地域に開放し利用を促進することで、生涯学習の支援を図ります。

社会教育

- 1 生涯学習機会の充実
- 2 生涯学習活動の支援
- 3 生涯学習活動の活性化
- 4 青少年の健全育成
- 5 図書館の充実

1 生涯学習機会の充実

施策 361

<文化スポーツ課>

●現状・課題

情報社会、高齢社会の到来により、生涯学習に対する市民ニーズはこれまで以上に多様化、高度化しています。こうした状況に対応するため、本市では、大学の学部制度にならった「市民総合大学」（一般教養学部、専門学部（歴史文化学部、文学部、スポーツ学部、健康学部、環境学部）及び名古屋経済大学と連携したオープンカレッジ）を展開しています。特に歴史文化学部は、全市博物館構想を具体化したもので、受講生が地域の歴史・文化を学び、学んだことを地域に持ち帰り、活かしてもらおうよう実施しています。

また、公民館では、料理や茶道、華道のほか太極拳やヨガなど幅広い講座を展開する「公民館講座」など成人を対象にした各種講座を実施しているほか、講座を終了した人たちが学びを継続できるよう「犬山まなびクラブ」の登録を行い、自主的な学びを支援しています。

さらに、学校の授業以外に子どもたちの生きる力を育むため、実験や自然体験、日本の伝統文化に触れる講座などを展開する「子ども大学」も実施しています。

学習に対する市民のニーズは、今後ますます多様化していくものと予想されることから、より多くの市民が参加しやすい日時や会場での開催に努めるほか、これまで以上に専門的な分野の講座や郷土の歴史、文化に根ざした特色ある講座を開設するなど、一層学習機会の充実を図っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

時代のニーズにあった学習機会が提供されており、子どもからお年寄りまで誰もが意欲的に学ぶことができる学習環境が整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度	(2015年度)	2022年度
◆各種講座の参加者数	人	5,110	2009年度	5,313 (2015年度)	6,000
市民総合大学、公民館講座などの各種講座の延べ参加者数。2015年実績値から約1割増の6,000人を目指します。					
◆各種講座の実施数	講座	16	2009年度	16 (2015年度)	18
市民総合大学、公民館講座などの各種講座の実施数。2015年実績値から2講座増の18講座を目指します。					

●施策の展開方向

①**全市博物館構想の推進** 全市民が郷土に誇りと愛着を持ち、歴史と文化によるまちづくりの担い手となるよう、これまで以上に市民総合大学を充実させ、地域を理解し学習する機会を設定していきます。

②**次代を担う子どもや若者を対象にした事業の充実** 将来の犬山市を担う子どもたちの豊かな情緒と生きる力を育むため、現在実施している「子ども大学」をより充実していきます。また、大学などとの連携を強化し、若者世代を対象にした魅力ある参加型の講座を開設します。

- ③**時代や地域のニーズに沿った事業の実施** 市民のニーズや地域のニーズを的確に把握し、生涯学習講座を充実していきます。
- ④**市民の自主的な学びの支援** 「犬山まなびクラブ」を制度化し、市民の自主的な学びを支援する仕組みづくりを行っていきます。

●現状・課題

市内には、各種生涯学習事業を展開する市民団体として、犬山市婦人会連絡協議会、犬山市文化協会、特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会、犬山市小中学校PTA連合会などがあります。各団体は、会員相互の連携を深めながらそれぞれの団体の目的を達成するために活発な活動をしています。

また、本市としては団体の育成のため、財政的な支援や、必要に応じて社会教育指導員が活動の相談や指導といったサポート活動をしています。こうした団体は、その活動そのものが生涯学習の充実に寄与するものですが、一部団体では、会員の高齢化が問題になっており、将来にわたって活動内容を一定の水準に保っていくことが困難な状況になっています。

そのため、各団体の活動が若い世代にとって魅力的なものになるよう、積極的な事業展開が必要となっています。

●目指す姿と目標指標

市民が主体となった情報交換や交流が行われ、社会教育団体などが自主的な活動を通して活発に生涯学習活動を行っています。また、各団体における若い世代の活動が増え、地域が活性化しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆社会教育団体数	団体	12 2008年度	13 (2015年度)	13
社会教育の分野で活動する市民団体数。2015年実績値から現状維持の13団体を目指します。				
◆社会教育団体の活動事業日数	日	226 2008年度	574 (2015年度)	600
社会教育の分野で活動する市民団体が事業活動する年間の日数。2015年実績値から約5%増の600日を目指します。				

●施策の展開方向

- ①生涯学習情報の提供 社会教育団体の活動を支援するため、各世代のニーズに沿った有益な情報を提供できる体系的な枠組みを確立し、情報提供に努めます。
- ②団体相互のネットワーク化 ホームページで団体のイベント情報などを公開し、生涯学習活動を行う団体が情報交換できるようネットワーク化を図り、各団体間の相互の交流を促進します。
- ③生涯学習施設の整備 公民館や学習等供用施設など老朽化の進む生涯学習施設については、一部廃止や用途変更も含め地域の特性などを考慮した整備方策を検討し、施設の有効利用や多機能化などを進めます。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

民間主体の生涯学習活動は、平成 13 年頃から活性化し、名古屋経済大学による公開講座、特定非営利活動法人いぬやま e コミュニティネットワークによる ICT*講習会などが積極的に行われるようになってきました。

市民の学習ニーズが多様化・高度化する中であって、ニーズに合った学習内容を提供するためには、行政だけでは限界があります。大学など各種機関との連携、協働を強化するとともに、地域の人材を有効に活用することも重要になります。

今後は、名古屋経済大学だけでなく、近隣市町との連携を図るとともに、特定非営利活動法人いぬやま e コミュニティネットワーク、特定非営利活動法人市民活動支援センターとの協働により、地域と一体となった講座を開設するといった事業展開が求められます。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

地域資源を活かした講座の講師となるリーダーや有資格者が育ち、大学や地域と団体が一体となった講座などが開催されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2008 年度	2015 年度		2022 年度
◆連携した講座開催日数	日	379	2008 年度	2,090 (2015 年度)	2,200
大学、企業、ボランティア、地域などと連携した事業（名古屋経済大学公開講座、ICT講習会など）の年間開催日数。2015 年度実績値から約 5% 増の 2,200 日を目指します。					
◆市民講師の登録者数	人	44	2008 年度	123 (2015 年度)	150
市民講師の登録者数。当初から約 3 倍増、2015 年実績値から約 2 割増の 150 人を目指します。					

●施策の展開方向

①民間団体と連携した講座の充実 名古屋経済大学や地域の NPO などとの連携を深めることにより、大学公開講座やパソコン講座などを充実するとともに、市民の学習ニーズを的確に捉え、多種多様な地域の資源や人材を有効に活用した講座を展開します。

②人材の育成と市民講師の活用 ボランティア講師登録制度により、市民講師や地元企業の人材を積極的に活用するとともに、市民サークル団体登録制度による市民の生涯学習活動を促進することで、地域の人材の育成と生涯学習活動の活性化を図ります。また、市民講師については、各務原市と連携し、幅広く制度を活用していきます。

●重点事業

市民講師の活用 市民講師登録者を講師にした講座を開設し、制度の活用と人材の育成を図ります。

●現状・課題

青少年を取り巻く環境は、情報化の推進などにより、インターネットでの有害サイトなど多くの危険が潜むようになりました。

本市では、青少年問題協議会を中心とし「地域の子どもは、地域で育てる」をスローガンに青少年の健全育成に取り組んでいるほか、平成19年11月に青少年健全育成市民会議を設置し、明るい地域社会づくりを目指して、「おあしす運動（おはよう・ありがとう・しつれいします・すみませんの頭文字をとったあいさつ運動）」を展開しています。

また、不登校や精神疾患を抱える生徒児童の増加など、青少年の抱える問題がより多様化・内面化していることを受け、一人ひとりの状況に応じた総合的支援を重層的に実施するため、市青少年センターを平成24年4月に機能強化しました。現在、青少年の悩み相談や支援のための研修会を実施しており、今後も、センターが拠点となり、地域の声を取り入れながら、青少年に関する団体と市が一体となった青少年健全育成施策を展開していきます。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

学校、家庭、地域が一体となって「おあしす運動」を中心とした青少年健全育成事業が活発に行われ、社会の中で次世代を担う青少年がいきいきと生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆青少年健全育成市民会議会員数	団体	26	2009年度	34 (2015年度)	40
青少年健全育成市民会議に登録している団体会員数。2015年度実績値から6団体増の40団体を目指します。					
◆青少年健全育成市民会議事業参加者数	人	625	2009年度	1,365 (2015年度)	1,400
青少年健全育成市民会議が行う事業の年間の参加者数。2015年度実績値から35人増の1,400人を目指します。					

●施策の展開方向

- ①「おあしす運動」の新たな展開 毎月1回、犬山、羽黒、楽田の市内3駅とスーパーで実施してきた「おあしす運動」を子どもの登下校時に通学路を中心に行うこととし、実施場所や回数を拡大し、青少年の健全育成につながる明るい地域社会づくりを進めます。

②**市民会議全体事業の実施** 青少年健全育成市民会議の個人・団体会員全体を対象にした青少年健全育成の推進のための講演会や情報交換を行い、個人・団体間の交流を促進することで新たな事業を展開します。

③**市民会議会員数の増加** 犬山市小中学校PTA連合会や犬山市スポーツ少年団などの青少年対象事業の実施を通して、青少年に関わる団体を掘り起こし、個人・団体会員を増やし、青少年の健全育成運動の浸透を図ります。

●現状・課題

図書館は、生涯学習の場として学習活動の振興や文化の発展に大きな役割を果たしています。

本市図書館は、平成2年から供用を開始し、年々資料拡充に継続して取り組み、現在、約23万冊の資料を所蔵し、年間延べ12万人以上に利用されています。

時代の進展に伴い、市民の学習目的や学習要求がますます多様化しており、図書館は、新たな社会の要請に対応した情報提供施設としての役割を果たすことが求められており、施設の維持修繕も計画的に検討し、実施していく必要があります。

また、近年は子どもの読書離れが指摘されており、読書の拠点施設として、地域、家庭、学校などと連携し、子ども達が本に親しむことができる取組みや、成人に対する読書の定着を推進することが求められています。

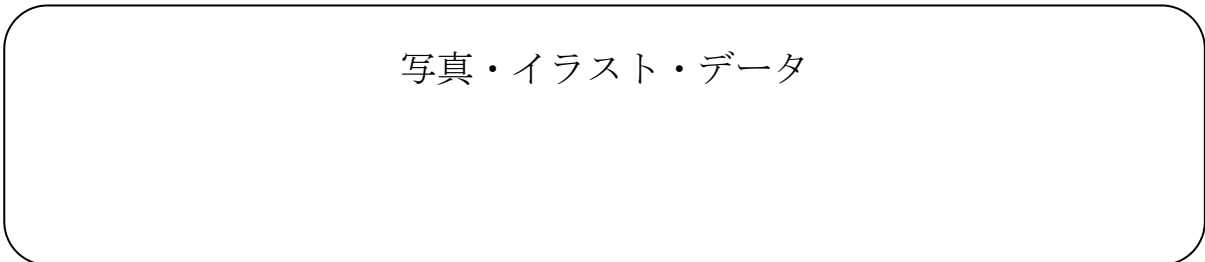
●目指す姿と目標指標

図書館が地域の情報センター、読書センターとして、幼児から高齢者まで多様な市民に親しまれ、活発に利用されています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆市民一人当たり貸出冊数	冊	6.4 2009年度	6.1 (2015年度)	6.5
図書貸出冊数／総人口。知識情報の交流の場として来館者の増加を進め、貸出冊数の上昇を目指します。				
◆図書館の利用しやすさに対する市民満足度	%	57.3 2010年度	54.8 (2016年度)	65.0
市民意識調査で『図書館は利用しやすいと思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。2015年実績値から約10ポイントの上昇を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**図書館資料の充実** 市民の多様なニーズに対応した新しい資料を充実させるとともに、郷土の歴史や文化に関する資料についても充実を図ります。また、情報化の進展に対応する電子媒体による情報提供についても検討を進めます。
- ②**図書館ネットワークの充実** 名古屋経済大学や市内の学校図書館との連携を強化しネットワークの充実を図るとともに、市内の公共施設などで、市民が気軽に図書館の資料の貸出・返却ができるシステムなどサービスの充実を図ります。
- ③**読書の普及啓発** 読書の拠点施設として、市民の読書を推進・支援します。中でも、特に乳幼児期から本に親しむことができるように読み聞かせなど子どもの読書活動の推進に重点を置いて取り組みます。また、小学生に読書通帳を配布するなどして、読書の普及啓発を進めます。



スポーツ

- 1 スポーツの振興
- 2 スポーツ指導者の育成
- 3 スポーツ施設の整備・充実

1 スポーツの振興

施策 371

<文化スポーツ課>

●現状・課題

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）に基づくスポーツ基本計画（平成 24 年 3 月 30 日 文部科学省）の中で、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参加することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、「子どものスポーツ機会の充実」や「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、「住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備」をはじめ 7 つの課題に対して政策目標を設定しています。

本市では、スポーツ少年団活動が盛んに行われており、9 種目 31 団で団員（小学生）と指導者を合わせ延べ 1,324 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）が主体的に活動を行っています。さらに、平成 28 年度からは、特定非営利活動法人犬山市体育協会に加入したことで、指導面や運営面で各競技団体と連携した活動が可能となりました。

その他、専門的技術の指導を目的として市内中学校のスポーツ系部活動に学外の指導員（40 人）を派遣したり、スポーツ推進委員を市内各所に派遣してニュースポーツ教室も開催しています。

近年、グラウンド・ゴルフやタスポニーをはじめとする気軽に誰でも楽しむことのできるニュースポーツ（軽スポーツ・レクリエーションスポーツ）が普及し、また、ウォーキング、ランニング、サイクリングなど個人で楽しむこともできる種目の人気が高まったことで、スポーツという定義が大きく広がり、同時に、スポーツに対する市民の取り組み方や考え方も変わりつつあります。

今後は、誰もが、それぞれの体力や年齢、興味や目的に応じてスポーツに親しむことができるスポーツ環境の整備の推進が必要である一方、2020 年の東京オリンピック開催を控え、ジュニア世代をはじめとした市民のスポーツ競技力の向上も必要です。

●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで、年齢や性別などに関係なく誰もが継続的、定期的にスポーツを楽しんでいます。また、幅広い分野の組織と連携し、スポーツを核とした地域活性化が進んでいます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		7,000	2009 年度		2022 年度
◆市民大会参加者数	人	7,000	2009 年度	6,215 (2015 年度)	6,500

軟式野球をはじめとする 21 種目の市民大会の参加者数。近年、市民のスポーツへの取組みや意識が変化している傾向があるため、2015 年度実績値から 300 人程度の増加を見込みます。

●施策の展開方向

- ① **スポーツ推進委員によるニュースポーツの実施** 小中学校をはじめ、市内の地区や企業などの依頼により、スポーツ推進委員を派遣し、市民の誰もが気軽に楽しめるスポーツ教室を実施します。
- ② **特定非営利活動法人犬山市体育協会を中心としたスポーツの推進** 特定非営利活動法人犬山市体育協会と連携し、スポーツ少年団活動の充実や、指導者の育成、競技スポーツのジュニアアスリートの育成、初心者スポーツ教室の開催など誰もがスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

●現状・課題

スポーツ振興のためには、スポーツの素晴らしさや楽しさを伝え、一人ひとりにあった適切な指導にあたる人の存在も大切な要素です。そのためには、責任感と使命感を持ち講習などを通して常に新しい知識を習得し、継続的に指導ができる人材を育成・確保していくことが必要です。

本市では、こうした人材を育成するために、毎年開設している市民総合大学スポーツ学部を、スポーツ指導員養成講座として市内中学校部活動指導員、市内スポーツ少年団、スポーツ推進委員に受講を促しているほか、平成 27 年度には、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、各団の中心的指導者として、その指導・運営にあたるスポーツ少年団認定員の講習会を日本スポーツ少年団、県スポーツ少年団との共催により開催しました。

本市でも、一人ひとりが自己の能力や興味や関心、ライフスタイルなどに応じて主体的にスポーツを実施することができる環境整備に取り組む中で、多様な現場での正しいコーチングが必要となっています。

●目指す姿と目標指標

一定の知識と意識をもった指導者が、グッドコーチに向けた「7つの提言」（平成 27 年 3 月 31 日 文部科学省）をもとに、多様な現場で、年齢や能力などに合わせたスポーツの指導を行っています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆スポーツ少年団指導者数(登録指導者のうちの有資格者の割合) 指導者全体に占める有資格者（日本スポーツ少年団認定員）の割合。指導者の半数が有資格者であることを目指します。	%	30.0 2009 年度	31.6 (2015 年度)	50.0
◆スポーツ推進委員数 スポーツ推進委員の数。犬山市スポーツ推進委員設置規則にある定数（上限）25 人を目指します。	人	21 2009 年度	19 (2015 年度)	25

●施策の展開方向

- ①指導者の資質向上 定期的にスポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員講習会を開催するほか、市民総合大学スポーツ学部などでは、実践に生かすことの出来る専門知識の習得につながる講座を企画するなど指導力向上につながる機会を提供し、指導者の資質向上を促します。
- ②スポーツ推進委員の人員確保 スポーツの実技指導、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整や協力などへの熱意と能力を有するスポーツ推進委員を増やします。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

昭和 38 年に建設された市体育館が、築 50 年を経過し老朽化が進んでいた中、平成 28 年 7 月に新たな市体育館が羽黒中央公園（羽黒字竹ノ腰 17 番地 2）内に移転、開館しました。バスケットコート 2 面やバレーボールコート 3 面が確保でき、600 席の観客席を有するメインアリーナをはじめ、バドミントンコート 2 面が確保できるサブアリーナ、3 分割が可能で各種会議、講演や研修など幅広い活用ができる多目的室のほか、様々な運動器具を設置したトレーニングルーム、音響設備を備えた多目的スタジオなど、施設機能は以前の体育館から大幅に充実しました。

また、その 2 年前には同公園内の新体育館の隣接地に、全面人口芝で国内での公式試合にも対応できるフィールドの大きさのサッカーグラウンドが確保できる多目的スポーツ広場もオープンし、土日祝日の稼働率は 90%を越えています。

このように、市民がスポーツに親しむことができる新たな施設が完成する一方で、これまで、野球やソフトボール、サッカーなどの試合に使用していた施設を、誰もが気軽に足を運び、憩い・遊ぶことができる公園として整備することとなったため、スポーツ施設数自体は増加に至っていません。

したがって、利用が集中する週末や、多くの大会やイベントの開催が多い時期については、利用する市民や各種団体間の調整を図りながら、さらに、民間事業者が保有するグラウンドなどの利用協力も得ながら、限られたスポーツ施設を有効に活用していかなければなりません。

しかしながら、整備完了から一定年数が経過したことで老朽化が進みつつある施設や機器も多いことから、この先も安定して安全・安心・快適に利用してもらうためには、規模の大きな計画的な修繕や改修への対応も喫緊の課題となります。

●目指す姿と目標指標

多くの市民が市内の公共体育施設を活用し、安全・安心・快適にスポーツに取り組み、健康的でいきいきと生活しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022 年度
◆屋外・屋内体育施設利用者数	人	500,000	2009 年度 601,451 (2015 年度)	608,000
屋外体育施設（木曾川犬山緑地、多目的スポーツ広場、山ノ田公園（野球場・テニスコート）、野外活動センター（グラウンド・ゴルフ場）、旧名証グラウンド（2015 年度廃止）、学校開放（グラウンド））と屋内体育施設（体育館、武道館、弓道場、体育センター、学校開放（体育館）、フィットネスフロイデ）の利用者数。施設総数の減少と、体育館の移転に伴うスポーツ以外の利用者数の減少などを踏まえ、2015 年度実績値より 7 年間で約 6,500 人の増加を目指します。				

●施策の展開方向

- ①安全・安心・快適なスポーツ施設環境の維持 既存のスポーツ施設を安全・安心・快適に利用してもらうため、計画的な修繕や改修を行っていきます。
- ②受益者負担の検討 施設環境の維持を行うため、施設使用料の定期的な見直し及び導入の検討を行っていきます。

●重点事業

犬山市スポーツ振興基金積立	本市が管理するスポーツ施設の維持修繕及び新設、スポーツ振興や健康増進を目的とした基金積立を行います。
---------------	--

歴史・文化財

- 1 歴史・文化財の理解と意識の高揚
- 2 歴史・文化財の保存・活用
- 3 歴史・文化のネットワークづくり
- 4 城下町地区の整備

1 歴史・文化財の理解と意識の高揚

施策 381

＜歴史まちづくり課＞

●現状・課題

本市では、市民が市内の歴史・文化を学ぶ市民総合大学「歴史文化学部」を開催し、独自のテーマ設定により歴史と文化財を学ぶ機会を提供しています。その結果、市民の歴史と文化財に対する意識は高まり、地域に愛着を持つ市民も増えています。

また、地域の歴史・文化をテーマとする市民主体の活動については、既存の団体に加えて、新たな市民団体が育成され、各地域、各分野における活発な活動が展開されています。

今後、犬山市歴史的風致維持向上計画（平成 20 年度～平成 30 年度）に基づき、文化財の保存・活用を推進する中で市民意識をさらに高揚していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

文化史料館を中心に市民に向けて犬山の歴史文化に関する情報が発信され、地域の歴史や文化財に興味を持つ市民が増え、市内各地域において、市民総合大学の受講者を中心に歴史と文化財に対する意識が高まり、地域に愛着をもつ市民が増えています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆市民総合大学「歴史文化学部」への応募者数	人	478	2010 年度	275 (2015 年度)	300
市民総合大学「歴史文化学部」への応募者の総数。歴史に興味を持ち、市民総合大学に応募する市民が増え、2015 年度実績値を上回る 1 学科 100 人の水準の維持を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**犬山の歴史と文化財を知る・学ぶ機会の提供** 市民総合大学における「歴史文化学部」の開催や市民団体とのまち歩きなどを通して、犬山の歴史や文化を教材として地域の伝統や文化を学ぶ機会を設け、地域に愛着と誇りを持つ市民を育みます。
- ②**文化財の保存・活用に係る市民団体との連携** 市民団体に対する情報の提供や団体事務局への活動支援・研修などを通して、行政と市民団体が連携して文化の担い手を育成できるネットワークづくりを進めます。
- ③**文化財の保存・活用に係る普及と啓発** 市内各地域に点在する文化財などの地域資源について、保存の手法や活用のアドバイスを行うとともに「犬山市の文化財」などの出版物を活用し、文化財の普及と啓発に努めます。

●重点事業

市民総合大学専門 学部	市民総合大学「歴史文化学部」として、古代から近世にかけての犬山の歴史文化を学ぶための学科を開催します。
----------------	---

●現状・課題

指定文化財や登録文化財の保存や伝承にあつては、その価値を維持することが求められています。現在、ユネスコ無形文化遺産であり、国指定重要無形民俗文化財である「犬山祭の車山行事」の保存・修理、登録有形文化財建造物の修理、史跡の調査や整備が、専門家などにより組織された委員会の技術指導、監修によって行われています。

一方、市内に点在し、法律等に基づく指定などを受けていない文化財については、平成9年の犬山市史編さん終了後は継続した調査研究が進んでいないため、今後、犬山市歴史的風致維持向上計画(平成20年度～平成30年度)の推進に向けて、継続的な調査の実施が求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的資産の保存や管理、史跡・天然記念物の管理、犬山祭の伝承保存に対して補助を行うなど、市内文化財の保存と活用が進んでいます。また、犬山城については、世界遺産登録に向けた活動を推進するとともに、保存活用計画の策定に向けて調査研究が進められています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度		2022年度
◆文化財の調査実施件数	件	2	4	(2015年度)	3
文化財保全のための調査実施件数。文化財を保全するため、民俗文化財、埋蔵文化財・記念物、建造物を中心に継続した調査の実施を目指します。					
◆指定・登録文化財の保存・修理に対する補助件数	件	2	2	(2015年度)	4
文化財保存修理に関する補助件数。民俗文化財、建造物の伝承保存を一層推進するため、年間補助件数の拡充を目指します。					

●施策の展開方向

①文化財の保護と調査 専門家や必要に応じて設置する専門委員会などの指導、調査などに基づき、指定・登録文化財の保存や修理、犬山城の調査や修理などを推進します。また、東之宮古墳については、整備基本計画に基づいて史跡整備を進め、未調査の文化財については、調査、収集、研究を推進します。

②歴史的風致*の維持・向上 文化財の所有者・管理者、市民・事業者、行政が連携して歴史的風致の維持・向上を図るとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく計画の中で指定された建造物や城址、堀、常夜灯などの歴史的風致の維持・向上に寄与する施設などの保全を図り、住民との協働により、施設の活用と整備を進めます。また、重点区域の追加や変更などによる計画の見直しを行います。

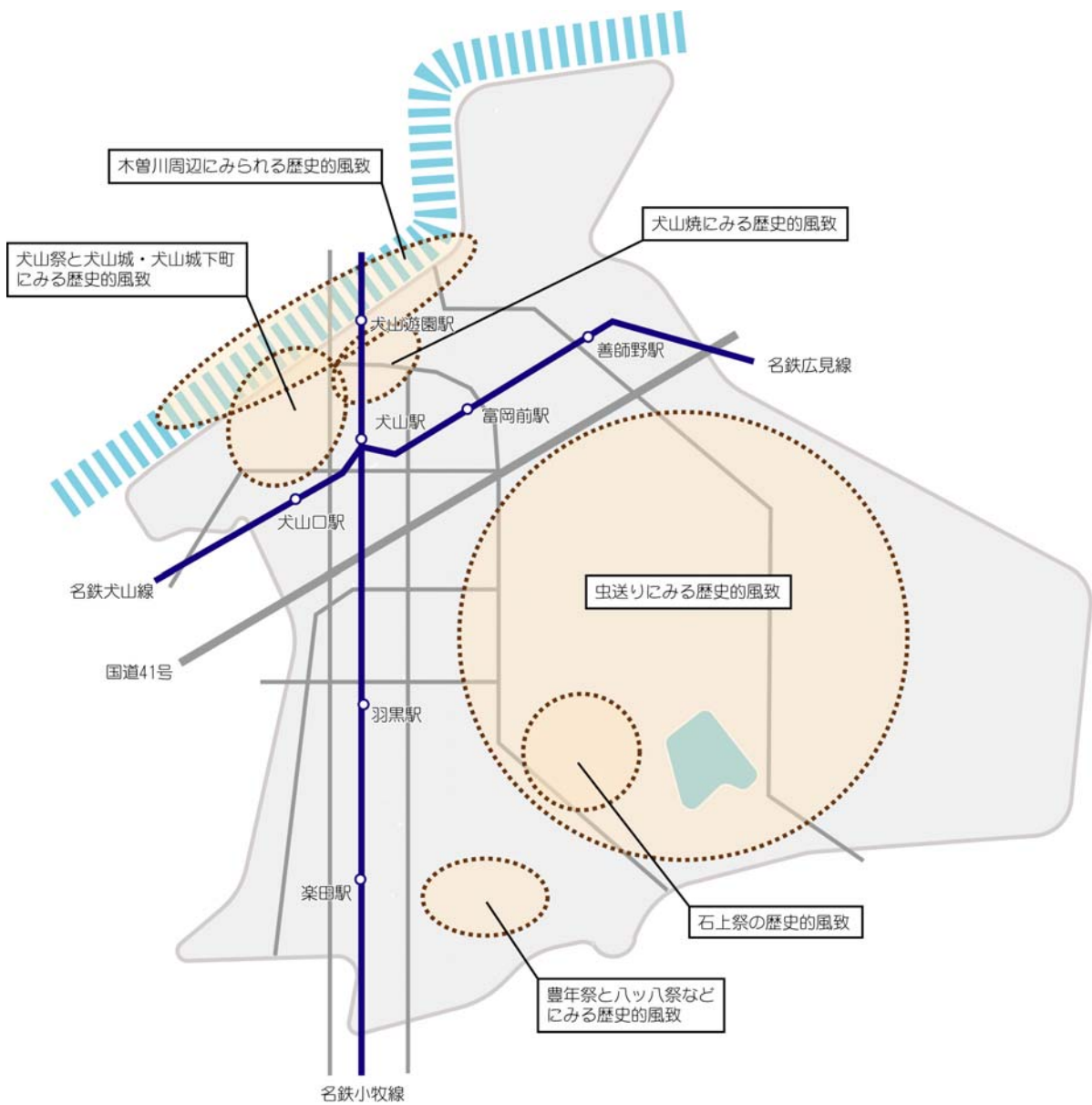
③文化財の活用 文化財の保存に影響が及ばない範囲で、教育や普及のために文化財の活用を推進します。文化史料館の活動の充実を図り、「犬山城と城下町地区を結び、人と文化をつなぐ施設」としての機能を強化します。



■歴史的風致 歴史まちづくり法では「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境」とされており、地域にある城、神社などの歴史的な建物や町家などの町並みと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒などが一体となったもの。

●重点事業

<p>犬山城城郭遺構調査事業</p>	<p>犬山城に関連した遺構の残存状況と城郭の範囲を確認し、犬山城城郭調査委員会の指導及び遺構調査の実施成果を基に、堀や切岸などの遺構の年代を推定できる資料を整理し、犬山城の歴史的価値をさらに追求します。</p>
<p>犬山祭の車山行事の伝承保存事業</p>	<p>犬山祭の車山行事で用いられる用具の修理・新調を計画的かつ適切に実施するために車山所有町内に対して支援を行います。郷土の誇りである伝統行事を正しく継承するための環境形成と意識醸成を進めます。</p>



写真・イラスト・データ

●現状・課題

平成 24 年度の文化史料館リニューアルオープンに伴い、犬山城、文化史料館、旧磯部家住宅、どんでん館、旧堀部家住宅をはじめとした各歴史・文化施設の役割の明確化と相互のネットワーク化が求められています。

また、市民総合大学「歴史文化学部」は、毎年多くの人を受講しており、卒業後の自発的な活動を一層推進させていくため、卒業者の人材の育成と活用が求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山城、文化史料館などを拠点として歴史と文化のネットワークが構築されています。また、市民や学生の参加のもと、市内各地域で歴史や文化をテーマにした市民グループが組織され相互交流が行われています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022 年度
◆歴史・文化施設の自主活動事業	回	1	2009 年度 27 (2015 年度)	30
歴史・文化施設を会場とした市民団体などの自主的な活動の実施回数。市民の歴史や文化財に対する意識を高めていくため、活動回数の増加を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**歴史・文化のネットワークづくり** 「犬山」固有の歴史的・文化的資源をネットワークで結んで相互に関わりのある地域資源としてその価値と魅力を発信することにより、地域を愛し、郷土に誇りを持てる人材を増やします。
- ②**文化史料館を拠点に情報発信** 文化史料館で、犬山城と城下町地区を中心とした歴史文化に関する情報発信を行うとともに、企画展示や案内機能の充実を図ります。
- ③**公益財団法人犬山城白帝文庫との連携** 犬山城と城下町地区の情報発信を行うため、旧犬山城主成瀬家にまつわる文物の保存・管理や研究などを行っている公益財団法人犬山城白帝文庫と連携した事業を実施します。
- ④**犬山祭保存会との連携** ユネスコ無形文化遺産であり、国指定重要無形民俗文化財である犬山祭の伝承保存と普及啓発のために、保存会との連携のもと記録を蓄積し、適切な保存修理と公開を促進します。また、行事の継承や保存会運営に対する支援を行います。
- ⑤**各種 NPO・市民団体との連携** 文化財の保存や普及啓発、町並み保存、歴史文化探訪などの活動を行っている市民グループと連携して講座やイベントなどを開催し、次世代への歴史文化の継承を図ります。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

城下町地区では、歴史的資産を活かしたにぎわいのある安全で暮らしやすい町の再生のため、犬山城前広場の整備や電線類地中化・道路美装化などを行ってきました。このような取組みの結果、近年では、多くの人たちが城下町地区を訪れるようになりました。

一方、歴史的建造物の保存については、維持管理に要する手間や費用の増大、跡継ぎの不在という理由から、取り壊されて空地になり、その後建てられた建築物が城下町地区の景観にそぐわない、といった事例も出てきています。加えて、防火対策や歴史的風致^{*}の観点から問題となっている区域内の老朽化した公共施設の移転も課題となっています。

そのため、住民が安全・安心で、にぎわいと潤いを感じられる良好な住環境の形成を図りながら、城下町地区の歴史的景観を保持した町並みを形成していく必要があります。

また、地区外からの車両や地区内における歩行者の動線を地域住民と協議しながら検討を行い、適切な誘導を図っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

歴史的建造物が保全され、歴史や文化などと人々の生活が調和する歴史的風致を維持し、住民は安全・安心やにぎわいと潤いを実感でき、来訪者は利便性や快適性を実感できるまちとなっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆伝統的建造物の修理・修景（累計）	件	- 2009年度	20 (2015年度)	27
伝統的建造物の修理・修景に関する助成件数。伝統的な建造物については、歴史的風致維持向上計画に基づく指定を行い、長期的な視点で計画的に修理・修景を行うことを目指します。				

●施策の展開方向

- ①城下町地区の町並み環境を整備 電線類地中化や道路美装化などにより良好な道路環境の整った城下町地区は犬山の歴史文化を象徴する風情のある地区であるため、景観などに配慮した住環境の整備を推進し、住民にも来訪者にも配慮した整備や車両・歩行者動線の望ましい交通体系の確立を計画的に推進します。
- ②伝統的建造物の保護・保全 伝統的建造物の保護の手法として伝統的建造物群保存地区指定などを検討し、修理・修景などの基準を定め、防火対策を促進して城下町地区の伝統的な町並みを後世に伝えます。また、地域において歴史及び文化面から価値の高い建造物を文化財として登録・指定し、後世への継承を図ります。
- ③歴史的風致形成建造物の指定 景観や都市計画と調整を図り、歴史的風致形成建造物の指定などを通して、城下町地区の歴史的風致の維持と向上を図ります。



■歴史的風致 歴史まちづくり法では「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境」とされており、地域にある城、神社などの歴史的な建物や町家などの町並みと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒などが一体となったもの。

写真・イラスト・データ

●重点事業

伝統的建造物整備活用事業 国登録有形文化財の旧堀部家住宅の修理を行い、既存の旧磯部家住宅や中本町まちづくり拠点施設などと連携を図り、伝統的建造物の活用を進めます。

伝統的建造物の保存・修理・活用 「歴史都市犬山」の実現のため、伝統的建造物を修理・修景し、伝統的建造物群保存地区指定などを手法の一つとして検討します。また、伝統的建造物の保存計画の策定に向け、内容を検討し、国の補助制度を活用して、伝統的建造物の修理・修景を進めます。

文化

- 1 文化活動の振興
- 2 新しい文化の創造と活動の支援

1 文化活動の振興

施策 391

<文化スポーツ課>

●現状・課題

文化芸術振興基本法の第1条には「文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらす」と明記されています。これは、文化芸術の振興が、心豊かな国民生活をつくり出し、活力ある社会の実現に寄与することを示しています。

本市は、昭和57年に市民が芸術文化に親しむための拠点として市民文化会館を建設しました。開館以来、市民に優れた舞台芸術を鑑賞してもらうため、自主事業としてコンサートや演劇などの公演を実施してきました。平成27年度から公演を買い取る自主事業の縮小を行い、その代わりに平成28年度からは、市民文化会館の利用が少しでもしやすくするよう、市との共催事業の要件を緩和しました。また、市民文化会館に併設する南部公民館では、市民の絵画や書などの創作作品を展示するギャラリーとしての活用も進められています。

今後は、施設の老朽化が懸念されることから適切な点検・修理や保守・管理を計画的に行い、市民が利用しやすい芸術文化の拠点施設として、維持管理していく必要があります。また、多くの市民が芸術文化に親しみ、市民自らが文化芸術活動に積極的に取り組むことができるような環境づくりも求められています。

●目指す姿と目標指標

市民文化会館を中心として、優れた舞台芸術が開催されるとともに、市民の自主的な文化芸術活動が展開され、多くの市民が文化芸術に親しみ、心豊かに文化的な生活をしています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
◆自主事業の鑑賞・参加者数	人	4,822	2009年度 2,354 (2015年度)	3,000
自主事業を鑑賞及び参加した市民の年間延べ人数。2015年度実績値から約700人増を目指します。				
◆市民文化会館の利用者数	人	40,545	2009年度 50,135 (2015年度)	45,000
今後は減少が見込まれますが、当初目標値の維持を目指します。				

●施策の展開方向

- ①自主事業の充実 市民参加型事業として既に実施している市民芸能祭や市民音楽祭、文協まつりなどを充実するとともに、市内や近隣市町で活動する団体やサークルとの共催事業を実施します。
- ②市民文化会館施設の充実 市民文化会館の施設の点検・修理や保守・管理を計画的に行い、芸術文化の拠点として市民が利用しやすい施設として充実を図ります。
- ③文化活動の場の確保 多くの市民が文化活動に参加できるように、市の施設（公民館・市庁舎など）を活用した市民ギャラリーや市民展などの充実を努めます。

●重点事業

文化活動の場の確保	多くの市民が参加できるような文化活動の場として、ギャラリーや展示スペースを確保します。
-----------	---

●現状・課題

本市では、犬山市文化協会と特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会を中心として様々な文化活動が実践されています。犬山市文化協会は 46 団体、560 人で構成され、市民展、芸能祭、文協まつりなど数々の事業を主体となって実施しています。

また、特定非営利活動法人音楽文化協会は 9 団体、227 人で構成され、市民音楽祭を毎年開催するとともに、定期演奏会や各種大会・行事を展開しています。

しかし、文化活動団体の会員は高齢化が進み、年々会員数も減少しているため、若い世代への会員拡大を図り、犬山の新しい文化の創造と活動の活性化を促していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山市文化協会や特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会が若い世代の会員を増加させ、自主的な新規事業を展開するなど、市民が主体となる新しい文化活動を展開しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
					2022 年度
◆自主的活動団体（団体数）	団体	73	2009 年度	55 (2015 年度)	55
犬山市文化協会、特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会に所属する団体数。2015 年度実績値の維持を目指します。					
◆自主的活動団体（会員数）	人	1,250	2009 年度	787 (2015 年度)	800
犬山市文化協会、特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会に所属する会員数。2015 年度実績値の維持を目指します。					

●施策の展開方向

- ①自主的文化活動団体の育成・支援 犬山市文化協会・特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会など、既存の団体の活動を充実させ、市民劇団・サークルなどに活動の場を提供します。
- ②犬山らしさのある文化の創造 市民が参加する芸能祭や市民ギャラリーをはじめ、豊かな自然、歴史に根ざした犬山らしさのある文化を創造する機会や場を充実します。

写真・イラスト・データ